## 午前10時29分開会

〇岩佐委員長 おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会を開会します。 欠席届が出ています。6出張所長全員ですね、出張公務のため欠席です。

それでは、昨日に引き続き、環境まちづくり部所管の項目に関する総括質疑を行いますが、その前に、昨日の岩田委員の神田警察通りに関する質疑に対する区議会事務局長の答弁について、補足説明があるとの申出がありましたので、区議会事務局長からの答弁から入ります。

〇小川区議会事務局長 昨日の当委員会での神田警察通りに関する答弁のうち、議事録の 取扱いについてでございます。去る9月5日の環境まちづくり委員会における執行機関の 答弁の訂正に関する基本的な対応について私から答弁を申し上げたところでございますが、 委員会の議事録の訂正等については、当該委員長と発言者で調整の上、具体的な対応をす ることとなります。

以上、補足をさせていただきます。

〇岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、総括質疑に入らせていただきます。環境まちづくり所管について質疑、挙手をお願いいたします。

米田委員。

〇米田委員 外濠の水質浄化について。分科会でも桜井委員、林委員がやられているんですけど、そのところで少しだけさせていただきます。いいですか。

分科会でも予算について、これ東京都から来ているということでありました。また、どういったことを取り組んでいくのかというのがありました。少し確認なんですけど、例えばこれ東京都の予算でこういったのを分科会で分かりましたけど、例えば千代田の方々が、例えば水質浄化に向けてイベントをするとか、そういったことの場合は、東京都の予算というか、この対象にはなるんでしょうか。

〇山崎環境政策課長 東京都との協議の中で、この外濠の水質浄化の暫定対策、これにかかる費用というところで東京都のほうから事務処理特例交付金で出ているというところになりますので、例えばそういうイベント的なものというのは入らないというふうに考えております。

〇米田委員 そういった場合は入らないと、よく分かりました。我々も区民集会の運営協議会とかで2年間、桜井委員おっしゃっていただいていて、しっかりやらないといけないというところまで来ました。我々党としても2018年からずっと取り組んできております。東京都は昨年度、一昨年か、「未来の東京」戦略にも盛り込んで具体化に今進んでおります。昨年の5月は多摩川上流再生センターからの下水再生水、これを取り込むとか、例えば、これだけでは足りないんで、水量が厳しいんで、荒川河川水、ここからも取り込む、こういった戦略も示されました。また長期的には多摩川の羽村取水堰から水を引き玉川上水をよみがえらせるという長期的なビジョンも掲げております。こういったことを区民集会までやったわけですから、ここまで進んでいるとか、こういったことを区民の皆様にお知らせしていくというのは、これは大事なことと思うんですけど、いかがですか。

〇山﨑環境政策課長 やはり外濠の水質浄化の進み具合とか、そういったことに関しましては区民の皆様にもしっかりとPRしていかなきゃいけないことだというふうに考えてお

ります。

〇米田委員 昨年もこのアオコの状況であったと。暫定値ですけど2分の1まで減ったというのもあります。こういったこともしっかり示していっていただきたいなと思っております。山田教授との話合いの中でもあったんですけど、今後何が必要かといったら、玉川上水で外濠を改良していく、こういったことをしっかり取り組んでいく上では、しっかり玉川上水の近隣区と連携しながら機運を高めていく、これが僕はもう最も重要なことだと思っております。こういった取組は今後実施していくべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

〇山﨑環境政策課長 この外濠浄化プロジェクト、東京都のほうで導水路の整備というのを進めております。それが完了するまで2030年半ばというふうにも聞いております。それまでの間は東京都と連携し、暫定対策ですけど、そういったものを実施していくというところでございます。それとともに、今、委員おっしゃるとおり、区民の皆様含めて、この外濠浄化についての機運を高めていくために、我々のほうも、例えば子ども向けの勉強会、これは昨年も今年も東京都と一緒に近隣の小学校に対して行ってはいるんですけど、それにプラスして区民向けに、例えば外濠のところにボートを浮かべて、そこでボートの上から見ていただくとか、現地の見学会とかというのも今後検討していくつもりでおります。そういった催物を含めて、国や都、関係区で構成する5者連絡会ですとか、玉川上水の沿線の連絡会とか、そういったのを通じて、委員おっしゃるとおり、機運を高めるための取組というのを一緒にやっていこうということで呼びかけていきたいなというふうには考えております。

〇米田委員 最後です。そういうことだなと思います。要は外濠を抱えているうちが本気でこれに取り組むんだと、区民集会までやって取り組むんだと。この意気込みが僕は大事だと思っております。沿線区、これを主導していく、これぐらい私はやっていただきたいなと思っております。さっき課長が言っていましたけど、2030年代半ばと言っていましたけど、本当は2040年でした。これを国交省、河川の担当省、全部横串に刺してここまで進んできております。外濠を抱えている本区としてどうやって今後しっかり取り組んでいくか、決意みたいなのがあればお聞かせください。

〇山﨑環境政策課長 先ほども申し上げておりますが、何はともあれ、今の小学生がこの 2030年半ば、40年ということになると、もう大人になる頃です。そういった成長過程の中でしっかりと外濠のほうを見ていくというところもありますので、子どもに対しても区民に対してもしっかりと周知してPRしていきたいと思っております。

- 〇小枝委員 関連。
- 〇岩佐委員長 小枝委員。
- 〇小枝委員 お濠の水の問題、大変重要だと思っています。その中で、内濠も外濠もなんですけれども、特に内濠が大きいと思うんですけど、地下水系ということが1990年代ぐらいまでは開発に関わって、これ、地下水系を断ち切ることは非常に地盤の沈下も生むし、日比谷辺りなんかはもう階段で何階分も落ちちゃっているんですよね。武蔵野台地の水系の中にこのお濠はあるわけだから、それを断ち切るなとは言わない。断ち切るなとは言わないというか、地下を掘っちゃいけないとは言わないけれども、掘ったときに、それを次のところまでつなぐような工法をちゃんとやっていたんですよ。今そこのところがち

ゃんと認識されているかということと、それから、今でも地下水が湧いている箇所というのが実はあるんですね。その場所もしっかりと認識しておく必要があると思います。やっぱり全部つながっていることですので、その点。

それから、もう一つ大きな要素が雨水なんですけれども、周辺の雨水をしっかりと流し込んでいくというのも、地道なんですけれども一つの方法というふうに言われております。そういったことも、玉川上水を確かに、何でしたっけ、大木戸のほうからずっと引いてくると、これもう最大大きなプロジェクトだと思うんですけども、同時並行でいろんなことを視野を広くやっていかなきゃいけないというところが、ちょっと伝承されているかどうか気になるので確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇岩佐委員長 誰が言うの。

環境まちづくり部長。

〇印出井環境まちづくり部長 環境政策それからまちづくり、少し横断的な課題なので、 私のほうからご答弁申し上げます。

地下水の取扱いについては様々な法関係の規制もあるという状況の中で、今ご指摘いただいたような課題についての取組について、ちょっと私のほうで詳細に現状把握していませんので、その辺りについては少し調べさせていただいて、所要な対応が取れているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

雨水等については、これは下水道が東京の都市部はほぼ合流式でございますので、そういったゲリラ豪雨等の際に汚い水が外濠のほうに入っていくという課題があって、その辺りについては、過去、企画総務委員会なんかでも経過をご報告した記憶がございますけれども、下水道局のほうでそういった外濠への汚い汚水が入ることを防ぐような蒸留管等の工事をしているというところです。また、ビルの開発に伴って浄化した水を濠に流すという取組についても、たしか区民集会の勉強会などでもご報告をさせていただきましたが、開発に伴ってそういった取組もございます。今後やはり内濠、外濠に近い開発については、濠や川の浄化ということも貢献要素として検討するように誘導し、指導をしていきたいというふうに思っております。

- 〇岩佐委員長 小枝委員。
- 〇小枝委員 ありがとうございます。

雨水の汚水漏れの話のほうではなくて、開発に伴って容積緩和をして浄化水槽をつけるという、そういう大がかりな話ではなくて、牛ヶ淵に隣接して今のかがやきプラザの建物も建てたわけですね、区庁跡地。あのときも雨水を貯留して、もう濠端なので牛ヶ淵に流していけば、それは新しい水源になるだろうという話があったんですけども、これもできることなのにやっていただけなかった。でも後ろ向きな話をしてもいけないので、後づけでもできることですし、これからもまちは動いていくことですので、そういう意識を持っていないと、そういう、何というか、ごく普通な自然体の当たり前のこともできないということをチャンスを逃がさないでいただきたい。

それから、湧水の話が答弁がなかったんですけれども、湧水ですね。大手門のところも 牛ヶ淵のところも、恐らくもっとたくさん、本当にけなげに水が湧いているんですね。そ ういうところにはゲンジボタルとかがいたりして、そういうところも把握をした時代もあ ったと思うので、ちゃんと後追いで把握していくと同時に、もっとそういう環境を醸成し ていくという、知ることを醸成することが私たち大人の努めだと思うので、しかるべき答 弁を頂けたらと思います。

O加島まちづくり担当部長 開発関係だとか、開発だけじゃなくて、機能更新だとか、建物の整備だとか、そういったものを踏まえて、要するに湧水だとか、そういったきれいな水を外濠、内濠に流す工夫をしなさいよということだと思います。そういったものに関してはいろんな対策ができるのかなというふうに思っておりますので、きれいな水を外濠とかに入れられるだとか、内濠もですね。だから、そこら辺は環境省のほうに直接入れていいかだとかというところもあると思いますので、研究の対象になるかなというふうに思いますので、検討させていただければと思います。

- 〇小枝委員 あと湧水。
- 〇印出井環境まちづくり部長 湧水等については、たしか関係自治体の連絡会等でも議論になったことがあったかなというふうに記憶しております。そういったものを活用するということ、一方で、例えばどちらかというと海に近いところの地下水などについては塩分が入っていたりする関係の中で、生態系の課題があるということで……
- ○小枝委員 濠のこと……
- 〇印出井環境まちづくり部長 こういった湧水についても、濠で活用することについては 環境や生態系への影響も踏まえて……
- ○小枝委員 もう湧いているんだから。
- 〇印出井環境まちづくり部長 研究をしていきたいというふうに思っております。
- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇小枝委員 全然忘れられている。
- ○岩佐委員長 ほかに環境まちづくりの所管について。
- 〇白川委員 外神田一丁目南部地区のまちづくりについてお伺いします。略称で外一と言われているまちづくりについてです。

最近、NHKで報道がありました。法律で定める地権者の同意を得られる見通しが立ち、 事業化に向けて動き出すというふうに報道されていまして、喜んだ方もいらっしゃると思 うんですが、まずお伺いしたいのは、ここで法律で定める地権者の同意という、この言葉 が出てきました。で、3分の2という言葉も出てきました。議決がもう終わったので工事 が進められるというのが私の新人議員としての認識だったもので、さらにその地権者の同 意という言葉が出てきたことがちょっと意外だったということでご質問したいと思います。 同意率について、この3分の2というのがなぜ出てくるのかという辺りを聞かせていただ ければと思います。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目の同意に関するご質問でございます。 外神田一丁目南部地区まちづくりにおきましては、区域内の地権者が共同で再開発組合というのを設立いたしまして、この再開発組合がその事業者となってその市街地再開発事業を実施すると、そういうことを検討しております。この再開発組合の設立に当たりましては、都市再開発法という法律におきまして、区域内の地権者等の3分の2の同意が必要と、こういうふうに規定されてございます。現在、区が把握している同意率につきましては、区議会に提出している資料では、その区域内の地権者、民間地権者の60.8%という資料をご提出しておりますが、その後、再開発組合の前身に当たる準備組合、ここが調整し ておりまして、その態度を保留していた地権者の方が賛成に回りまして、現時点では同じ く民間ベースで64.6%の方が同意していると、そういった現状でございます。

〇白川委員 今の数字を見ると3分の2の66.6%には届いていないという認識になりますが、これ、報道では見通しがついたというふうに聞いておりますが、これ大体いつぐらいに必要なのか、あるいはこれ見通しが立っているという状態で進めて大丈夫かどうかというのをちょっとご質問、確かめさせていただければと思います。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今、委員ご指摘のとおり、現状で同意率が民間地権者ベースで3分の2に至っていないということにつきましては区としても認識しているところでございます。一方で、今後の手続につきましては、現在進めている都市計画決定の手続が完了した後に、建物の基本設計ですとか、土地の鑑定評価、そういったものに着手しまして、おおむね1年程度の期間をかけて事業計画というものを作成してまいります。この事業計画を策定した後に、認可権者である東京都のほうに組合設立の認可申請を行うことになります。その際に、その時点で地権者の3分の2の同意が必要となるということになってございます。現在の地権者の同意状況につきましては、同意していない人におきましても、事業自体を明確に反対しているということではないという方もいらっしゃいまして、事業が例えば進むことになれば同意するですとか、あとは生活再建のもう条件が固まれば同意しますよという方が一定数いらっしゃいます。一般的に再開発事業におきましては、そのような人に対しまして、その事業計画作成の手続を進めまして、具体的な事業費ですとか保証内容ですとか、そういったものを示すと。そういったことで事業に対する理解を得て同意率を向上させていくというような方法が取られているというところでございます。

〇白川委員 3分の2の時期とか手続についてはよく分かりました。ちょっと細かくなってしまいますが、最近、環境まちづくり部のほうで出された資料で、今進行中の再開発一覧というのを出されていまして、そこでちょっと見て愕然としたんですね。検討中とか、何か要するに決まったのに進んでいない計画というのが半分以上あって、これ、千代田区は大丈夫かなと。要するに、これ、外一進むよというふうに報道があったものの、本当に進むのかどうかというのをそれを見て疑心暗鬼になってしまいました。それでちょっと申し訳ないんですが、もう少し掘り下げさせてください。

民間地権者の同意とありましたけれども、このエリアには国の施設、区の施設、都の施設、公共セクターが入っています。民間と公共を分けた理由というのを教えていただけますでしょうか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 民間地権者のみの数字をお示ししたということでございますけれども、議会でそういった同意率について議論する中で、民間発意の事業であって、民間地権者の同意状況で検討すべきと、そういったご指摘を受けたということに基づきお示ししているものでございます。一方で、組合を設立するというときには、公共セクターであっても地権者の一人として同意するという行為が生じます。その意思表明をする必要があります。で、再開発事業に公共施設を有効活用すると、そういった観点もございますので、公共セクターが地権者として同意の意思を示すということについては否定されないものと我々としては考えてございます。

〇白川委員 ちょっとしつこくなりますが、公共セクター、国と区は同意をしているかど

うかというのをお聞かせください。それで、3分の2を確保できる見通しを持ったという その根拠を教えてください。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 同意しているかしていないかという、そういったご質問でございますけども、それに答えれば、3者ともまだ同意というものはしてございません。一方で、我々千代田区といたしましては、平成15年より学識ですとか町会の方々、地域関係者と共に万世橋プロジェクト委員会、これを立ち上げて外神田のまちづくりにつきましては長い時間をかけて検討を進めてまいりました。まちの将来像ですとか解決すべき地域課題というものを外神田一丁目基本構想というもので取りまとめてございます。この基本構想を実現する上で本事業は最適な手段と考えてございまして、その事業化に向けた検討というものを進めていくべきと考えてございます。国や都も同等のスタンスでございまして、その事業を進めていくごとに関しましては理解を得ているものでございます。その公共セクターの地権者としての同意そのものにつきましては、今後、事業者から示される事業計画等を踏まえまして、所有する公共財産の将来の活用、そういったものを検討いたしまして正式に判断する。その時期になったら都や国も判断するというところで、我々としては見通しがあると考えているところでございます。

〇白川委員 ありがとうございました。同意についてはよく分かりました。

ちょっと、話を変えます。私が秋葉原にこだわっているのは、最近の調査で外国人観光客が減っているというのはご存じでしょうか。ちょっと私もデータを探したんですが、ちょっとすぐ見つからなかったんですけれども、萌え系の聖地ということで、今、秋葉原、世界的な知名度を誇っているんですが、その地位を今池袋に奪われつつあります。池袋は今ご存じのように再開発がどんどん進んでいまして、非常にコスプレなんかで使いやすいとか、だから店もたくさんつくりやすいといったような、外国人観光客を呼ぶのにふさわしい環境になりつつあります。

それに引換え、今、秋葉原というのはもうちょっとそういう人たちには古いという認識をされつつありまして、私も秋葉原を愛していまして、岩田委員も一般質問でなさっていましたが、秋葉原らしさとは何かということをご質問なさっていましたが、やっぱりその辺は突き詰めて考えるに、一つちょっと懸念を感じましたのは、ちょっと視察で見せていただいた施設で清掃事務所も物すごく古くて、もうこれすぐ取り替えないとまずいだろうというぐらい古いものでした。あるいは、葬儀場というのは、人によってはちょっと禁忌、と言うと言い過ぎですけれども、必要なものだけども近くにあっては困るというような認識がある施設ではなかろうかと思います。ここのど真ん中の再開発の場所にそういう施設が入っている。つまりにぎわい施設の中に本来ならそういう遠慮したいような施設が入っているという矛盾があるので、これはどうしても乗り越えなければならないだろうというふうに思います。これを乗り越える魅力づくりをしないと、これ収益施設でもありますので、今後ちょっと収益にも影響するかなというふうに思いますが、その辺の見解というのをお聞かせください。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 秋葉原のにぎわいに関しまして、池袋や中野との地域間競争が発生しているということは委員ご指摘のとおりでございますし、清掃事務所ですとか葬祭場にそうしたイメージがあると、こういったことについても同様に考えてございます。清掃事務所ですとか葬祭場ともに区民生活においてはなくてはならない施設とい

うところでございますけれども、社会一般的に、そういうちょっと言い方はあれですけども、忌避施設ですとか嫌悪施設みたいな形の言われ方をしていると、そういったイメージがあるというところについては我々としても認識してございます。

これに対する今回のまちづくりの対応といたしまして、まず建物の設計段階におきまして、例えばですけど、にぎわい機能と、そういった区有施設、人や車の動線、これが交わらないようにする工夫ですとか、あとは植栽ですとか、建物設備を用いて目線が行かないようにする工夫ですとか、あとはその建物の外装ですとか内装デザインについて、そういう施設ではないような、おしゃれなデザインにするとか、そういった工夫ですとか、そういったことをできないかということを事業者に調整してまいりたいという形で考えてございます。また、本事業におけるにぎわいにつきましては、その建物の低層部への商業施設の配置ですとか、エリアマネジメントの実施も検討してございまして、そういったもので実施していきたいと考えてございます。今後の具体的な中身の検討をしていく上で、議員ご指摘のことを踏まえつつ、秋葉原を拠点としてにぎわいの核となるような施設を目指してまいりたいと考えてございます。

〇白川委員 ありがとうございます。この調和というのは非常に大切だろうと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

これはちょっと半分提案みたいになるかもしれませんが、秋葉原らしさというところで、川があるとかエキュートがあるとか連雀町が近いとか、須田町や淡路町が近いとかという、古いものが近くにあるんですが、この連関というのがどうもうまくいっていないだろうというふうに思います。

外国人観光客を呼ぶという、今、最大のチャンスだというのは認識がある方が多いかなと一応思います。というのが、アニメーションで、何だっけ、進撃の巨人とか、あるいは鬼滅の刃みたいなものと違って、アイドルという曲が、今、何だっけ、グローバルチャートで1位になった、あれなんだっけ、「推しの子」か。すみません。「推しの子」というアニメーションが世界中で見られている。私ちょっとびっくりしたんですが、というのが、アイドルという概念は日本独特のものなんですね。1997年に「あいどる」というウィリアム・ギブソンというSF作家が小説を書いていますが、これは日本語読みのAIDORU(あいどる)というつづりで出しているんですね。要するにidolの、あのアイドルとは違うものなんです。これが、もう世界中でアイドルという形態がついに理解され始めたということなんですね。それが主題曲がグローバルチャートの1位になったというのは、世界中でみんな日本のアイドルがこういうものだという概念ができ始めていると。じゃあそれに気に入った外国人観光客はどこに行くかというと、アイドルの聖地に行きたいと思うわけです。

そこで、最大の聖地って、当然秋葉原なんですが、ここで池袋に取られたくないというのがどうしてもあるもんですから、ここで少しこだわりたいなと思っています。秋葉原と違って、池袋ってもう本当にさらな感じで、ちょっと何だろう、ちょっと何ですかね、無機質な感じのよさというのはあるんでしょうけども、やっぱり有機質な感じのよさというのが秋葉原にはあると。そこを盛り立てるには、やっぱり連雀町とかというところまで再開発の勢いというのを広げる必要があるだろうというふうに思います。せっかくお金をかけるんだったら、世界一のアイドルの聖地を取り戻したいというふうに思いますので、そ

の辺の工夫みたいなことがあればぜひ教えてください。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今回の外神田一丁目のまちづくりにおきまして、今、議員ご指摘があった、千代田区の強みと言われる歴史性みたいなものをまちづくりに取り入れていくということは非常に重要なことだと考えてございます。そうしたことの考え方につきましては、先ほど申し上げた基本構想におきましても、神田須田町、神田淡路町等の歴史的な魅力と秋葉原周辺の国際的な商業地、観光地としての魅力、これを連携するということについて定めてございまして、今ご指摘がございました考えにつきましては、我々としても同様の認識を持っているというところでございます。

具体的な取組の内容といたしましては、以前、第2回の一般質問のご質問でありました、例えば橋を架けるとかそういったことのハード整備につきましては、既にマーチエキュートが整備されておりますので、なかなか今直ちに実施するというのは困難かと思いますけれども、例えばですけども、川沿いに今プロムナードを整備するということを考えてございます。それを通じて両地域を行き来するルートを視認性を高めて構築するとか、そういったことで両地域を回遊するような手段ということも検討してまいりたいと考えてございます。先ほど申し上げたエリアマネジメントにおきましても、その区域内に、今、整備を予定します親水広場におきまして、秋葉原地域と神田須田町、淡路町かいわいの両地域の魅力を伝えるようなイベント、こういったものの開催も検討しておりますので、ソフト面におきましても交流を促すような取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〇白川委員 ありがとうございます。

非常に意気込みが分かりましたので安心いたしましたが、どうしてもやっぱりあまりに検討中が多いというのがやっぱり頭にかすめて、本当に進めていただけるかどうかというのをもう一度確認させてください。要するに意気込みというんですかね、もうこれぐらい慎重に進めているからこれは大丈夫ですよという確約が取れると私も安心できますので、ぜひお願いいたします。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目南部地区のまちづくりにつきましては、都市計画手続に着手して以降、議会などで様々なご議論を頂きました。区民の皆様に対しても、公聴会ですとか、区有施設を中心とした説明会を行うとか、様々な検討を行ってまいりました。こうした手続を踏まえまして、ただいまようやく事業化の兆しが見えてきたと、我々としてはそういうふうに考えてございます。現在、議論されております同意率ですとか、区有施設の取扱いにつきましても、委員会等でご質問いただいてございますけども、そうしたことにつきましては、事業計画検討の進捗に応じまして、引き続き議会ですとか区民の皆様に対して丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。併せて具体的なまちづくりにつきましては、地権者ですとか事業者、それから周辺の地域の方々のご意見をと取り入れつつ精力な検討を進めまして、秋葉原の魅力、特色を最大限に生かしつつ、例えば観光客ですとか、在住の方、通学・通勤の方、その区別なく、誰もが快適に活動できる、そうしたまちづくりを進めまして、世界に誇れるまち秋葉原、これの再生を目指してまいりたいと考えております。

- 〇岩佐委員長 はい。よろしいですか。
- 〇牛尾委員 関連。
- 〇岩佐委員長 関連で、牛尾委員。

〇牛尾委員 関連で、私もまちづくりの項目を出していますんで、質問をしたいと思います。

今のやり取りでよく分かりました。要するに地権者、住民は置き去りだということですね、(発言する者あり)本当に。よく分かりましたよ。そういったまちづくりの姿勢について伺いたいと思います。

やはり何でこれだけ外神田一丁目にしろ、様々なまちづくりが進まない一つの要因というのは、やっぱり住民や地権者の理解が得られていないと、そういう努力を本当にやっていないからこうなっているんじゃないかと私は思うわけですよね。

かつて石川前区長は、2001年に本会議でこのような答弁をしています。まちづくりはその計画や事業化については、関係者の合意を図るために最大限の努力をしていくことが最も大切なことだという認識を私は持っておりますと。今の樋口区長もそういった視点をお持ちでしょうか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、区の見解をお問い合わせいただきましたけれど も、同様の見解と考えてございます。

〇牛尾委員 同じ認識だということですが、そうした状況の下で外神田一丁目について区が都市計画決定をしたことには、そうした視点からだと非常に違和感を用います。都計審では1票差という僅差での結果でした。この背景にあるのは地権者と住民の合意形成への不十分さが私はあると思うんですけれども、そうした状況の下でどのような判断で都市計画決定をしたのか、ちょっと教えていただきたい。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 都市計画の決定段階におきまして同意ということについては考慮すべきことではございますけれども、その手続を進めるに当たっては、事業そのものが公共の福祉に資するかどうか、そうしたことで判断すべきでありまして、同意率の詳細な事項につきましては、今後の組合設立、その時期に見極めていくべきものと考えているところが基本でございます。我々としては、地権者同意につきまして、同意していない人が全員が事業に反対ということではなく、例えば、保証の内容が分からないと同意について意思を示せないですとか、あと、手続が進むことになったら同意しますよとか、そういう個々の地権者の方々によって状況が異なってございまして、そういった意味で、先ほどちょっとご答弁申し上げましたけれども、現在も準備組合のほうで同意の調整を地権者と進めてございますけれども、それでも少しずつ上がってきているという状況がございます。そういった中で、今後、計画の検討を進めて、事業費等について精査を進めて、事業について理解を求めていくと。再開発事業というのはこうした立てつけになっているということで考えてございます。

〇牛尾委員 この外神田一丁目の再開発の場合、慎重派の地権者の方が、前、テレビでも流れましたけれども、二つの指摘をしております。一つは、今の、課長がおっしゃいましたけれど、区の立ち位置について指摘をしているんですね。答弁で言われたとおり、民間発意の再開発なわけです。フェアではないんじゃないかというような指摘をしております。先ほど言ったとおり、民間の地権者での数、3分の2で達していないと。そうした状況の下で都市計画決定をしてしまったと。区有地を含めれば3分の2になるんでしょうけれども、ちょっともう一度確認しますけれど、現在、民間地権者の中での3分の2は得られていないということでよろしいですよね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今ご指摘のとおりで、得られておりません。

〇牛尾委員 だから、まだいわゆる大方の方が同意しているという状況じゃないと。で、あそこについては住民の意見が二分をしているわけですよね、まだ二分をしていると。その際に、やはり行政の立ち位置というのは、いかにやっぱり住民合意を図っていくのかと。ここに努力すべきではないかと私は思うんですけれども、ちょっとここについて確認させていただきたいんですけれども。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ちょっと繰り返しになってしまうところもありますけれども、具体的にその地権者の合意形成をどのように進めていくのかという、そうした 趣旨のご質問かと思います。

再開発における地権者合意につきましては、まず事業者におきまして、その各地権者との生活再建の調整を進めていく中で対応していくものと認識してございます。事業者から、その地権者の同意状況につきましては、同意していない人においても事業自体は明確に反対していない。生活再建の条件が固まるまで態度を明確にしていない方が一定数いらっしゃると聞いてございます。今後、都市計画決定を行い、建物の設計ですとか土地鑑定の評価ですとか、そうしたことを踏まえてその事業計画の作成に着手してまいるわけですけれども、その中でご自身の生活再建の条件がどうなるかと、こうした条件を提示できるようになります。その具体の条件を示すことでその事業に対する理解を得ていくということは可能と考えてございます。区といたしましては、その事業者に対して、同意を得ていない地権者に引き続きその事業に対する理解を得るよう努めていくとともに、生活再建に不安を抱える地権者様に対して、地権者が求める情報を現時点で示していない理由ですとか、スケジュール感ですとか、そうしたことを丁寧に説明していくよう、こうしたことを指導してまいりたいと考えてございます。

〇牛尾委員 一般の再開発だったらいいんですよ。ここは公有地が含まれているわけじゃないですか。だから区の立ち位置というのは大事なんじゃないかと私は言っているんですね。今のは、事業者、準備組合に丸投げという感じに聞こえましたけれども、私はそうではいけないと、私は思います。

私、今回、区有地を含めて3分の2になったと。で、これに私は不安を区民の方が今後感じていくんじゃないかというふうに思うんですよ。今後も区内では公共施設を含んだ再開発が計画をされています。今回の外神田のように住民や地権者の意見が二分するということがあるやもしれません。その際に、民間地権者の組合成立3分の2に達しないまま区が加わると3分の2に達するという状況が仮に生まれたとすると、慎重的な意見を求める住民の方々、地権者の方々は、区は反対している、慎重な推進を求めている住民の声は聞かないんじゃないかと、今後。そうした不安を持つかもしれませんし、他区でも、今回の外神田一丁目のようなことが起これば、千代田区の今回の動きを参考にしてしまうんじゃないかと。そうしたあしき前例になってしまうんじゃないかというふうに思うんですよね。そうした不安や疑念を住民が持ちかねないということについてはどのように感じますか。〇大木神田地域まちづくり担当課長 今、牛尾委員のほうのご指摘にございました区民の方が、例えば公共、区有施設の財産がどうなるのかとか、そういったことで不安を持つのではないかということ、そういったことに関しましては、例えば、我々としても事業者から詳細な情報を聞いているということではございませんので、今後、先ほど申し上げたと

おり、事業計画を策定する中で詳細が決まっていくというところで、我々としてもその情報を得ていくというところでございます。そうした情報につきましては、さきの常任委員会でも同様のご意見がございまして、今後、議会ですとか区民の方々に対して節目節目で情報提供をしていくというところでご理解を得ていくということで我々としては考えているところでございます。

〇牛尾委員 違うんですよ。区の側が住民の声、要するに再開発を推進する側の声ばかりを聞くんじゃないかと。反対している、慎重になってくれという側の声を聞かなくなるんじゃないかという不安を持つんじゃないかと言っているんですけれども、そこについてはいかがですか。

〇加島まちづくり担当部長 再開発、再開発ということなんですけれども、その前段で地域のまちづくり、それを踏まえて都市計画をどう打っていくかといったようなのが大事だというふうに思っています。それで我々手続を進めるか進めないかということだというふうに考えて、認識をしているというところです。地権者さんが、じゃあ100%同意したからといって、そこの地域になじまない再開発というものがあったら、それを進めるかどうか、それは進めないという形なので、あくまでも前段として、そこのまちづくりの、地域の課題だとか、そういったものを精査されて、それを解決する手段として市街地再開発事業というものがあるというところなので、そういったことを踏まえてそこのまちづくりを進めていく。それを前提としてやっていくといったところなので、そこをちょっと理解していただきながら、同意だとか、そういったところを検討していっていただければなというふうに思っています。

で、基本は外神田一丁目のところで聞かれておりますので、再三委員会等でもお話をしておりますけれども、令和3年の6月15日の環境・まちづくり特別委員会での、法17条の手続に入る前にいろいろと条件が集約されたと。その特別委員会で議論されて、特別委員会では関係権利者の方だとかの意見聴取、懇談、さらには有識者への調査依頼も行われました。そのようなことの結果を踏まえて特別委員会の集約がされて、その中で都市計画審議会の専門家の的確な知見を得るためということで、庁内の適正な手続を経て17条の手続を進めたというものですので、そこを理解していただきたいなというふうに考えておりますので、そういったことを踏まえて、ほかの今いろいろと検討しているまちづくりに関しましても、今どういう状況なのかというものは常任委員会のほうでるるご説明をさせていっていただきますので、そういったところで手続のほうをご理解いただければなというふうに思っております。

- 〇岩佐委員長 牛尾委員、もう同意の件については先ほどからずっとやり取りされているので……
- 〇牛尾委員 確認だけ。
- 〇岩佐委員長 はい。そろそろまとめていただけますか。 牛尾委員。
- 〇牛尾委員 今後事業計画が進んでいくんでしょうけどね、しっかり情報開示と、住民の 方々の意見も十分聞いて進めていただき、要するに聞いていただきたいと。そのことは訴 えたいと思います。

いま一つ事業の見通しについて、人件費や資材の高騰があり、疑問だと、失敗したら誰

が責任を負うのかというようなことを、慎重派の地権者の方は述べております。当然、そうした失敗したらどうするのかという不安が生まれるのは当然だと思うんですよね。実際に再開発で失敗をして地権者に多大な債務負担が増えたというような事例も全国各地にあります。岡山県の津山市では、320億円余りで再開発を進めて、再開発ビルを建てたんですけれども、あまりにも大き過ぎるビルを建設したために保留床を計画どおりに処分することができなくなっちゃったということで何十億円という未払いが発生して再開発組合が解散できない。各地権者に借金が背負われていったという、こうした再開発の失敗もあります。この間、資材の高騰によって、札幌市などでは事業が成り立たないと、再開発を見直すというようなこともあったようであります。資材の高騰、これが本当に先行きを不透明にしているんですけれども、ここについてどのような根拠を持って決定を下したのかというのを教えていただけますか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 まず、事業性そのものというものにつきましては、 先ほど来申し上げているとおり、これから都市計画決定をいたしまして事業計画の策定を 進めていく中でそこで精査していくというものでございます。で、現段階で区議会のほう に総事業費854億円と、こうした資料を提供してございます。これは事業者が一定の条 件を想定いたしまして、建物の建設費ですとか、床の販売価格の予測を行って算出したも のというところで、確定値につきましては、今後手続を進めていく中で判明していくとい うところでございます。こうした数字につきまして、今、事業者に対するヒアリングをし てございます。そのヒアリングでは、現在策定しているシミュレーションにつきましては 半年に1回計算の見直し、まき直しを行っているということを聞いてございます。原材料 高ですとか人件費の高騰、あとオフィス床の供給状況、そうしたことを注視し、半年に1 回確認を行っていますけれども、現段階でその事業性が成り立たなくなるようなことは至 っていないという形で聞いてございます。

- 〇牛尾委員 事業が成り立たなくなることはないと。ところで、飯田橋東口の再開発がありますよね。都市計画決定されておりますけれども事業が進んでいない状況ですけれども、この事業が進んでいない、遅れている原因は何ですか。
- 〇岩佐委員長 牛尾委員、これ、外神田の関連で入っていただいているので、あんまり広げていただいても困っちゃうんですけれども。
- 〇牛尾委員 関連で。関連するから。
- 〇岩佐委員長 どこが関連するんですか。飯田橋。(発言する者あり)
- 〇牛尾委員 事業費の関連で。
- 〇岩佐委員長 飯田橋、簡潔に答えていただけますか。 担当課長。
- 〇榊原麹町地域まちづくり担当課長 飯田橋駅東地区に関するお問い合わせを頂きました。確かに当初提出をされた事業計画から遅れが生じている状況ですが、ご質問いただいた主な要因といたしましては、社会情勢の変化に伴う建設工事費等の高騰であるというふうに聞いております。権利変換に向けた認可申請を行うに当たって、事業者側のほうで事業収支をどう組み立てるかというところを現状検討しているというふうにこちらでは把握しております。
- 〇岩佐委員長 牛尾委員。

〇牛尾委員 飯田橋駅も資材高騰によって当初の計画が変更されてしまうという状況が実際千代田区でも起こっているわけですよね。なかなか外神田もこういう状況のところで事業の見通しが立てるという根拠は一体どこにあるのかというのを教えていただきたいんですけれども。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 先ほど申し上げたとおりに、事業者からはヒアリングで我々としては今の状況を把握しているところでございますけれども、事業者から、当初試算した事業費につきましては、不測の事態が発生してもある程度吸収できるようバッファーを設けていると。要は収入は堅め、支出は多めと、これでもって計画を立てていると聞いてございます。今後ですけれども、そうした事業の効率化というのは当然併せて検討していくものでございます。例えば、一般的に建築業界でバリューエンジニアリング・コストダウン、VECDと呼ばれているようなものでございますけども、事業者、設計者、施工者で設計協議を行って、その性能とコストのバランスを見ながら建物の構造ですとか、資材のグレードですとか、そういったものを見直して合理化を行うと。これで工事費の低減に努めるということにつきましても行ってまいりますし、収入を増やすという観点につきましても、参加組合員というところで、いわゆる不動産会社が購入して販売する保留床価格と、そういうところにつきましては価格を上げていくというところも検討しておりますし、あと、国において、今そういった資材高、人件費高に対応するような補助金、そういったメニューも出てございますので、あらゆる角度からそういった事業の効率化というのを努めていくという形で事業者から聞いてございます。

〇牛尾委員 じゃあ、最後です。まあそういう状況もありますんで、財政の状況もよく情報開示して知らせていただきたいと思います。これだけ外神田一丁目の問題が様々もめた大きな要因というのは、やはり住民合意、住民への説明、これが不十分だったんじゃないかというふうに思います。私は、やはり都市計画決定の手続に入る前に十分に地権者、住民の方に説明をしていくということが大事だというふうに思います。本会議で都市計画決定の手続に入る前に説明会、公聴会を開くルールづくり、やはり必要という質問に対して、区のほうは、九段南一丁目では説明会を行いましたと。同様な案件についても適時適切な時期に説明や意見を伺うように努めてまいりますということを答弁されました。そこで今後、そうした公共施設を含む市街地再開発の際には、都市計画決定の手続に入る前に説明会を必ず行っていくと、そういう認識でよろしいですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 一般質問でそうしたご質問を頂いたというところでございますけれども、区として現段階で公聴会を必ず行うというところにつきましては考えてはございません。そのときの答弁にもあったところでございますけれども、例えばですけど、ガイドラインを策定して、その際に、区民の方々、いろんな方々の意見を得ているというところ、そうしたことがある場合には、必ずしも公聴会につきましては開催しなくてもいいような状況があるということでございますので、必要に応じてそうした開催につきましては検討してまいりますけれども、そういったルール化というところは考えてございません。

- 〇牛尾委員 最後。最後ね。
- 〇岩佐委員長 牛尾委員、そろそろまとめてください。
- 〇牛尾委員 はい。

これ、古い資料なんですけど、昭和56年の建設省都市局長、建設省住宅局長通達で、 都市再開発方針を定めるに当たっては、公聴会の開催はもちろんのこと、広報、説明会等 の活用等により、当該地域住民の意向が反映されるように努めることというふうな通達も 出されております。やはり住民の合意をしっかり得ていくことが都市開発を進めるに当た って必要だということを国も言っているわけですね。こうした立場で、ぜひ、これはもう 求めるだけにしますけれども、練馬区のように、やはり都市計画決定に入る前に、公聴会、 説明会を行うという条例も含めたルールづくり、これを最後に求めたいと思います。 〇加島まちづくり担当部長 都市計画手続における公聴会と、その前段の公聴会と呼ぶの か説明会と呼ぶのかはあると思うんですけれども、区の今までの地区計画に関してでも、 都市計画の手続に入る前に地域の方々にご意見を聞く説明会だとか意見交換会だとか、そ ういう形をやらせていただいているので、牛尾委員言われる都市計画の手続の前に聞けよ ということはもう既にやっていると。また、まちづくり構想だとか、そういったものに関 しても、その地域の方々の意見を聞きながらやっていると。九段南に関しましては区有地 も入っているというところもございますので、説明会とパブリックコメントを実施し、都 市計画の手続に入る前に広く意見を聞いたといった形を取っておりますので、今後もその ような形で都市計画の手続をただ単に入るということではなくて、その前段として、いろ いろなやり方がありますけれども、説明会と意見交換、またはパブコメ、そういったもの を踏まえて意見を聞くということはしていきたいというふうに考えております。(「関連」 と呼ぶ者あり)

〇岩佐委員長 合意形成と、また手続については一定程度やっていますので、ちょっとほかの新しい視点でやっていただけるなら関連で、よろしいですか。(発言する者あり)では、ちょっと先に入山委員の関連を先にやらせてください。 入山委員。

〇入山委員 外神田一丁目南部地域のまちづくりについて、私はエリアマネジメントという切り口でちょっと質問をしたいと思います。

まず、外神田一丁目南部地域まちづくりのエリアマネジメントについて伺います。まちづくりについて申し上げますと、近年、生活様式や価値観の多様化に伴い、自分たちの力でまちを変えていきたいという気持ち、機運が高まりつつあると思います。地域全体の魅力を高め、住む人、働く人、訪れる人の地域の愛着や満足度を高めていくことが求められていると思うんですが、民間のデータ、もしくはニュースとかでも聞いたんですけども、秋葉原は、今、満足度が高くないと。ほかの池袋、中野に負けているという話も、さっき白川委員がおっしゃったように、そのようなふうに私も聞いております。こうした現状の下、住民や事業者、地権者等の民間が主体となって地域経営を自主的に行い、地域全体の価値を高めていく活動、いわゆるエリアマネジメントの取組が各地で進められていると思います。昨日、地域振興部の質疑の中で、春山委員もおっしゃっていましたが、今、千代田区においても、本年4月に千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインを取りまとめているということで、積極的に取り組む姿勢が見えますけども、改めて区のエリアマネジメントに対するお考えを環境まちづくり部としてお答えください。

〇前田景観・都市計画課長 エリアマネジメントについてのお尋ねでございますので、全体に係るということで私のほうからご答弁させていただきます。

改めましてエリアマネジメントということでございますけれども、地域における良好な 環境、また地域の価値を維持向上させるための住民、事業者、地権者等による主体的な取 組のことを言ってございます。考え方ということで申し上げますと、まちづくりは単に道 路、建物などのハード面の整備だけではなくて、整備後のまちをどう維持管理するか、発 展させていくかというソフト面を含めたトータルな取組でありますことから、エリアマネ ジメントにつきましてもその手段の一つとして有効であるというふうに考えてございます。 〇入山委員 有効という認識だと思います。エリアマネジメントについては、地域の課題 に関心を持つ人たちが集まり、NPO法人などを立ち上げまして、住民の方々が自ら様々 な活動を実践する場合がある一方で、大きな開発を契機に一まとまりにエリアからエリア マネジメントが活動される、推進されるということもあります。千代田区では大手町や丸 の内地域、渋谷では100年に一度と言われる大改造が、今求められています。地元の企 業、行政と連携して地域活性化に取り組み、新たな地域の魅力が次々と出されていると思 うので、外神田でもぜひ検討してもらいたいと思ってはいるんですけども、外神田一丁目 南部地域のまちづくりについては、これまで地域の方々を含めた検討会や議会等で議論が 行われてきて、区有施設などがあり、ハードの面での話が多い中、地域活性化、にぎわい の創出というソフト戦略、イメージアップについてほとんど議論がされていないと感じて います。外神田一丁目まちづくりにおけるエリアマネジメントについてはどのようにお考 えでしょうか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 エリアマネジメントの検討状況についてお問い合わ せいただきました。まず、当地区の特性といたしまして、秋葉原のメインストリートであ る中央通りに面しているというところ。それから、JRの電気街口を出て、正面に唯一高 い視認性があるというところ。それから観光客でにぎわう秋葉原地域と歴史性の高い神田 須田町、淡路町の結節点に位置するというところ。それと、先ほどご意見がございました、 神田川が流れておりまして、その水辺の景観があると。こうしたことから当地につきまし ては高いポテンシャルを有する地域と認識してございます。一方で、秋葉原は現在では世 界中から旅行者が集まる観光スポットとして注目されておりますけれども、東京都産業労 働局における調査では、一番満足した場所というところではランキングの圏外になってい るというところで、その高いポテンシャルを生かし切れていないというような現状がござ います。先ほど来白川委員も入山委員もご指摘がございますけども、サブカルチャーの聖 地としての地位というものも、池袋や中野が力を入れておりまして、地域間競争は激しさ を増しているというような現状がございます。こうした現状に対して、事業区域内の地権 者の方々につきましては、このまままちが衰退してしまうんではないかと、大きな危機感 を抱いているところでございまして、区や事業者、地権者におきましては、まちづくりを 契機に、そういうエリアマネジメントを導入して地域の魅力の向上に努めてまいりたいと 考えているところでございます。

〇入山委員 進めていきたいということでありがたいんですけれども、秋葉原地区には駅前の再開発事業を契機に駐車場不足とか落書き、ごみの不法投棄などがあったと聞いております。そのときに、区の呼びかけで住民団体とか商店街とか、そのような人たちでエリアマネジメントの検討が始まったと聞いております。現在、その意思を受け継いだ秋葉原タウンマネジメント株式会社、TMO、花植えとか清掃活動、防犯パトロール活動などが

行われているということです。 TMOは千代田区による地域まちづくりを担う法人として 都市再生推進法人の指定も受けています。外神田南部地域のエリアマネジメントとのすみ 分けというのは何かありますか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 秋葉原TMOでございますけれども、設立が200 7年でございます。設立されてから15年余を経過してございまして、現在、秋葉原のエ リアマネジメント団体として一定の地位を確立していると考えてございます。一方、秋葉 原TMOなんですけれども、マンパワーの不足ですとか財源の問題、そうしたことからイ ベント開催ですとか、秋葉原の魅力を伝えるような積極的な行動というのは、これは限定 的な対応にとどまっていると考えております。現在、区と業者の間でエリアマネジメント の今の外神田のエリアマネジメントの在り方について検討してございます。その中で、秋 葉原TMOとの関わり方についても検討しているところでございますけれども、秋葉原T MOに対しましては、秋葉原各地区のエリアマネジメント活動、これを統括していただけ ないかということを提案していきたいと考えているところでございます。今、外神田一丁 目再開発の参加事業者は港区の芝浦でエリアマネジメント活動を実施しておりまして、運 河などの地域資源を生かしたイベント、こうしたものを開催すると、実績を有しておりま す。外神田においても親水広場を活用して同様の取組を行いたいと伺っております。例え ばですけれども、秋葉原TMOの関与の一例として、そうした外神田の魅力を伝えるよう なイベントを実施する際に、その地域の方に呼びかけていただきまして、同時に何らか開 催するということで、スケールメリットを生み出すというところで、イベントをより効果 的に実施すると、こうしたような関係性を構築できればと考えているところでございます。 〇岩佐委員長 よろしいですか。

## 入山委員。

〇入山委員 実現に向けて取り組んでいただきたいと思うんですけども、その中でも地域活動、町会、地域にお住まいの方々を中心としたコミュニティが役割を担ってきました。その中で今おっしゃったように、後継者不足とか財源不足とかというのもございます。さらにどのようなすばらしいエリアマネジメントが活動できたとしても、地域にお住まいの方の満足度というのがやっぱり一番必要かなと思っています。外神田一丁目のエリアマネジメントにおいて、こうした地域の方々とのつながりというのはどのようにお考えでしょうか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 エリアマネジメント活動を実施する上で、そうした 地域のお住まいの方の満足度を高めていくという、この必要があるというのはご指摘のと おりでございまして、既存のコミュニティによる活動を支援していくと。これもエリアマネジメント活動の一環と考えてございます。このエリアマネジメントにつきましては、例えば地域間競争を見据えた魅力づくり、先ほど池袋ですとか秋葉原ですとか申し上げましたが、そういったところに、あ、中野ですね、との競争に勝っていくというところと、そのほか、例えば古くから伝統を守ってきた住民の方々とか、それと新しい住民となった方々の問題、いわゆる新旧住民問題とよく言われていますけど、その解決策としても期待されるものと考えてございます。具体的な手段といたしましては、例えばですけれども、エリアマネジメント活動の具体的な活動を検討する際に、その地域にお住まいの方々のご意見、ご意向ですとか、これを伺う場を設けていくですとか、例えば、既存の地域コミュ

ニティの活動に対して、例えばお祭りですとか、そういったものに関して、人手不足とか、 財源不足とかいろいろ言われてございますけれども、そうした問題を補完するような手法 というのを検討していくとともに、例えば新住民の方々が入りやすい雰囲気づくり、そう したものに協力して、住民同士が交流できるような場を設けるとか、そうしたこと、エリ アマネジメントを通じた現在の社会情勢に応じた新たなコミュニティの在り方、こうした ものについても検討してまいりたいと考えております。

〇入山委員 エリアマネジメントの活動をしていく上で地域の住民の方々の協力というの が一番大事なことだと思います。

最後になりますけども、外神田一丁目南部地区、本当に魅力ある可能性のあるポテンシャルの高い地区だと思います。エリアマネジメント活動を実施する意義、改めてありますでしょうか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 改めて申し上げますけれども、成熟した都市型社会のまちづくりにおきまして、秋葉原の魅力を高めて発信して、その地域間競争に勝ち抜くと。それとともに多様化する住民ニーズに応えていくということにつきましては、行政主導ではなく、住民、事業者、地権者、様々な地域の担い手の方々の主体的な取組が必要と考えております。外神田一丁目南部地区のまちづくりにつきましては、地域の地理的特性ですとか高いポテンシャルを生かしまして、また、以前、委員の会派から頂いた「アキバのよかったこと調査」、こうしたことも実施しながら、TMOですとか住民の方々、様々なステークホルダーと連携いたしまして、秋葉原らしいエリアマネジメントというものを強力に推進してまいりたいと考えてございます。具体的には、例えば、国際的に評価の高い秋葉原のサブカルチャー文化を取り入れたにぎわいイベントですとか、電気、物づくりのまちとして歴史を生かした体験イベント、こんなこともちょっと今事業者と検討しているんですけども、そうした画一的なものではなく、ニッチな秋葉原らしさ、これを生かした個性ある施策で差別化いたしまして、地域を引っ張っていく秋葉原の新たなシンボルとなるようなまちづくりを目指していきたいと考えております。

- 〇小枝委員 関連。
- 〇岩佐委員長 小枝委員。
- 〇小枝委員 今朝も、テレビをつけると、テレビ朝日で秋葉原のことをやっていました。 これの開発が問題だよという方はみんなお顔を出して事業の、何というか、見通しがない、 採算性がない、そういうふうに堂々とおっしゃっているんだけれども、これを合意に満た ないのに自信を持って進めようという行政の側は全くお顔が出ていない。で、ここまで来 たらちゃんと取材に堂々と答えるべきだというふうに思うんですけれども、それはいかが ですか
- 〇大木神田地域まちづくり担当課長 取材につきましては、区の、まあ、顔を出すというよりは、区の考えにつきましては取材を受けておりまして、それについては答えているところでございます。

〇小枝委員 これは責任ある立場の人が責任を持って、やっぱり希望を、今ここでやられているような夢や希望をちゃんと堂々と語るべきだと思うんですね、ここまでやったんですから。そういうことが、今、もう、ずっと聞いていると課長答弁ばっかり。責任ある人が責任を持って、自分の命をかけて政治生命をかけてやるんですと。なぜならばこんなに

希望の持てるいいところだから、いい開発だからと言ったらいいじゃないですか。そういうところがすごく住民から見ると非常によろしくないというふうに思うんですね。責任者不在、それが物事を長らく停滞させてきた一つの要因であるというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 責任者不在というか、これ、区としてはこれを進めていくべきだといった形なので、区が責任を持って進めていくというふうに理解していただけるとありがたいなというふうに思っております。ここの地域のまちづくりに関しては、基本構想だとかそういったものは、いろいろな特別委員会でも、お話、説明させていただいておりますので……

○小枝委員 そんなこと聞いていない。

〇加島まちづくり担当部長 小枝委員も重々そこら辺は承知だと思いますので、そういった課題解決、まちの将来像、そういったものを実現するために区として責任を持って進めていくというところでございます。

〇小枝委員 その場その場で違った答弁をしないでほしいんですけれども、企画総務委員会においては、あるいはほかの場でもそうだったかもしれませんけれども、区長が同席しない委員会においては、区長が責任を持ってやるんですと、区長が判断したんですということを何度も何度も、恐らく議事録を見れば随分と答弁しているんですよ。つまり千代田区の財産を区民のために管理している長であり、都市計画を決定する権限者である区長が責任を持ってやるというふうに答えているわけですから、それはやっぱり区民に対してそういう責任性を明らかにするべきだというふうに思うんですね。そうでないと、この際部長でもいいですよ、(発言する者あり)とにかくちゃんと出てちゃんと語るべきだと思うんですよ、自分の言葉で、自分の責任において、(「そうだ」と呼ぶ者あり)部下として。それはやっぱりやらないと、おかしいと思いますよ。

〇加島まちづくり担当部長 どこに出て、誰に向けて、どう言うのかというところがちょっと分からなかったので、そこら辺は何とも言えないんですけれども、先ほど申し上げたように、区が責任を持ってここは進めていくという考えに間違いはございません。

〇小枝委員 まあ、これ以上――マスコミ取材は受けてください。ちゃんと、対区民に対して、全然公共の人じゃない人が一生懸命語っているわけですから、ちゃんとしゃべっていただきたい。責任を感じていただきたい。それがやっぱり真剣にまちづくりを行う第一歩だと思います。

私は、同じ過ちというか、よい再開発というのはもしかしたらあるんだろうというふうには思っています、中には。だけれども、いつも入り口のところで行き違いが起きるんです。というのは、できればみんなが気がつかないうちに都市計画決定してしまいたいという思いがいつもあるからです。なので、合意率どうですかというと、最初は100%、後で聞いたら7割とか、こうなってくるという事態が、外神田はもっとひどかったわけですけれども、この間、明大で部長もお出になっていましたけれども、都市計画家協会というところの勉強会がありました。そのシンポジウムの一番最初のところで言われた話が非常に面白かったんですけれども、安心・安全、便利・快適でよいまちはできない。なおかつ様々ないい話があったんですけれども、渋谷駅のところは、再開発、超高層開発をして非常に複雑化してしまって、もう乗降客が激減したというんですね。それは非常に周辺に対

してもマイナスの影響があった。その話は当然部長も参加していたわけですから聞いていると思うんですけれども、都市計画家協会の一番最初のお話が、そういう今までやってきたことと同じじゃないことも加味しながらやらなきゃいけないということを言っている。それと渋谷駅の話はそう。それから先ほど池袋の話もあったんだけれども、池袋というのはリノベーションと公園づくりと、あと人口消滅都市という危機感があったので、女性をもうすごくいっぱい入れて、女性の感性のまちづくりというのをかなりやったというところが強みとなっているということです。やはりちゃんとエビデンスに基づいて議論する必要があるんだろうなというふうに思います。

このままいくと、千代田区の人というのは、高い税金を払って収益を上げて一生懸命仕 事をしている方々なので、非常に、現実、不動産について詳しいわけなんですね。なので 土地においても、何というか、理解がされなかったのではなくて、開発の在り方もそうじ ゃないよねとか、もっとこういうやり方があるねと、アイデアがあったんだけれども、全 部地元排除をして、やりたいというデベロッパーとのお話に乗っていく人たちだけでやっ てきてしまったという状況になっていることを、そうすると、よい再開発というのになっ ていかない。アキバなんていうのは、放っておいたって、本当は、もう交通結節点、日本 橋よりずっと交通結節点だから、ポテンシャルが高いし、銀座よりも有名。世界的にはア キバのほうが有名。だからいろいろやっていけば十分川沿いのまちづくりができるし、何 しろこの4分の1以上が公有地なわけですよ。区有地だけで1,000平米以上あるはず ですね。全体の開発領域が7,000ですから、国と都を入れたら恐らく4分の1どころ じゃないと思うんですよ。そういうところで非常に場当たり的にやってきた。場当たり的 というのは、一番川幅の、何というの、川からの道なり、広いところのところを出張所で 占めてしまうとか、いろいろな失敗を場当たり的にやってきた。だから前にしか進まない、 そういった前にしか進まない、何というか、戦車みたいになっちゃうと、結局住民は引き 倒されてしまうので、もっとどのような状況にあっても対話対話対話、謙虚に謙虚に謙虚 に、なぜならば納税者、税金を払っている納税者だから、その人たちの声を聞くことが一 番不動産に強いし、まちの魅力が分かっている。そこのところを絶対外さないでいただき たい。答弁をお願いいたします。

- 〇岩佐委員長 対話をしてくれと。答弁お願いします。
- ○加島まちづくり担当部長 うーん……、正直、何をちょっと質問されたかというのがちょっとよく分かっていなくて……
- 〇岩佐委員長 対話です。対話、対話です。(発言する者あり)
- ○加島まちづくり担当部長 対話を何を求めた対話なのか。都市計画の手続を踏まえ、7月25日の都市計画審議会で、可決するものというふうに判断をしていただきました。それ以外の都市計画手法を使った何か新たな提案というものがあるということで言われているのか、そうではなくて、何でしょう、再開発だとかそういったことを使わないで個別の機能更新ということののみを言われているのか、ちょっとそこら辺が分からないので、すみません、ちょっと明確に答弁できないといったようなところでございます。
- 〇岩佐委員長 小枝委員。
- 〇小枝委員 つまり、対区民に対して、対地権者に対して、2方向あると思うんですね。 対区民に対しては、清掃事務所、先ほど意見がありました清掃事務所と、それから万世会

館をどうするかということをちゃんと話さなきゃいけない。現段階において170メートルのビルの5階に1個しかない清掃事務所が入る。地下に駐車場が入ると知っている区民はほとんど1割以下、あるいは5%以下、ほとんどいないと思いますよ。まだ全然知られていない。そこは公共施設を預かる区として、全く区民に対して、だったらもう区は、区長が決めたんだから、だったら区報で、いや、今度の清掃事務所は、皆さん、すばらしい清掃事務所が170メートルの5階に入りますと広報したらいいじゃないですか。それをしないでこそこそこそうでもやっているということ自体が区民と向き合っていない。これが1点。で、もし今なら間に合うんであれば、間に合うときに広報しないと、じゃあここは再開発ビルはよくないんだったら、じゃあこっちに移動させようとか、できるなら今しかないわけですよ。今の時代もう葬祭場はあんまり使われないのであれば、これを縮小しようか、あるいは別の形でやろうか、そういうことも話すのは今しかないわけですよ。区案はこうであると。今言っていただければ変えられる。公共施設に対してもちゃんと広報し向き合って対話をしていただきたい。

そして、対地権者に対しては、まだ64%、一応4分の1以上持っている国や東京都と区の了承は得ていないという今日答弁がありましたから、そうすると、やっぱりこれは地権者の方々にしっかりと話をしていかないと、要するにもう強行するんだという思いだけでやると修正が効かなくなるんですよ。腹案とか、ちょっと修正とか、あるいは野澤千絵先生が前におっしゃっていたけど……

- ○岩佐委員長 すみません。小枝委員……
- ○小枝委員 取り除くとか……
- 〇岩佐委員長 もうちょっと……
- 〇小枝委員 いろんなやり方があるんですよ、再開発には。
- 〇岩佐委員長 まとめてください。
- 〇小枝委員 そういうことが分からないというから説明しています。そういうことなので、 ちゃんと答弁してください。
- ○加島まちづくり担当部長 すみません。ちょっとさらに分からなくなっちゃったんですけど……
- 〇小枝委員 ええっ。(発言する者あり)それは××××××。
- ○加島まちづくり担当部長 対区民ということで、広報を図面で出せといったようなご意見だったのかなというふうに思っています。今、小枝委員も参加されている常任委員会で、今後図面等も出して、まずは議会の中でもご議論いただきたいといったようなところもご説明させていただいておりますので、そういったものを踏まえて広報を出すべきときに出すといったような形なのかなというふうに思っています。地権者の同意率、国も含めた公共もということに関しましては、先ほど担当課長からずっと答弁したとおりですので、そこはご理解いただきたいなというふうに思います。
- ○小野委員 関連で。
- ○岩佐委員長 関連で、じゃあ、小野委員。
- 〇小野委員 ちょっと念のため確認です。先ほど外一の件、これからも続くと思う中で、 メディアの対応の件が出ましたけれども、メディア対応はくれぐれも慎重にお願いをした いと思っています。先日、補正予算の件で新聞報道の件があったばかりですし、特に今回

とも絡んでいますし、非常にステークホルダーも多いというふうに認識をしています。そんな中、議会軽視とかステークホルダーの軽視とか、そのように受け取られかねない問題に発展する可能性というのは十分にありますので、番組の編集権がやっぱり区にはないわけですので、そこについては慎重にご対応いただくということをこの場で念のため確認をさせてください、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 今、小野委員言われたところで、私たちのほうから、何というんでしょう、編集権だとか、そういったものを言っていいのかどうかというのもありましたので、そこら辺はちょっと私たちからちょっとお話ししませんでした。そういったところもあって文章での回答と、質問と回答という形でやらさせていただいているというのが事実でございます。その中で、もう明確に決まって、区としても、議会も承認を頂いた末ということであれば、堂々と、堂々と、というか、明確に出ていくということもありなのかなというふうに思っております。慎重にそこら辺はやらさせていただきたいなと思っております。

- ○小野委員 はい、お願いいたします。
- 〇岩田委員 関連。
- 〇岩佐委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 先ほどの白川委員も牛尾委員も小枝委員もおっしゃっていましたけども、にぎわいと葬儀、しめやかに行われるのとにぎやかなのと一緒にやるのにどうやって切り分けるのかって、恐らく、何ですかね、人の流れとかいろいろ考えるんでしょうけども、そうそう皆さん言うこと聞くとは思えないんですよね。お互いに嫌な思いをするんじゃないですかね。そういうところってどういうふうに考えていますかね。
- 〇大木神田地域まちづくり担当課長 区有施設につきましては、現状でも秋葉原というにぎわいの拠点の中にあるというものの中で両立しているものというところです。今回、新しいまちづくりでいろいろデザインですとか一新されていく中で、そういったことについてはより両者が調和するようなことについて考えていきたいというところでございます。
- 〇岩田委員 いや、そうじゃない、そうじゃない。
- 〇岩佐委員長 岩田委員、これ、常任委員会でもかなりやっていただいていると思うんで すけれども。
- 〇岩田委員 答えていないから、答えていないから。
- 〇岩佐委員長 ここは決算審査ですので、決算審査に関係ある範囲で……
- 〇岩田委員 もちろんです。だからこれを認定するのかどうかちゃんとそういうのを答えていただかないとできないので。
- 〇岩佐委員長 答えていただいて、それでそれを受け止めていただいて、決算審査の参考 にしていただければと思うので……
- 〇岩田委員 そうです、もちろんです。
- 〇岩佐委員長 あと1回ぐらいでまとめていただきたいんですけども、よろしいですか。
- 〇岩田委員 はい。
- 〇岩佐委員長 はい。では岩田委員。
- 〇岩田委員 ちゃんと答えてください。どうやってそれを切り分けるのか、お互い嫌な思いをしないのかと聞いているんですよ。あと、もうちょっとゆっくりしゃべってください。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 どうやって切り分けていくのかというようなご質問でございますが、先ほど白川委員のところでご説明したとおり、動線について別々にするですとか、視線を見えないようにするですとか、またデザインについて工夫するですとか、今後、建物設計を進めていく中でできる限りの工夫をしていくというところで両立を図っていくと、今後検討していくものだと考えてございます。

〇岩田委員 できる限りであって、それがちゃんとできるかどうかは分からない、未定ということですよね。それで、私もそれはじゃあそれでいいですよ。ちょっと聞きたいんですけども、やり方がちょっと雑というか強引なんですよ、その進め方が。前も言いましたけども、憲法29条財産権の、財産権は認められている。それの侵害の例外規定なわけですよ、この再開発というのは。それで先ほど答弁があった、都市計画決定されて事業計画策定していく中で詳細が分かっていくと。つまり、全く中身の見えない袋の中に入ったものを、はい、幾らですよ、買ってくださいねと、中身が分かんないのに認定できるのかという話ですよ。

- 〇岩佐委員長 岩田委員、それも常任委員会で結構やられているので……
- 〇岩田委員 ちゃんと答えないからですよ。
- 〇岩佐委員長 いえいえ、ここは常任委員会のときの岩田委員の質疑の答えを今していた だく場所ではないので、決算審査に関係のある内容の中で質疑をお願いします。
- 〇岩田委員 分かりました。

それではですね、あのね、ここも、もちろん外神田の話もしますけども、日本テレビのところだってそうですけど、大きな企業が大きな土地を買いました。再開発したい。はい、オーケーと。再開発ありきの、何だ、計画だったり超高層だったり、だから池袋にコンテンツとかで負けちゃうと、白川委員もさっきおっしゃっていましたよ。中野に負けちゃうって当たり前ですよ。超高層ありき再開発ありきだから、コンテンツを考えないからですよ。じゃあエリアマネジメントで秋葉原をどういうふうなまちにしたいのか、どういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。例えば、萌え系のまちにしたいのか、オタクのまちにしたいのか、ゲームのまちにしたいのかというのを、ちゃんと、明確に、千代田区としてはどういうふうに考えているのか言ってください。

〇岩佐委員長 岩田委員、先ほどその件については、白川委員の質疑と入山委員の質疑で答弁いただいておりますので、ちょっと重複していますので、もう少しまとめていただけますか。

- 〇岩田委員 分かりました。はい。
- 〇岩佐委員長 岩田委員。

〇岩田委員 今は決まっているんですかそれは、方針は。さっきは何か、そういうふうに何か、こういうふうにやっていきたいと思いますみたいなやんわりした感じでしたけども、例えば、池袋はもう完全にオタクのまちにする、中野もそういうまちにするみたいなコンセプトがあるんですよ。千代田区はどうなんですかということを聞いています、はっきりと。まだ決まっていないんだったら決まっていない。それじゃないと超高層ありきと言われちゃうんですよ。

O加島まちづくり担当部長 秋葉原に関しましては、古くから電気のまち、そこからパソコン、フィギュア、アニメと、もちろん電気街も残っている部分もありますし、いろいろ

と変遷されてきたまちというところで、我々がというよりも、地域の中でいろいろと変遷されてきたのかなといったような、アイドルもその中の一つだというふうに考えております。そういったものに関して、今後、委員からも、本会議場だったと思うんですけど、質問があって、アキバのよかったこと調査などもしてみたらどうですかというようなご意見もあり、私のほうからも、いいアイデアではないかということで受け止めさせていただきますというご答弁もさせていただきました。今後、そこら辺も含めて、ここで区が決めるというよりも、そういったいろいろな方々の意見を聞きながらどういったものを入れていく。またエリアマネジメントをどう進めていくかということをいろいろ協議しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、そこら辺は十分ご理解いただけるとありがたいなと思います。

〇岩田委員 例えばコンテンツの話ですと、例えばゲームなんかですと、ご存じないかもしれないですけども、フォートナイトというゲームがあるんですよ。これ世界大会でさいたまスーパーアリーナが何万人といっぱいになっちゃうような、そういうのがあるんですよ。例えばそういうのを何か秋葉原でやるとか、そういうのを考えてじゃあまちづくりをやろうとか、何かそういうのだったら何か分かりますよ、あ、ゲームのまちにしようみたいな。でも、何かこれからエリアマネジメントに任せます。エリアマネジメントが何とかやってくれますみたいなんだと、建物ありきって言われちゃうんじゃないんですか。だからそういうのを明確にしていくべきですよ。でも、何か結局17条に入るんだって、何か17条に入る前に我々に何か相談とかじゃなくて、地権者の意見を聞きました、だから入りましたみたいな、そういうのじゃなくて、もっと丁寧にやるべきですよということを言っています。なので、今後も進めるに当たって丁寧に皆さんの意見をよく聞いてやっていただきたい。

〇岩佐委員長 はい。ご意見を頂きました。 ほかに関連はよろしいですか。

〇春山委員 外神田の件について、白川委員と入山委員と小枝委員と岩田委員といろいろ議論があった中で、1点ちょっとこの事業性という点においてもステークホルダーがまちをどういうふうに構成していくかというところにおいて、にぎわいのところとエリアマネジメントについては理解ができたんですけれども、今までの委員会でもお話を聞いている中で、ステークホルダー、来街者とやっぱり就労者と住民と商業の人たちと、いろんなステークホルダーがある中で、この再開発の大きなビルを建てるときの就労者、どういう人たちがどういう企業にテナントリーシングしていくのかということが、もう一つ大事になってくると思っています。昨日の答弁の中で、地域特性を生かしたまちづくりをしていくというお話があった中で、秋葉原というまちを区としてどのようなまちにしていくのかというところの、どんな企業さんなり就労者を入れていくのかという方向感というのは全くないまま事業者任せなのか、そうじゃないのか、お伺いしたいと思います。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今、春山委員ご指摘のとおり、今後のまちづくりを進めていく上で、ターゲット論みたいなものにつきましても非常に大事なことかと思っております。そうしたターゲットを区と事業者と地域の方々も含め、明確に定めて、リーシング活動についても、そういったことを踏まえながら、どういう企業を入れていくかということにつきましても、そうしたことで、そうした企業が集中して、またさらにまちづく

りとして活性化されていくということなので、そうしたことにつきましては、今のご指摘を踏まえて、念頭に置きながら事業者と検討してまいりたいと考えております。 〇春山委員 ありがとうございます。

これからきちんと検討していくということで理解しました。実は秋葉原、2050年を どうあるべきかというのを秋葉原の電気組合の方々とTMOの方々と3年か4年にわたっ て半年ずつ演習をやってプレゼンをするということを実はやってきたことがあって、私の ときの代のときには区の方もお呼びしましょうと言ったんですけど、どなたもいらしてい ただけなかったという背景があって、その中でいろんなこれからまちが衰退していく中、 電気街として小さな商店も、このまま商業が維持できながらどういうふうにまちがあるべ きかという議論の中で、例えばeスポーツを誘致しながら、そういう方々のためのフード テックをつくってみたらどうかとか、物づくりの方々とITとの掛け合わせというような まちづくりがどうかと、いろんな議論がされてきています。やっぱりその2050年なり、 2050年でなくてもいいと思うんですけれども、区としてまちをどう活性化していくか という絵とか、プランというか、意識というか、そういうものが見えてくるともっとまち をどうしていこうかということが話し合われるのではないかなというふうに思っています。 例えば、近隣の区では、日本橋はこれは事業者が主体になっていますけど、UCサンディ エゴの日本オフィスを誘致して、創薬ベンチャーを積極的に誘致したり、品川でも区の市 街地再開発事業と一緒に合わせて共創のベンチャーを誘致していくというような姿勢も見 られていたりして、昨日の地域振興のところの質疑を本当はしたかったんですけれども、 こういった産業とベンチャーを促進していくというところと、区としての関わる再開発事 業のところの連携をやっぱりきちんとしていくべきじゃないかなと思いますが、いかがで しょうか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 こちらにつきましても春山委員ご指摘のとおりかと 思います。なかなか区という行政ですと、多方面、公平にという観点からというところで すけども、やはり地域の強みを生かして、この地域はどういった方向で進めば将来として 発展していくかというところにつきましては、地域の皆様ですとか、事業者ですとか、そ ういうところにアドバイスを頂きながらこのまちづくりというのを考えていきたいと思います。 委員おっしゃったことにつきましても念頭に置きつつ、今後の秋葉原のまちづくりをどうしていくかということについても検討してまいりたいと考えてございます。

〇岩佐委員長 休憩いたします。

午後〇時〇〇分休憩午後1時14分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開いたします。

午前中はまちづくりの所管の質疑をさせていただいております。引き続きまちづくり所 管、午前中にやっていました外神田一丁目については終了したいと思います。

よろしいでしょうか。外神田一丁目終了いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長 引き続きまちづくり所管の質疑、ありますか。

〇のざわ委員 今回、四ツ谷駅等自転車駐車場管理についての点を質問をさせていただきます。区民の方から四ツ谷駅の近くの自転車置場が、何か、年契約なんで一回一回利用で

きるようにしていただけませんでしょうかという、複数からご依頼がありまして、それで ちょっと、ページで言うと、各会計決算参考書224ページ、225ページの事務事業名 2の放置自転車対策、こちらのほうの事務事業概要では44ページから始まりまして、5 4ページ、50ページでしょうか、51ページまで続く自転車置場のところがここに該当 するということで、まず予算を見てみますと、令和4年度決算が1億5,700万。で、 令和5年度当初予算額1億6,900万ということで、かなり大きな事業だなという中で、 ご承知だと思いますが、この事務事業概要で46ページ、ここを定期利用ということで年 間登録制ということで、1回登録すると、ほかの人は使えませんと。47ページは一時利 用コインパーキング式、これは毎回毎回空いていると使えますという立てつけだと思うん ですが、見てみますと、平成29年7月11日以降造られた、47ページの常盤橋自転車 駐車場以降は、この一時利用コインパーキング式で、最近は全部これで造られているよう なんですが、結論、見ていまして、これ、46ページ、定期利用型の駐車場は自転車が1, 456台、16駐車場がございまして1,456台、それで49ページの自転車等撤去返 還台数が、令和4年撤去2,210台、自転車等ですが、返還1,347。50ページのと ころで、この自転車が令和4年で1,132台ということで、これ、ここでご質問なんで すが、この一時利用、すみません。定期利用をしている駐車場、これ全部16台を一時利 用にすると放置自転車の問題も解決しまして、コストも削減できるんじゃないかなと思っ たりしたんですが、これについていかがでしょうか。

〇平岡環境まちづくり総務課長 今、のざわ委員からご指摘を賜りました、定期利用と一時利用の自転車駐車場の配置でございます。本区は、この事務事業概要の46、47ページをご覧いただきますと、それぞれ整備をしてきた設置年月日が書いてございますので参考にしていただけるかと思っております。もともとは定期利用の自転車駐車場を整備してまいりましたところでございます。ただし、区内の駅前のいわゆる繁華街を中心としまして放置自転車が徐々に増えてまいり、その放置自転車対策を抜本的に解決していく、そういう切り口で一時利用のコインパーキングと呼ばれる方式で自転車駐車場を平成18年度から徐々に徐々に設けてまいりました。

この考え方としましては、定期利用と申しますのは、ご案内のとおり1年間定期利用をしていただくことを前提に利用者をご登録さしあげると。随時必要なときに駅前等の乗り入れをしたときにご利用いただくという立てつけでございます。一方で、一時利用のほうは、使いたいときに空いている駐輪場を使っていただけるということで、登録なしにどのような方でもご利用いただけるという利点がございます。それぞれ駅前の地域を中心といたしまして本区では整備をさせていただいてございますので、実際に定期利用だけでは収容し切れない放置自転車とならないようにするための駐輪場を徐々に徐々に整備をしてまいったというようなところでございます。

のざわ委員からお尋ねいただきました、定期利用を一時利用に変えると放置自転車の問題が解決するかどうかという点は、こちらはちょっと明確には申し上げられませんが、定期利用をしていただく方の需要は、そもそも1年間を通じてこの駅が使いたいということを明確な意思を持ってお使いになっていただいている方がほとんどではないかなというふうに考えてございますので、一時利用のように好きなところに停めていただくという指向とはちょっと違っておりますので、必ずしも定期利用を一時利用に変えたということで放

置自転車の問題がうまく解決できるとはちょっと考えにくいものというふうに考えてございます。

〇のざわ委員 そうしましたら、実験的にもしご要望もありましたので、この四ツ谷駅自転車駐車場をまず実験的に一時利用に様子を見てみるというお考えはいかがでしょうか。 〇平岡環境まちづくり総務課長 実は四ツ谷駅自転車駐車場は、新四ツ谷見附橋という橋梁の上部にございます。そこには特別区道第816号がございまして、この橋梁の上の歩道面を使って定期自転車駐車場所を確保しているわけでございますが、共用ですので、道路床板までの深さがあまりございません。実際に道路の基礎面がございまして、その基礎面まで精算機を設置しますと、道路を一部掘削しなければならないというような事情がございます。そのために精算機がつけられないというような事情もございまして、この四ツ谷駅自転車駐車場を一時利用に仕替えることは大変困難であるというふうに考えてございます。

- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇のざわ委員 ありがとうございます。
- 〇岩佐委員長 ほかに。

〇小野委員 公園の利活用とDXについて質問させていただきます。子どもが外遊びを思い切りできるような場所が少ないということはどなたもご存じなことで、多様な遊びを経験できる公園の利活用について検討が今もされていると思います。昨年12月の東郷公園のイベントですとか、本年9月の花火の試行などは非常に象徴的な事例だったかなというふうに思っております。この公園と児童遊園の整備方針検討の中で、今後の公園利活用についてどのような観点で検討されているのでしょうか、ちょっとそこを教えてください。〇神原道路公園課長 公園・児童遊園等の既存ストックを活用しながら、誰もが使いやすい公園にしていくことを目指しまして、今ご案内があったように、平成19年に策定した公園・児童遊園等整備方針の改定に向けた検討を進めております。昨年度は区立公園・児童遊園・広場の利用状況や利用者アンケート、またヒアリングなどを行うなど、実態の把握に努めているところでございます。この改定の中で、特に子育て世代の要望に沿った公園・児童遊園の計画的な整備の方向性を示すとともに、禁止事項の緩和などについても、ご指摘いただいた課題への対応について検討してまいりたいというふうに考えております。〇小野委員 はい。ありがとうございます。

禁止事項の緩和によって、できることが大きく広がった可能性をいろいろとかいま見ることができたイベントだったなと思っています。今後、多様な遊びの提供に伴う課題もあると思います。

9月の花火についてなんですけれども、常任でも様々報告がありました。例えば利用者数ですとか、それから来ている方々の実際の声なども報告事項にあったように思います。そんな中で、イベントですとか、それから花火について、課題がそこからはちょっと読み取れなかったんですけれども、課題についてはどのようにご認識でしょうか。

〇神原道路公園課長 イベントで利用する場合の課題でございますが、これは当然公園ですので一般利用者の方もいらっしゃいますので、そういう方への配慮という、使い分けというものが必要になってくるのかなと考えております。また、9月に行われた花火の場合でございますが、ほとんどの方が自分でバケツを持ってきていただくですとか、持ってき

た花火ですとかごみは持ち帰っていただけるというような利用のルールを守って楽しんでいられたんですけれども、中には、打ち上げ花火を手持ちでやられるグループなどがちょっと散見されたというような状況がございました。

〇小野委員 近隣区、例えば港区でも花火利用の試行があったみたいなんですけれども、 今おっしゃったような課題がもしかしたらダブる点があるのかなと思います。何か近隣区 に対してヒアリングなどをされた実績というのはあるんでしょうか。

〇神原道路公園課長 今ご指摘にありました港区については今年度試行で実施してございます。私どももヒアリングを港区のほうにはしておりまして、港区では試行運用に当たって特に職員が張りついたということはございませんで、時間を守らない、ごみを持ち帰られないなどのマナーの悪い例があったり、花火を中止したような事例もあったというふうに聞いてございます。

〇小野委員 せっかくのいいイベントがやはり中止になってしまうというのは非常に残念なことですので、千代田区ではぜひとも続けていただきたいというようなお声が多かったと思います。今回、花火会場になったのは2か所の公園だったと思うんですけれども、職員の体制についてはどのようにされていたんでしょうか。ちょっと常任の資料では見当たらなかったので、もしやり取りされていたら申し訳ございませんが、教えてください。

〇神原道路公園課長 今回、港区の試行運用を受けて急遽の実施となりました。道路公園課の職員が二つの公園に張りつくような形で運用してございまして、時間中、東郷公園では4名、神田児童公園では3名が現場に赴きまして状況を確認し、必要に応じて注意喚起を行うと。終了後についても公園の状況を確認するなどの作業を行っております。

〇小野委員 昨日の答弁でもあったと思うんですけど、公園課の方々が今回は張りついてくださったというのはすごくありがたいんですけど、もし次年度から広げてやっていくとなったときに、常時今のような体制だと持続が困難なんじゃないかなというふうにも想像できます。昨日、職員の確保が難しいですとか、そういった答弁もあったかと思いますけれども、その辺りについても今後考えていかれる必要があるんじゃないかと思います。

今は花火の話だったんですけれども、イベントがない平常時、このときにも多様な世代がいろんな遊び方をしていて、中にはいろんなご意見ですとか、それからけがなどの報告なんかもあると思うんですけれども、現状把握されている課題というのはどのようなのがあるんでしょうか。

〇神原道路公園課長 やはりボール遊び、花火に対する禁止を緩和するといったことを今後やっていくに当たっての課題でございますが、やはり子どもといってもかなり乳幼児、幼児、小学生と幅広い、また中学生も遊びますので、その年代によるような遊びの違いであったり、あとはほかには安らぎたいというような方もいらっしゃいますので、そういった遊びに対するご意見といったのもたくさん頂いているところがございまして、そういった中で、どういう調和をしていくかというところは課題であると思ってございます。ある意味公園の使い分けみたいなものについても検討する課題の一つかなというふうに思っているところでございます。

○小野委員 ありがとうございます。

過去にも同じようなことを検討されているという答弁を頂いたこともあると思います。 そうすると、平時においてもふだん禁止されていることを例外的に今後も緩和をされてい くということが起きてくると思うんですけど、その際に、人員を常に配置するというのはなかなか難しくなってくるんじゃないかなと思います。そうしたときに、追加的な管理ですとか、いわゆるマネジメントの工夫が必要になるというふうに想像ができるんですけれども、その辺についての認識はいかがでしょうか。

〇神原道路公園課長 様々多様な遊びについてご要望を頂いているところでございます。 そういった禁止行為に関する規制緩和を行うためには、どうしても見守り体制というのが 一つ必要になってくるのかなというふうに考えてございます。その管理やマネジメントの 手法、またその主体についても検討が必要であると認識しております。

〇小野委員 はい、分かりました。見守りという言葉が出てきまして、例えばそれが地域のボランティアの方がいらっしゃるだとか、それから区の職員ですとか、または社協に何らかの協力を依頼するとか、いろんな方法があると思うんですけれども、今後、イベントがないときにでも、やはりトラブルの防止ですとか防犯の観点、そうしたことプラス禁止事項の緩和を推進していく中で、何らかのマネジメントの観点というところで防犯カメラの必要性というのも考えられるんではないかなと思います。特に人の張りつきというのは、これから人材がどんどん不足していくという点がありますので、その辺りについて何かご意見があったりですとか、ご検討というのはいかがでしょうか。

〇神原道路公園課長 今回実施させていただいた花火のほか、ボール遊びですとか、スケートボード、ドッグランなど、公園利用に対する多様な要望というのは頂いているところでございます。今ご指摘があったように、そこの見守り体制について人的な配置というのも当然必要ではございますが、こういった公園の活用の多様化、機能の特化に向けた検討をしていく上で、公園管理のDX化も必要になってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。また、公園の維持管理の効率化の観点からもそういったカメラというものは有効ではないかなというふうには考えてございます。このような利活用につきましても、こういった方針の改定の中で議論をしていきたいと。そこでその議論を踏まえて研究を深めていきたいというふうに考えてございます。

〇小野委員 はい。ありがとうございます。

最後になりますけれども、今言ってくださったとおり、今後、公園の活用の仕方というのがどんどん広がっていく中で、様々な活動を見守るというところで、まずは防犯カメラもあると。ただ、防犯カメラだけではなくて、今おっしゃってくださったとおり、まさにAIの機能というのを活用して、例えば、どの時間帯にどういう活用がされているかだとかいう分析なども踏まえて、今後さらにリソースはやっぱり限られていると思いますので、今ある公園などをいかに活用していくかというところをしっかりと分析できるためにも、AI機能ですとか、そうしたものをしっかりと活用していくという、防犯だけではないDXという観点でも公園のマネジメントをお考えいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇神原道路公園課長 我々としても、昨年度調査のほうは行っておりますが、綿密にどの時間にどの場所にというようなところまでは把握し切れていないところがございます。そういったDXを活用することによって公園の利用実態の詳細をつかんだり、それによってどういう課題があり、どのような使い方を皆さん望んでいらっしゃるのかというのも見えてくる部分もあると思いますので、そういった技術というものを活用しながらマネジメン

トにつなげていきたいというふうに考えてございます。

- ○小野委員はいい。ありがとうございます。
- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇小野委員 はい。
- 〇岩佐委員長 ほかにまちづくりの所管についての質疑ありますか。
- 〇牛尾委員 では、住宅問題についてお伺いをしたいと思います。今回、住宅問題は住宅と家賃助成についても伺いたいというふうに思います。私たちの区政アンケートには住宅問題についても相当な要望が来ているということで、その声を紹介しながら質問したいと思います。

まず、家賃助成についてですけれども、家賃助成、まず、次世代育成の住宅助成。これは分科会でも相当議論されているようですけれども、この分科会の資料の中で、住宅課長が、この制度についてちょっと目的をより幅を広げてといいますか、そういった形で継続して実施していきたいというふうに述べておりますけれども、この目的の幅を広げるというのはどういう内容なのか教えていただけますか。

〇緒方住宅課長 私が分科会で申し上げました、より広げてということについてでございます。これまで次世代育成住宅助成の目的としましては、子育て世帯の人口回復というところを目的としておりました。それがやはりもう人口が7万人近くなりまして、目的は達成したところで閉じるかという議論もありました。その中で、いや、でも今住んでいらっしゃる方で引き続き住んでいらっしゃる方を千代田区にとどまっていただくような、そういった定住を支援するような総合的な子育て支援の施策としてより広げて続けていこうという、そういう意味でご答弁申し上げたものでございます。

〇牛尾委員 いやあ、すばらしいと思います。この住宅助成ですけれども、8年間の限定、もしくは末子が18歳になるまでということです。ただ、ごきょうだいの年齢が離れた場合とか、あとはごきょうだいがたくさん、お子さんがたくさんいらっしゃる家庭の場合は、末子が18歳になる以前に8年間の期限が来て家賃補助が切れてしまうという場合もあります。子育て世代の方から、8年間限定じゃなくてもうちょっと緩和なりできないかというような要望が来ております。そこで、その8年間の限定ではなく、末子が18歳になるまで、あと条件の緩和というのを、もし子育て世代をより千代田区に住み続けてもらいたいというのであれば、そういった緩和というのも考えていいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○緒方住宅課長 分科会でも申し上げているんですけど、お子さんの人数によりますけど、この施策は8年間で最大で400万ほど助成するような制度で、23区でも本当に飛び抜けて手厚い制度だと考えております。現時点でまたこの期間を広げるですとか、そういったことはちょっと検討していないところでございます。

〇牛尾委員 今後ぜひ検討していただければというふうに思います。

いま一つの家賃助成は、居住安定支援の家賃助成についてであります。これ、4年度の 実績を教えていただけますか。

〇岩佐委員長 休憩します。

午後1時38分休憩午後1時38分再開

- 〇岩佐委員長 すみません、委員会を再開します。 住宅課長。
- 〇緒方住宅課長 居住安定支援家賃助成の決算額でございますけれども、こちらは902 万4,000円でございます。
- 〇牛尾委員 件数。
- ○緒方住宅課長 23件でございます。21件でございます。すみません。
- 〇岩佐委員長 牛尾委員。
- 〇牛尾委員 次世代育成住宅助成のほうは475件と、もう500件近い数があるのに対して、この居住安定の支援家賃助成、残念ながら21件という実績です。この居住安定支援家賃助成は、高齢者の方、障害を持つ方がなかなか家を退去しなきゃいけないとか、所得が減少したと。しかし千代田区に住み続けたいというそのために行われる家賃助成であります。この家賃助成ですけれども、特に所得が減少した場合、これは例えば働いていらっしゃった方が退職をされて年金暮らしになってしまったと、収入が著しく減ってしまったという場合は、これは対象になりますか。
- 〇緒方住宅課長 申し訳ございません。こちらの所得の減少というのは、急に解雇を命じられたですとか、起点がある所得の減少であって、将来的にずっと年金生活になるという方は対象ではございません。
- 〇牛尾委員 例えば、国民年金のみになってしまう方が結構いらっしゃいますよね。商売 やられている方とか、そういった方というのは、本当に仕事を辞められると一気に収入が 減ります。長年、何十年と住み続けてきた千代田区を出ざるを得なくなる。そうした方を やっぱり支援をしていくためにも、やっぱりそうした年金生活の方にも対象を広げていく とか、そういうのも必要だと思いますし、あと、いま一つ離婚によって収入が激減した場合、これは対象になりますか、
- 〇緒方住宅課長 こちらの居住支援家賃助成につきましては、独り親になられたという場合は対象にしておりますけども、離婚による所得減の対象にしておりません。
- 〇牛尾委員 やはり離婚によっても独り親になるわけですよ、お子さんがいた場合はね。 やっぱりそうした場合もやっぱり対象を広げていいのではないかと思いますけれども、そ うした検討はできないでしょうか。
- 〇緒方住宅課長 離婚されて独り身になられるという方を対象にというご質問でよろしいかと受け止めておりますけれども……
- 〇牛尾委員 そうです。
- 〇緒方住宅課長 やはりそういった方よりも独りになって子どもも育てなければならないですとか、障害があるですとか、高齢者が急に立ち退きを受けたとか、そういった居住継続が明らかに困難となった世帯に対して助成することを目的としている制度でございますので、離婚されたのでたちまち支援を受けるというような制度の検討はしていないところでございます。
- 〇牛尾委員 次世代育成と比べてあまりにも利用者が少ないという点では、もっと柔軟に 考えていただきたいと、これは要望だけしておきます。
- いま一つ、区営住宅についてお伺いをいたします。区営住宅の収入基準、2011年から15万8,000円に引き下げられていると思いますけれども、これは事実かどうか確

認したいんですけれども。

○緒方住宅課長 はい。そのとおりでございます。

〇牛尾委員 区営住宅については、子育て世代の方から、どうしても区営住宅に入りたいけれども所得制限に引っかかってしまうと。子育て世代の税負担はやっぱり重いんだと。やはりこうした住宅に応募できるように、例えば基準の緩和を行ってくれないかという声もあります。この居住安定支援家賃助成では月額20万円以下、要するに退去をすることを求められている方とか、そうした方の収入基準20万円以下の方が申し込めますよということですけれども、この区営住宅も現在の15万8,000円というのを20万円に戻していくという検討はできないでしょうかね。

〇緒方住宅課長 申し訳ございません。こちらの区営住宅の15万8,000円の上限は公営住宅法の上限、一般世帯向けの上限の15万8,000円を引いているものでございますので、区のほうでこれを上げるということは難しいところでございます。そして、私どもの区営住宅で対象にしている方々というのは、障害がある方ですとか、独り親ですとか、高齢者の方たちに、お困りの住宅困窮者のための住宅でございますので、所得の上限を上げると、ただでさえこういう方たちまだ100%入居できていない中で、より倍率を広げて、本当に住宅困窮者の方がますます入居しづらくなるという現象が生じかねないので、そういった検討はしていないところでございます。

〇牛尾委員 その場合はもう住宅を増やせばいいんですよ、やはり。そういう本当に入りたい人が入れない状況があると認識しているんであれば、住宅を増やせばいいと思うんです。

それで、予算委員会のときに、区営住宅でちょっと空いている部屋があるんじゃないかというような問いをしたときに、住宅課長、空いている部屋は実際あると。ただ、大きな工事をしなければいけないとか、残っている道具、残っている家具ですね、この引取り手を探すとかそういったことで時間がかかっているんだというようなことをおっしゃっておりました。例えばここも修繕の予算をどうするか、修繕のお金をどうするかというのを住んでいた方とやり取りするんではなくて、そこはやはり住宅に困っていらっしゃる方がいるんだから、区のほうで、もうしっかり予算もつけて、すぐに住居として供給していくという、そうした検討はできないですかね。

〇緒方住宅課長 残置物のことは、たしか平成27年か29年に、大阪の府の団地で残置物のために人に貸し出せない状態になっているのを何か質問されたときに、170戸か何かあって大問題になって、そこから国交省のほうでも、残置物の撤去に対してはガイドラインなども出ているというような、日本国内でも残置物の対応については苦慮しているところでございますけども、やはりその方の私有物を今現時点で、区が勝手に撤去して、次の方を入居させると、そういったことはなかなかできないところでございます。

〇牛尾委員 残置物はそうかもしれませんけれど、例えば壁に穴が空いているとか、別に修繕料、たくさんお金がかかってしまうと、そうした場合はどうですか、区がお金出して直すことできますか、それとも、居住していた方にやはり一定程度のお金を求めると、それを決着しないまで部屋を整備できないのか、どちらですか。

〇緒方住宅課長 修繕に当たりましては、予算のときに申し上げましたように、修理に時間がかかったりする、かなり大規模に部屋を傷めて退去されたり、亡くなってしまう方な

どもいらっしゃいましたので、ちょっと来年度の予算に当たっては、これまで一つずつ、50万円以内ですとか細やかに、入札にしてしまうと時間かかっていたものなどを見直しまして、ちょっと委託でできないかなど、より早くできるような対応を今、検討しているところでございますので、できるだけ早く次の方に貸せるように手続は進めているところでございます。

〇牛尾委員 分かりました。じゃあ、最後で。

やはり最後に求めたいのは、やっぱり公共住宅を増やしていくと、借上げも含めて、そういった検討をぜひやっていただきたいと思います。第4次住宅基本計画に公共住宅の問題、これも入れるかどうか検討していくということをおっしゃっておりましたが、ぜひ、次の住宅基本計画に公共住宅の増設というのもしっかり明記していただきたいと思うんですけれども、そこのご検討をぜひお願いいたしたいと思います。

- 〇緒方住宅課長 これまでもご答弁申し上げているとおり、千代田区では区民1人当たりの公共住宅の戸数は、23区平均の5倍以上となっておりまして……
- 〇牛尾委員 この前も言っていましたね。
- 〇緒方住宅課長 際立って充実していると認識してございます。民間賃貸住宅も増えている中で、区の住宅施策の基盤であります区営住宅の供給戸数の水準を今後も維持しまして、特に昭和期に建設しました区営住宅の建て替えに向けて、耐震性ですとか防犯ですとか、プライバシーへの配慮、バリアフリー対策など、質を高めた居住環境の確保に向けた取組を推進してございますので、また第4次住宅基本計画では、前議員からもご質問があったとおり、今まで充て職の区民の方が区民委員に着任していただいていましたけども、今後、公募の区民なども交えて様々な議論をして、住宅基本計画を策定していきたいと考えてございます。
- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇牛尾委員 はい。
- 〇岩佐委員長 ほかに環境まちづくり所管の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長 それでは、環境まちづくり所管の質疑を終了いたします。 休憩いたします。

午後1時48分休憩午後1時59分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開いたします。

総括質疑の続きをやります。政策経営部所管についての総括質疑、挙手をお願いいたします。

はまもり委員。

〇はまもり委員 資料要求させていただきました5-1、特命随意契約について確認をさせていただきます。基本的なことになりますので、最初に3点確認させてください。

まず、競争入札と随意契約の割合はどうなっているのか。昨今の傾向も併せて教えてください。2点目ですけれども、今、特命随意契約の手続きの流れというところで、契約のところまで手続の資料を出していただいていますが、実際に実施後から支払いまでの手続について簡単に教えてください。3点目ですけれども、適正な手続をする上で、契約課と

して特に重要なポイントとしているのはどの点か簡単に教えてください。

以上3点、まず教えてください。

〇武笠契約課長 令和4年度の契約の傾向でございます。令和4年度の契約の総数は955件でございました。そのうち随意契約は約半分強の556件となってございます。傾向といたしましては、過去5年間で比較しましてもほぼ横ばいという状況でございます。ただ、その中でも公募制指名競争入札の割合が若干上昇傾向にある。また、昨今のシステムリプレースですとか新型コロナの影響を受けまして、随意契約も若干増加傾向にあるといった傾向がございます。

続きまして、手続でございます。資料の5-1では、契約課の契約手続を行うところまでの手続きの流れを記載させていただきました。実際の手続といたしましては、契約が履行されました後、契約課契約ですと、契約課の検査員におきまして、検査完了、履行が完了したことの検査を行います。履行の完了検査を行った上で、事業者が請求をいたします事業の所管課へ請求を出しまして、その請求が適正と認められれば支払いが行われるという流れになってございます。

3点目の契約課におきまして重視している点でございますけれども、契約の手続は地方 自治法に基づきまして行うものでございますので、法令にのっとっているかの要件にきち んと適正に該当しているかという点を最も重視して行っているところでございます。

〇はまもり委員 ありがとうございます。基本が競争入札で、特命随意契約、随意契約というのは、例外というふうにはなっておりますけれども、その利便性であったり効率化、それから相手との中でノウハウとかを十分に持っている相手と契約できるといったメリットがあるので、随意契約もやっているというふうに理解しております。

一方で、随意契約については、その適正性が非常に求められるというところがあるということで、今、ちょっと確認させていただきました。契約手続の中でのポイントというふうに、条例とかに基づいてといったところなんですけれども、そこは本当にそのとおりかなと。加えて言うのであれば、委託契約ではあるので、目的に対してそれを達成できる相手、適正な相手なのか、そこの目的を達成できる実施内容になっているのかというのが一つと、実際に実施後、想定していたその契約内容、計画内容を実施できたか、そこは確認しなくてはいけないという、当然のことですけれども、改めて確認させていただきます。

今回、同じ事業者相手ということで、神田警察通りの道路工事に関わる保安業務と客引き行為等防止パトロール業務と2件、契約書をこちらも追加資料の5-2と5-3ということでご用意いただきました。どうもありがとうございます。

こちらの中で、今、契約書はこちらついてないんですけれども、ひな形を使っていただいているかと思いますので、大事なところは仕様書になってくるのかなと。仕様書の中身に基づいて業務が行われているかということになるんですけれども、仕様書の中でも、私が言うまでもないですけれども、目的、業務内容、業務体制、そして納品物、こういったところが特に個別の契約の中で違う内容になってくるので、大事なことかなというふうに見ております。

客引きパトロールのほうですけれども、業務内容のところを見ていくと、7番の業務内容、それから8番の業務体制、区への報告というところで10番のところまで書いていただいています。かなり具体的に書いていただいているかなというふうに思っていて、特命

随意契約なので、しっかり業務が具体的に書かれているということが大事ですし、どうしてここにお願いしたのかといったところのノウハウが透けて見えるような仕様書になっているのが望ましいかと思います。

7番の(1)のところを見ていただくと、指導する際には、強制や威圧と受け取られる 態度を避け、理解と協力を求めるよう対応することといったところで、単に一方的な指導 ではなく、しっかりとしたノウハウを持った対応をお願いするということが見て取れます。

一方で、神田警察通りの保安業務についてなんですけれども、こちらは仕様書のほうを見ていくと、5番と7番のところが、今申し上げたところの7番、8番、10番に該当するのかなというふうに見えます。5番の2のところが実際の業務というところで、客引きのところで言うと7番になるわけですけれども、少しシンプルに書かれているので、普通の警備内容とどう違うのかが見えにくいなというふうに見て取れます。

それから、ここには、客引きのところで書いてある業務体制というのが入っていないんですね。ここもどうしてかなというところがあります。ただ、仕様書というのが、契約時に全て分かっていれば書けるものではありますが、なかなか書けないことがあるので、その場合は、実施の前に事業者側とかなり綿密に計画を立てて、その内容に基づいてやれば問題ないということがあるかと思います。

計画のところでちょっと確認なんですけれども、客引きパトロールについては、今資料がついている、ちょっと黒塗りなんですけれども、この令和4年3月31日、こちらが実施前の計画ということになるので、合っているのかどうか。実際に実施内容の計画は黒塗りで分からないので、どんなことが計画として書かれているのかというのを教えていただきたいのと、保安業務については、業務内容の(1)のところに、警備体制を計画することとあるんですけれども、今回、仕様書がかなりシンプルなので、この警備体制の計画書の中に詳しい警備の体制であったり、どのような動きをするのかといった指示書みたいなことが書かれていると思うんですけれども、こういった内容が今回添付されていないんですけれども、作成されているのかどうか、これをそれぞれ管轄でお答えください。

〇尾上安全生活課長 私のほうからは、客引きパトロールについてご報告させていただきます。黒塗りの部分になりますが、これ、仕様書にも5の履行日時で、(1)地区ごとに契約日、失礼しました。(2)の時履行時間ですね。区が指定する時間となっております。そこで、この黒塗りの上の表にありましては、区が指定した日時と時間が記載されております。下の大きい黒塗りになりましては、客引きを行う取締りを行う地図が記載されております。

以上になります。

- 〇岩佐委員長 基盤整備計画担当課長。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 保安業務のほうでございますが、こちらの5番の業務内容の(1)現地踏査とございます。現地踏査とあるとおり、現地の状況や保安状況を確認の上、警備体制を計画することということでありまして、計画書を求めているものではございません。
- 〇岩佐委員長 はまもり委員。
- 〇はまもり委員 はい。確認させていただいて、ありがとうございました。 まず、客引きのほうに関しては、ここは見えないですけども地図があって、どこに人が

配置されていて、どれぐらいの日程でやるかということが、これが計画ということで分かりました。

もう一つの保安業務については、こちらは確かに現地調査と書いてあって、計画体制を 計画することというふうに書いてあるんですけれども、書類を出すというふうには書いて いないので、書類がないという回答だったと思います。

念のため確認なんですけれども、事業者側にもこういった計画体制であったり、実施する業務内容といったものが書類でないのかどうか、そこは一度確認いただきたいです。

○須貝基盤整備計画担当課長 そちらは業者のほうの範囲ですので、私どもはちょっと認識してございません。

〇はまもり委員 これ、すごく大事なところなんでもう一回確認なんですけれども、先方と併せて確認しなきゃいけないんですね、事前の計画なので。書面がなかったのであれば、本当にないというのであれば、どのようにこの計画を確認されたのか。計画体制の計画をもちろん現地調査でやったということなんですけれども、その計画の中身、どういうふうに配置して、どのエリアなんですよということは、どうやって確認したんでしょうか。

〇須貝基盤整備計画担当課長 図面、設計図面とかそういうのがございますけど、それを 基に口頭で綿密に打合せをいたしました。

Oはまもり委員 ありがとうございます。綿密に計画された中身というのは、そうすると 担当者の頭の中に入っているということでよろしいですか。

〇須貝基盤整備計画担当課長 図面、図面というか基となる図面と、あとその配置についてはそういうことでございます。

〇はまもり委員 そうしましたら契約課のほうに確認になります。先ほど契約の手続の中で、実施後から支払いの手続、確認するときに検査が必要だということがありました。今の計画の中については、担当者の頭の中にあるものではありますが、そちらに基づいて検査を行うというふうになったんですけれども、実際にはどういった検査を行ったのか教えてください。

〇武笠契約課長 こちら、提出された資料の中にもついてございますけれども、警備報告書がございます。こういった実際に業務が行われたということが分かる書類が提出されておりますので、こうした書類に基づいて検査を行い、業務が適正に行われ完了したと判断し、検査を行ったところでございます。

〇はまもり委員 実施報告書というのが確かについています。多分これは写真とかが入っていて何をやったかというふうに書いてあるんですけれども、ここでもう一回、委託契約の意味というのを考えていただきたいんですけれども、単純に警備を実施してくださいじゃないんですよね。こちらが計画したとおりに目的を達成するために実施していただきたいということなので、計画と照らし合わせて確認をしないのであれば、それは単なる実施した内容となってしまうんですけれども、計画と照らし合わせてどのように確認したのか教えてください。

〇武笠契約課長 本件につきましては、基盤整備担当のほうの担当課長から答弁がございましたとおり、書面としての計画はございませんので、仕様に基づきまして仕様の内容が実施されたということで確認をさせていただいております。

〇はまもり委員 そこはぜひ見直していただきたいポイントなんですけれども、実際に計

画がどうであったか、それと実際にやられた内容がどうだったか、そこの差異がなかったかというのを見ていただくのが委託契約というふうになると思います。

今回、実は実際の契約と実施内容というのはかなり違っていたんですね。もともと想定していたのは、恐らく住民の方が守っていられるから、その安全面に気をつけて履行するということで、警備委託していたと思うんですけれども、実際には、あれ、これ区の方と住民の方とで行き違い、認識は違うかもしれないですけど、今、工事を中断していて、工事を実際に再開するときには、お伝え、事前にお伝えしますねというふうに言われていたので、住民の方は2月の6日、誰も守っていないんですよ。誰もいない中、誰もいない中での今回警備の契約だったと、そういったずれが出てくるんです。

委託契約なので、中身がずれていても、実際に実施されていたらそれは当然支払うことであって問題ないんですけれども、契約課としての確認で、本当に認識していただきたいのは、書面で契約というものをきちんと残していただくように指導をいただきたいと。この仕様書が十分にあればいいんですけれども、契約の中身によっては、仕様書に代わるもの。今回に関して言えば、警備の配置とか警備計画、簡単なマニュアル、そういったものは必須になってくると思うんですね。

書類がなければいけないというのは、その計画と照らし合わせをするためにも書面が必要です。それから、契約なので、言った言わないといったことを避けるためにも必要です。3点目は、質を高く実施するため。口頭の中でこれだけ十分詰めたと思っても、書いていく中で、さらにここが足りないといったものが出てきますので、やはり必要なんです。そして最後に、書類が必要な理由、ここも大事なんですけれども、ノウハウが貯まっていかないんですね。口頭の中だけでやっていくと担当者が替わったとき、それから委託業者が変わったときにノウハウが貯まらない。こういった点が大事になると思うんですけれども、書類の必要性についてどう認識がされているか教えてください。

〇武笠契約課長 契約書などの書類につきましての必要性は、必要に応じて求めていくことになるとは思いますけれども、それは案件ごとによるのかなと思ってございます。

本件の業務内容につきましては、計画書は求めていないということでございましたし、 こちら、成果品として出していただくことになっておりますのは、仕様書の裏面の5の (3)にございます報告書の作成という部分でございまして、こちら報告書を作成して、 甲の確認を得ること、千代田区の確認を得ることとなってございます。

本案件につきましては、報告書を出していただいて、所管課のほうで確認をした上で、 契約課のほうに回ってきていると認識してございますので、それをもちまして履行を確認 したという状況でございます。

〇はまもり委員 ちょっと、言っている、私たち、私が伝えたいことが伝わっていないかなと。この契約書に基づいてやってくださいと言っているんではないんですね。その契約の中身、その性格によって必要な書類というものが決まってくるので、きちんと必要な書類を出すように指導してくださいというお願いをしているんです。警備の話、警備の契約であれば、警備のマニュアルであったり、配置計画というのが必ずセットになってくる。システムであれば、システムの設計図であったり、画面遷移図がセットになってくる。このところが契約によって変わってしまうので、もし抜けているのであれば、そこは確認をしてくださいというお願いになるので、個々の個別の中身のことを言っているんじゃな

いんですね。契約の立てつけ自体をきちんと確認をして指導するように、フロー自体を見 直していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〇武笠契約課長 確認する内容をその書類の必要性、必要な出していただく書類というところにつきましても、案件について変わってくるところではございまして、現在もおっしゃっていただいたような必要なものにつきましては、書類の確認から行っているところと認識してございます。そして、これからも計画書ですとかが必要なものにつきましては、そこから確認をさせていただいて、履行の確認をするといった流れは取らせていただきたいと思います。(「難しいな」と呼ぶ者あり)

- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇小枝委員 関連。
- 〇岩佐委員長 小枝委員、関連。
- 〇小枝委員 はい、関連。
- 〇岩佐委員長 小枝委員。

〇小枝委員 はい。今のやり取りを聞いていて、ちょっと契約課のほうは、今日出された 資料を見ますと、この誰もいなかった、誰も見ていない夜の出来事で、裏面に木の写真だ けが載っていますけど。契約課は、どういう業務がどういうふうにこの21人によって履 行されたのか、実際に21人いるのかとか、どの業務の方、どの職務の方がいるのかとか、 どうしてこれで分かるんですか。そういうことは契約課は関係ないんですか、お金を支払 いする側として。

〇武笠契約課長 契約課が全ての区の発注した契約において、現場において確認をするというのはちょっと難しい状況はございます。今回の案件ですと、報告書の中に、今、マスキングは個人情報に該当するためマスキングされておりますけれども、配置の氏名ですとか、人員、氏名といった欄がございまして、何人が配置されてどのように業務を行ったかということが分かるようなものとなってございますので、そちらで確認をしているところでございます。

〇小枝委員 その21名の配置や仕事の内容、それから実際に来ているのかということが、 どうして計画書もなく、計画書の報告とかもなくて確認できるんですか。先ほどの保安業 務のほうは、ある程度内容が分かりますよね。これだと区民から見たら、現場がそうだっ て言ったらもう何でもそうだというふうになってしまう立てつけなのかなと。

それが今の千代田区のやり方で、もうこれ以外も全部そうで、別にそれでいいんですというんであれば、今日のところは決算なんで、あ、そういう千代田区なんだということを多くの区民に知っていただければいいんですけど、それでいいんですか。

その適正性のチェックというものを政経部としてちゃんとやる仕組みというのが、書類上もっと適正にないと、民間業務ではあり得ませんという質問だったと思うんですね、民間では。だからその、公金だからいいんだというふうになっちゃうと、そういう千代田区なんですかというふうになっちゃうので、もう少し適正にやっていく必要がありませんか。〇武笠契約課長 委託契約というものは、そもそも指揮命令系統が区側にないというところもございまして、何人をどこにどう配置してという細かい指示を従事者の方に出せるものではございません。ですので、仕様に基づいて、請け負った事業者のほうが責任を持ってその業務を行えるだけの人員を配置して行っていただくものとなってございます。今回、

現場におきましては、所管課のほうで確認をしているということでございますし、そこで 業務が行われたということを報告書などに基づいて確認しておりますので、契約課のほう ではそれに応じた処理をしているというところでございます。

〇小枝委員 非常に緩いやり方だなと。それで、そういう書類上のしっかりとした確認ができていない、写真においてもじゃあこうというふうなものもない中で、そういうやり方で耐えられるのかなと思いますが、ちょっと先に進みます。

私は、今回決算なので、この仕様書を追加資料の5-3の一番最後のページに、歳出予算差引簿というのがございます。この内容を見ると、節区分が12の委託料ということで、令和4年度におきましては205万7,324円というふうになっています。この内訳、お答えください。内訳、幾らの人が何人という。まあ、そこですね、内訳を、積算の内訳をお答えください。

〇須貝基盤整備計画担当課長 205万7,324円、この内訳でございますが、分科会でも申し上げましたけども、21名ということで、さらにその内訳というところになりますと、ここの警備計画に関わってくるところでございますので、私のほうからはお答えしかねます。

〇小枝委員 ちょっと今の答弁がよく分からないんですけど、21名という内訳を聞くと、答えられない。答えられないというのは。私どもが答えられないなら、答えられる誰か理事者がいるんですか。(発言する者あり)8万円単価の方と5万円単価の方がいるということなんでしょう。大体8万円で割り返せば分かるんですけど、全員8万円みたいになっちゃいますよね、ええ。

それが、今の答弁だと、不都合だから言えませんということになっちゃいますよね、区 民の税金ですから、どういう、先ほどの客引き防止でしたら、1人がややお高い、それで もこれより半額以下だけど、ややお高い方で、あとはその他、平というような計算が分か ります。別にそれが分かったからといって業務に差し支えはないので、同じだと思うんで すね。こっちも分からなかったら、別に分かったからといって業務に差し支えはないので お答えください。

- ○須貝基盤整備計画担当課長 経緯から申し上げますと、このII 期工事に関しましては、これまで工事に反対される方が工事施工区域内に侵入し、道路上に座ったり……
- ○小枝委員 委員長。それ、聞いてない。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 樹木に張りついたりと、繰り返し実力の行使により道路整備工事業務が妨害されてまいりました。安全に工事するために、こうした委託業務を、それを、妨害を……
- 〇岩佐委員長 課長、(発言する者あり)単価についての質疑なので、それは答えられない理由として、もし答弁されているんですか。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 ええ。それの中身を誰が何人、誰が何人というところを、 計画、警備計画に関わるところですので、お答えしかねるということでございます。(発 言する者あり)
- 〇岩佐委員長 小枝委員。(「公金だよ」「金額だけ言えばいいじゃん」と呼ぶ者あり) ちょっと、取りあえず休憩します。

午後2時27分休憩

## 午後2時30分再開

- 〇岩佐委員長 委員会を再開します。 答弁からお願いします。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 時間をかけてしまいまして、申し訳ございませんでした。 警備体制に関わるという認識で、ちょっとお答えできないというお話はしましたが、決 算ということで申し上げますと、まず、時間帯が2区分にわたっていますので、単価表に よって、単価表での区分ですね、時間帯が変わっていますので、それの2区分になってい ます。14名のうち、まず5万4,685円が7名、3万1,250円が14名、7万円が 7名、4万円が14名です。合計して187万295円、それに消費税を入れて205万 7,324円ということでございます。
- 〇岩佐委員長 はい。よろしいですか。
- 〇岩田委員 関連。
- 〇岩佐委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 はい。この金額の――この金額が適正かどうかというのは、分科会でも言ったんですけども、区長はもしかしたらご存じないかもしれないので、普通の警備員は大体 1万5,000円から、1万から1万5,000円ぐらいだよというような話を分科会でしたんです。僕もそういうバイトをしていたので。それがこれ、1日で5万円とか7万円とか何か3万円とか5万円とか、何かそういう話というのは、これ、適正なのかどうかというのをどういうふうに考えますかね。1人に対してこれぐらい払っちゃうというのは、どういうふうに考えているんでしょう。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 分科会でも申し上げましたが、普通のアルバイトと一緒に、 警備でございますので一緒にしていただきたくないというところはございます。(発言する者あり)
- 〇岩田委員 なるほど、なるほど。
- 〇岩佐委員長 岩田委員、分科会でもやっていますので、もしそれ以上のことがあれば指摘していただいて。
- 〇岩田委員 はい。で、何か別の資料を見ると1人1日8万円なんていうのは、7万円、8万円なんていうのが出た。僕、これをちょっと調べたら、それはどれぐらいのレベルなのかなというと、今、世界各国で、各国がやっていることはないですけど、ちょっと戦争をやっているところがあるじゃないですか。いわゆる外人部隊、1日1人5万から10万、そういうレベルなんですよ。それをぽんと払って適正だと言ってしまう、その根拠というのを教えていただきたいんですよ。区長、それはどう思われますか、それ、そんな金額、区が払っているよと。(発言する者あり)外人部隊ですよ、いわゆる。それ、どう思われます、区長。(発言する者あり)根拠を。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 その8万円が高いというお話ですけども……
- ○岩田委員 それはそうですよ。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 組織的な妨害行為に対応するには、一定レベルの警戒業務 が必要であったと認識してございます。(発言する者あり)
- 〇岩佐委員長 はい。これ、また分科会でもやっていただいていまして、高いか低いかというこの評価というのは、また決算のときに考えていただければ。なので、まとめてくだ

さい。

〇岩田委員 そうですね、はい。決算ですから、はい。

その、集団的な妨害行為、銃弾が飛び交うところと、銃も所持が認められていない日本 と、同じにしちゃ困りますよ、それを言うんだったら。

それで、資料の、あれですよね、これ、5-2の6ページ目の内訳書というのがあるじゃないですか。それの後ろの、後ろというか、6ページ目の単価分のところの業務責任者とパトロール員というの、例えばここにあるんですけど、これというのは、業務責任者というのがいわゆる警備員指導教育責任者資格のことで、パトロール員というのはその資格を持っていないということでよろしいですかね。(発言する者あり)

〇岩佐委員長 休憩します。

午後2時35分休憩午後2時35分再開

- 〇岩佐委員長 委員会を再開いたします。
  - 安全生活課長。
- 〇尾上安全生活課長 すみません。客引きパトロールのところです。この業務責任者の資格の有無ということ、すみません、聞き漏らしました。
- 〇岩佐委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 こうやって業務責任者とパトロール員と分かれているので、これは業務責任者というのは資格を持っている人なのかなと思ったんで、それはもしも資格を持っているんだったら、警備員指導教育責任者資格を持っている人のことを指しているんですかという質問です。
- 〇尾上安全生活課長 資格の有無については、今回の契約の中には入っておりませんので、 責任者が資格を持っているという、イコール指導教育責任者の資格を持っているというの は限っておりません。(発言する者あり)
- 〇岩佐委員長 うん、資格ということでね。 岩田委員、そろそろまとめていただけますか。
- 〇岩田委員 8まではまだしゃべる。(発言する者あり)
- ○尾上安全生活課長 あ、統括責任者。業務責任者。
- 〇岩佐委員長 <br />
  答弁を続けてくださいという、<br />
  答弁ありますか、まだ。
- 〇岩田委員 立っているから。
- 〇尾上安全生活課長 すみません、委員長。この仕様書には、統括責任者は指導教育責任 者資格をという指定をしておりますが、この配置、内訳書の業務責任者イコール統括責任 者とは限っておりませんので、資格を持っているかというとそこは資格を持ってない可能 性もございます。
- 〇岩田委員 なるほど、はい。一応そういうのは、責任者というだけであって資格を持っているかどうか分からない。でも責任者だから普通のパトロール員に比べて2,000円高いということですよね。
- 〇尾上安全生活課長 はい。
- 〇岩田委員 ですよね、はい。そうなんですよ。この資格、資格有る、なしもありますけども、責任者といっても2,000円とかこれぐらいの程度なんですよ、高くても。

でも、前に、須貝課長が「すごい資格を持っているんです。警備員指導教育責任者資格、これは相当なもんであります」と言っていて、この8万円の根拠、正当性を非常に長く述べて、これはすごいんだとおっしゃっていましたけども、それがその根拠がよく分からないんですよ。その傭兵の外人部隊と同じようなぐらいの金額をぽんと出して、それが正当だとおっしゃるのが、やっぱりこの決算で、何でその8万円がというのを絶対これ、思われますよ。これは当然マスコミでも何か書かれちゃって、何かね、8万円と。みんなびっくりしますよ。だからその正当性の根拠を教えてほしいんです、もう誰にでも分かるように。

- ○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備……
- 〇印出井環境まちづくり部長 委員長、環境まちづくり部長。
- 〇岩佐委員長 まちづくり部長。

〇印出井環境まちづくり部長 これですね、分科会でも全く同じ趣旨のご質問を頂いたのかなというふうに思ってございます。これは当初工事に着手したとき、大勢の反対の方が集まり、例えば私がメディアに対して説明をしている、ぶら下がり取材を受けているときに、周りを取り囲んで、集団で罵声を浴びせるとか、あるいはマイクですか、マイクを持って抗議活動をするですとか、それから個別に職員を夜中追い回すですとか、あとはバリケードを、プラスチックバリケードを投げつけるですとか、様々な、集団的、組織的な妨害行為が行われたという実態がございます。

そういったことを踏まえながら、我々としては想定外の事態の発生、一方で、そういう事態の中でも、適正、適法に、過剰な対応をしてはいけない、それから工事をする際には、それこそ今回の例のように、木に1人でも張りついたらできないという中で、非常に我々としては厳しい、工事を円滑にするには厳しい環境の状況でございます。そういったことも含めて、非常に工事の規模に対して人数が多くなっているかと思いますけれども、そういう体制が必要だったと。それだけ人数が多い中で、しかも夜中から朝にかけてという、いわゆる時間外の業務、その中でそれぞれの人数が多い部隊をきちっと統率する上で、そういった資格が必要だったというところでございます。

具体的にこういう形の単価契約で、引き続き令和5年も臨んでおりますけれども、これも申し上げました。令和5年度の工事においては、まさに我々の施工区域内に侵入し、警備や区の職員に対して体当たりをする、それから警備員の本当に至近数十センチのところでスマホのライトを当てて撮影する。様々な妨害行為が現実に令和5年ですけどございました。そういう意味で、こういう警備体制を取る必要性があり、夜間の時間帯とこうした想定外の出来事。聞くところによると、パトロールでは胸ぐらをつかまれたりすることはないそうです。まさにそういう状況の中で一定の訓練を受け、資格がある警備員を雇う必要があると。そういうことでこういう高い単価になっているんだというふうに認識しております。

- 〇岩佐委員長 分科会での議論がそのまま……
- 〇岩田委員 そうですね。
- 〇岩佐委員長 答弁も質疑も変わっておりませんので、そろそろ本当にまとめていただかないと、まだほかにも質疑、手を挙げていらっしゃる方いらっしゃるので、まとめてください。

- ○岩田委員 分かりました。じゃあ、最後で。
- 〇岩佐委員長 岩田委員。
- ○岩田委員はいいのである。最後にいたします。

今、いろいろ答弁がございました。メディアに対して取り囲み周辺で罵声を浴びせた。これ、多分区の職員が無断で盗撮をしていたのを私がとがめて、いつになってもやめないからだんだん声が大きくなってやめろやめろと、それのことを言っているのかなと思います。で、マイクで抗議は私は分かりませんけども、バリケードを投げつけるというの、これバリケードの中に閉じ込められちゃった人がそこから出ようと思ってバリケードをどかした。それを投げつけたと言っているんだと思います。

○岩佐委員長 一つ一つ検証していただかなくても、まとめてください。

〇岩田委員 はい、入ります。では、その体当たりというのも、何か無理やり区の職員だか保安業務をしている人だかが逆に当たってきたみたいな話で、わざと邪魔してね。で、その至近距離でスマホのライトを当ててというんですけど、それは夜だからスマホのライトもつけるでしょう。それに撮影したのはお互いさまですよ、実際ね。

それにしても、ちょっと銃弾が飛び交う中の傭兵部隊の金額とこれとね、(「聞いた」と呼ぶ者あり)同じぐらいというのは、(発言する者あり)どういうふうに見てもおかしいでしょというふうに言っているんですよ。それの正当性がどうしても納得できない。8万円ですよ。それを傭兵部隊と同じというのは、それ、区長どう思います。それはぽんと出しちゃいます、自分だったら出しますか、ぽんと、ということを聞いています。でも、それでも正しいというんだったら、それでも結構ですよ。この後、認定とかそういうのもありますんで、ちょっといろいろ考えますけども、一応それをこれ、とても納得できるような金額ではないというふうに一応言っておきます。

〇岩佐委員長 はい。ご意見でした。 小枝委員もそろそろまとめていただかないと。よろしくお願いします。 小枝委員。

〇小枝委員 はい。この資料が出たのは、昨日ですからね。決算なので、今、岩田委員が言われたとおりなんですけれども、やっぱり数字に当たらなくちゃいけないだろうというふうに思いますので、客引き行為の内訳書のところとそれから神田警察通りの内訳書というのはページがついてないから、6ページ目、客引きのほうは6ページ目についていて、それで神田警察通りの保安業務のほうは4ページの裏側についていて、これを普通に横並びに並べて見たときに、左側が5時間で2万2,000円ですよと。それで、右側が同じような計算をしようと思うと、これかな、A一②のところかな。じゃないね、①番で、A一①のところ、5時から22時のところで、これが8時間で7万円ということになると、8時間を5時間にしてみると4万3,750円。つまり、客引きの2万2,000円という5時間に対して、同じ5時間で換算しても約2倍の支払いになっているわけですね。

こういう数字を出すときに、これ、特命随契なので、2倍の報酬を時間単価で払うというところの価格の適正性、部長が何度も言われているように、いかに住民が凶暴なというふうに言うしか、もうね、なくなっているから、そういうことを長々と繰り返されるんだけれども。単純にクールに、この同じ客引きの人たちだって、繁華街をパトロールして危険な思いをしながらパトロールする方々ですよね。これが2倍であるということを冷静に

ちゃんと単価の適正を客観的に、もうまちづくりは感情的になっているから、これを客観的にチェックする仕組みというのがどこかやっぱり契約の中にないと、いや、業者がこう言ったんです、いいでしょうみたいに。

先ほどはまもり委員が言われたように、誰も来なかった、もう、しんとして気づかなくて、朝、通勤で、朝、会社に行こうと思ったら、あ、4本ないと、こういう。なぜならば、ちゃんと連絡しますよと、地域住民の方に連絡しますから、もう大丈夫ですから少し協議しましょうと言っていた矢先のことだった、誰もいない、誰も見ていない、しかも音もしないみたいな、そういう風景なんですよ。この単価、倍の支払いの根拠というのを明解に答えてください。

- 〇印出井環境まちづくり部長 先ほどるるご答弁申し上げましたが、状況が違う、それから時間帯が違う。で、結果として……
- ○小枝委員 同じだって。時間は同じ。
- 〇印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、客引きのパトロールの対象 になる人は、比較的遵法精神があるということで、胸ぐらをつかまれたりとか……
- 〇小枝委員 えっ。(発言する者多数あり)
- 〇印出井環境まちづくり部長 胸ぐらをつかまれたりとかというようなことはないように 聞いてございます。
- ○小枝委員 遵法精神があれば、遵法精神……。ええっ。
- 〇印出井環境まちづくり部長 それに対して当初のとおり、様々な想定できない行動が予測されたと。それから、要は当初着手したときには、いわゆる区民とは思われないような様々な方々が集まっていたというようなことも含めて、我々としては、こちら側としても過剰な対応はしない、してはいけない、法を逸脱してはいけないということも含めて、そういった知識や技術がある方に出ていただいたという中で、適正なものであったというふうに認識しております。
- 〇小枝委員 はい、最後。もう、ただいまの答弁を聞けば分かるとおり、冷静さを欠き、 根拠のない単価であったということを確認いたしましたので、私のほうは、質問、これで 結構です。
- 〇岩佐委員長 はい。ほかに、まちづくりの所管で質疑は――失礼しました。(発言する者多数あり)政策経営部ですね、失礼いたしました。政策経営部所管で質疑はありますか。 (「やっと」と呼ぶ者あり)
- ○大坂委員 人事行政についてお伺いいたします。人事行政については、第2回定例会に おいて代表質問でも質問させていただいたんですけれども、庁内でも人員不足の声が聞こ えてきているというところも踏まえて、改めて質問させていただければと思います。

昨今、行政需要が多様化していったことによって、平成31年に千代田区職員定数条例を改正しました。職員定数のキャップを外して、今、5年がちょうど経過しているというところで、そこもしっかりと機能がされているのかどうかというところも検証が必要なのかなと思っております。

その当時は、おおむね5年間で想定される業務量見合いの職員定数として1,320名ということを算出をされたということになっています。その後については、毎年の職員管理の中で本区に必要な職員数を検証しながら適正配置を進めていくということに当時はな

っていたかと思います。平成31年から今年で5年ですね、4回か、4回、恐らく職員採用をしていると思うんですけれども、この間、職員は何名増えているんでしょうか。

〇神河人事課長 現在の職員数が、当時、条例改正の頃からどれぐらい増えているかという内容のご質問でございます。今年4月の1日時点で、職員数は1,211人でございました。条例改正直後の平成31年4月の1日時点で1,125人でございましたので、これまで4年間で職員数は86人増加しております。

〇大坂委員 その中で、職員定数上の職員というと、またちょっと定義が変わってくると 思うんですけれども、これについては、実際、実数で何人増えて、今現状、何人になって いるのか、お答えをお願いします。

〇神河人事課長 定数条例上の計算では、休職者数、それから外部に派遣する職員数は、 その数から除外することとなりますので、今年、その計算によりますと今年4月の1日が 1,126人でございまして、条例改正時から56人増えている計算となります。

〇大坂委員 56人増えたと。これが多いのか少ないのかという判断をしていかなければいけないと思うんですけれども、実際この4年間でもっと多くの採用をされてきたと思うんですけれども、実際に採用してきた人数というのは、中途も含めて新規、新卒の採用や中途、様々形あると思うんですけれども、それも含めて何名採用してきたんでしょうか。〇神河人事課長 令和元年度から、平成31年度から令和4年度まで、4年度間で288人採用してきております。

〇大坂委員 288名採用して56しか残らなかったという判断をするのが、やはり妥当なんじゃないのかなというのが、私個人の印象です。実際、平成31年に職員定数条例を改正したときのもくろみでは、1,300名以上がこの5年間で新たに必要な人員数だということを規定しているわけですから、それに向けても約200名ギャップがまだあるというような状況かと思うんですけれども、この点については人事課としてはどのように認識をしているんでしょうか。

〇神河人事課長 5年前に想定しました1,320と今現在の職員数との差についてでございます。私ども人事課としましては、毎年、各所管から次年度に向けた人員要求というものを受けております。そのときの職員数に合わせて調整することがございますので、全て希望どおりに職員を配置することができるわけではございませんが、基本的にはその要求を基本として職員を配置しているということでございます。その積み重ねが、現在、現状の数値ということでございます。

また、近年、育児休業等での休職者数等が増加していることもございますので、組織として受入れ可能と思われる最大数に近い採用を継続してきているところでございますけれども、退職者数が増えていること、また再任用の職員が65歳を前に退職してしまうというような形のことも多くあって、職員数は思うようには増えていないというような状況がございまして、今現在の職員数となっております。

○大坂委員 思うように増えていないけれども、ある程度所管課の要望に沿った形での配置はできているというのが、今の答弁になるのかなというふうに思うんですけれども、実際、この決算を通じて分科会や総括質疑をしていく中で、大分その人員体制について厳しいというような声が聞こえてきているのが事実だと思います。

実際、企画と地域の分科会の中で地域振興部長のほうから、地域振興部に関しては非常

事態であるという答弁までありました。これは、決算の報告書の何ページだったかな、どこかに書いて――33ページですね。報告書の33ページに部長の答弁として出ています。

昨日の話でも、土木課のほうで8名体制、2班体制のところが足りていないよというような話がありました。そうですね、地域振興部の清水部長の答弁の中では、地域振興部は非常にもう足りていないんだということと、あと、これに関しては地域振興部だけの話ではないだろうというような答弁もありました。そういったところもしっかりと人事課として認識をしていただかないといけないのかなと思っています。というのも、第2回定例会のときの代表質問での答弁では、現在の人員が適正であるというような答弁もあると。こういったところのギャップがあると、人事行政が正しい方向に向かっていかない。やはり全庁的にしっかりと問題を把握をして解決していかなければいけない、非常に大きな問題だというふうに認識をしているので、そこの辺の認識をしっかりと持っていただきたいんですけれども。

改めて、ちょっと地域振興部に関しては、分科会で、実際これだけ人が足りないんだよという答弁があったんですけれども、ほかの所管部についても、現状でどういう状況なのか、実際足りているのか、足りていないのか、どういう状況なのかというのが、もしあれば答弁をしていただきたいなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

〇はやお委員 人事課長は条例部長だっけ。

〇神河人事課長 各職場に負担をかけていることにつきましては、大変申し訳なく思っております。今現在このような状況になっている理由としては、大きく2点が考えられると考えております。

まず、近年、急速にベテランから若手に向けて年齢構成が大きく変わってきているということがございます。現在の職員の半数が入庁から10年以内の職員ということで、約6割が40歳未満の職員ということでございます。

2点目としましては、年度途中に職員が退職、あるいは育児休業等で休職する等の事情により、職場にちょっと負担がかかっているというようなところでございます。年度途中に職員を増やすことはできませんので、私たち人事課としましては、それぞれの職場に対しまして、臨時的任用の職員であったり、人事派遣スタッフ、それから会計年度任用職員等を配置し、職場を支援することといたしておりますけれども、同じ職場に2人、3人、そのような方が出てきた場合に、このようなことを行っても対応し切れない場合があるというような形のことがございます。こういったことが各職場に負担をかけさせているというふうに認識しております。

それで、ちょっとご質問にございました各部の状況でございます。現在、産育休、こちらが庁内で54人、今いる状況でございます。病気休職者が19名ということでございまして、あと、4月から今日に至るまでの退職者が8人、それからほかに介護休暇等で3人ということでございますので、現在84人がそのような職場での勤務ができないような状況でございます。このような状況がございまして、各部のほうに負担をかけさせているというような現状がございます。

ですが、先ほど申し上げたとおり、それを空けっ放しにすることではなくて、私どもとしましては、やはり限られた人材を、多様なマンパワーを活用できるように、様々に各職場に寄り添いながら対応させていただいているというのが現状でございます。

## 〇岩佐委員長 大坂委員。

〇大坂委員 人事課としては一生懸命頑張っているということは、本当によく分かっています。その上で、改めて聞かさせていただきますけれども、今の状況で本当に各所管部は大丈夫なんでしょうかという心配をしているんです。実際、地域振興部からは悲鳴が上がってきた。ほかの所管の方々は、このまま行ってしまって大丈夫なのか。そのことについて、言いたいことがあれば、言っていただければと思うんですけれども、(発言する者多数あり)なければ、次の質問に進んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。(発言する者多数あり)

○清水地域振興部長 分科会の議事録のページまでご指摘を頂きまして、発言をした私として、ちょっと責任を感じておるところでございまして、少しだけ補足をさせていただければありがたいなと思っております。

確かに地域振興部に関して申し上げれば、非常事態とも言えるというような答弁をしたような記憶が明解にございますけれども、その認識は今に至っても変わってはございません。(発言する者あり)それは例えば、例えばということで答弁したかと思うんですけれど、例えば私どもでは、よくご案内のとおり、総合窓口課というところもありますし、出張所というところもあります。そこでは、毎日、朝から晩まで、例えば戸籍の証明書をご要望される方にご対応を差し上げるとか、住民基本台帳、あるいは印鑑証明等々あります。印鑑証明はそんなに大したことはないのかもしれませんけれども、登録業務は結構ありますけれども、戸籍とかということになりますと、膨大な知識と経験が必要になってくる。

それが、実態として言えば、目下、本当に、もうAさん、Bさんの力を拝むように頼みながら、毎日、相当の時間数の残業をお願いしながら何とか回しているというのが、実は実態でございまして、それを部長として、非常事態でないのかと言われると、これはまさしく非常事態だろうというふうに感じております。

ただ、一言、一言だけ申し上げますと、単に数の問題だけではないという認識も持っております。そういうことについては、ちょっとご答弁できていなかったもんですから、補足をさせていただければありがたいと思っております。

数がいれば解決をするのかというと、全くそうではない。あるいは、その、何ていうんでしょうか、数が少なくても対応できる場合もございますんで、(発言する者あり)簡単な話ではないというのが、まあ、これは、(発言する者あり)いろいろとご理解は頂けると思うんですけれども、少なくとも、(発言する者あり)1人の力、その職員が倒れてしまったらもう回らなくなるというような状況に近い状況が、少なくともうちの部では散見されておりますので、非常事態という認識を取っております。が、そうじゃない組織にしていかなければいけないと、部長としては思っているということは、申し訳ございません、ちょっと長くなりましたが、補足をさせていただきました。

○大坂委員 ありがとうございます。本当に全くそのとおりだろうと思っています。で、 ほかの部長さんからは、手は挙がりませんでしたけれども、恐らく水面下で苦しんでいる 部門、課というのは、あるんだろうと、(発言する者あり)思っています。(発言する者 あり)で、それを人事課だけのせいじゃない、当然、全庁を挙げてしっかりとサポートを して、あるべき姿に持っていかなければいけないというのは、それをしっかりと共通認識 にしていただきたいというのが、今回の質問の趣旨になっていますので、改めてその点に ついては、全庁で問題意識として十分に把握をしていただきたいと思っています。

その上で、こうした状況というのが、何も千代田区だけの問題ではないというのが、現在の世の中の動きなのかなというふうにも認識しています。民間企業においても、こうした状況は全く変わっていないです。で、例えば、若手に、いつものベテランがいなくなると、若手に切り替わらざるを得なくなってきたというのは、もう前々から指摘されているその氷河期世代の採用をしてこなかったということのツケが回ってきているものだと思っていますし、離職率が非常に高くなっているというのは、今、いわゆるZ世代、こういった方々の就職、社会進出の、に出てきているというところが、大きな影響になっているというふうに思っています。

こうした対策について、やはり大手企業というのは、もう、一歩も二歩も進んで、対応してきているというのが現状だと思っていますので、千代田区がそこに対応を、対策をせずに手をこまねいていると、優秀な人材というのは、どんどんどんどん大手のほうに流れていってしまうと。千代田区のほうで採用することができなくなるということも、一つの大きな課題だと思っています。

で、Z世代については、就職活動というのが、もうここ三、四年前ぐらいから始まってはいますけれども、もうこれから先10年以上は、このZ世代の方々が、世の中に次から次に出てくると。こうした方々がしっかりとこの千代田区において活躍できるような組織にしていかなければいけないというのが、今考えていかなければならない一番大きなポイントなんじゃないのかなというふうには思っています。

そうしたところで、幾つか、その、そうですね、Z世代が入ってきたことについて、まず人事課としてどういうふうに考えているのか、その点についてお伺いをしておきます。 〇神河人事課長 Z世代の方々を受け入れるに当たっての区としての考え方ということでございます。で、私ども人事のほうで、今年3月に人材育成基本方針というものを改定いたしました。この基本方針では、人材確保、それから職場環境の整備、適正配置処遇、そして育成支援、四つの視点から様々な事業を有機的に連携をさせて、人材育成に取り組むということをお示しいたしております。

人材育成といいますと、何となく、どのような研修を実施するのかというようなイメージにつながってくるような気もしますけれども、私としましては、そういったOfff-JT、集合研修も大変大切なものだと認識しておりますが、人材育成の主な場面は、各職場におけるOJTが中心的な役割を果たすのではないかと考えております。やはり各職場の管理職、そして係長たちが若い職員たちをいかにやる気を起こさせて育成していくのか。また、ベテランの職員たちを、どう、うまく活用していくのか。そういったマネジメント的なところが大変重要になるのではないかというふうに考えています。

それに当たっては、日頃の日々の挨拶であったりとか感謝の気持ちを伝えるであるとか、あとは、職員の考えを否定せずに受け止める、そういった一つ一つの取組がすごく重要であり、こういったものが職員の組織への帰属意識を高めたり、それから、自分自身を高めていきたいというような気持ちにつながっていくのではないかというふうに考えているところでございます。

各所管と連携をしながら、こういった取組を進めてまいりたい。もちろん、私ども人事としましても、各種研修の実施、それから各職場の人材育成をサポートさせていただきな

がら、こちらの方針が、副題に掲げております、ともに高め合い、一緒に成長していくチームというものを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

〇大坂委員 Z世代というものに関しては、定義は1990年代後半から2010年頃に生まれた方ということで、生まれたときからインターネットがある世代というのがZ世代に区分されているわけなんですけれども。今、大手の人事部門でZ世代というのがどういう特徴を持っているのかというところをピックアップしているサイトがあるんですけれども、そういったところを見てみると、例えばオープンなコミュニケーションがいいだとか、プライバシーが重要視されるだとか、不平等とか合理性が重要視されるとか、理不尽なことを押しつけないだとか、そういった、もう本当に基本的なことで、我々としても十分理解できることを重視する世代というふうに思っています。別に宇宙人がやってきているわけではないというところもあると思いますので、そういった基本的なところをしっかりと押さえた形で、今、人事制度等々をやっていっていただければいいのかなと思っています。

あと、もう一つ大きな特徴としては、やはり、判断するのが非常に速いというところが上げられるのかなと思っています。一回、例えば入社をしたとしても、そこの会社で自分が必要とされていないとか、ここでは成長できないとか、そういったことを考えてしまうと、すぐに次のステップに進んでしまうと、そういうような特徴があるのかなというところも、一つの大きな特徴になっていると思っています。そういった意味も含めて、これ、抜けることが前提としてあるというような採用をしていく必要があるのかなというふうには思っています。

で、ここ数年間、人事課としては、最大限の採用をしてきたというふうにおっしゃっていますけども、これも、やはり拡大をしていかなければいけないんじゃないのかなと思っているんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。それは可能なのかどうか。〇神河人事課長 ただいま、私ども最大数に近い、組織として受入れが可能な最大数に近い数の採用を行っているということでございますが、これ以上、もう少し採用を増やしたらどうかというようなご指摘でございます。で、それについては2点問題があると考えております。

一つは、やはり、最近、職場に、先ほども申し上げましたけれども、若い職員がかなり、 急激に増えてきているということがございまして、各職場における受入れというものが、 やはり限度というものがあるだろうということが1点でございます。

あと、もう一つは、職員の質の確保という意味での問題でございます。近年、事務職のこちら採用試験のほうも、競争倍率のほうがかなり下がってきております。それは、5年、6年前には6倍、7倍程度だった最終合格の競争率が、今年、令和5年度には、2.4倍というふうな形のことで低くなってきております。それには二つ原因がありまして、一つは、申込者数が減少しているということがございます。もう一つは、高齢の職員が、やはり退職する数が多くて、需要数が各区で上がっていると。その両方面からによるところでございます。

で、ある採用担当者のほうに話を聞いたところ、例えば面接をしたときに、やはり、目を合わせることもなく面接に対応する、やはりそういった方々を、安心して区民の前に出しておくことはできないと。そういうことを話をされるような方もいらっしゃいました。そういったことも考えると、今、やはり、その職員の質イコール住民サービスの質とも考

えることができるかと思いますので、(「質」と呼ぶ者あり)そこのところを確保するという意味でも、今の状況が限界だと思っておりますけれども、今年度は、定年引上げが2年に一度、1歳ずつその年齢が上げられていくということで、今年度は定年退職が発生しない年でございますので、今年度は、少し勝負をかけて、(「勝負……」と呼ぶ者あり)採用を行っているところでございます。(発言する者あり)

〇大坂委員 大変厳しい現状だということは、よく伝わりました。ただ、やはり、区全体のこと、そしてまた未来を見据えた、もう10年20年先の千代田区を見据えた人事行政をやっていかなきゃいけないということを考えると、泣き言を言ってもいられないし、採用数は、やはりその質を確保した上で増やしていく必要があるというのも間違いないことだと思っていますので、そのために何をしなければいけないのかということを、もうしっかりと考えてやっていかないと、対応策を立てていかないといけないというふうに認識をしています。

そのためには、一つは、やはり、千代田区役所全体がもう働きやすい職場であったり、 学生から見て魅力のある職場であるという必要はもう絶対にありますんで、(発言する者 あり)そういった部分を含めて、しっかりと体制をつくり、そしてまた、外に向けての情 報発信というところも、手を入れてやっていただきたいというふうに思っています。

もう一つ、先ほど来答弁でもあるとおり、育児休業ですとか、そういった形で途中で抜けてしまう方が、部署、部門によっては多くいるという点もひとつあるのかなと思っています。これ自体は、やはり組織として健全な姿だろうと思っていますし、今後もどんどん、そういった方が増えていくことが求められる姿だろうと思っているんですけれども、一方で、そこに対する補充ですね。これがしっかりできる、できないで大きく変わってくるという問題があると思います。これもなかなか、今の状況では苦心をされていらっしゃるということだと思うんですけれども、そこについても、今後、改善をしていかなければいけない点だと思っていますので、そこについての考えをお聞かせください。

〇神河人事課長 育児休業等が、まだ、やはり若い職員が増えておりますので、今後も増えていくことが考えられます。そこで、どのように考えているのかということでございますけれども、ちょっと、先ほど一部ご答弁申し上げましたが、やはり、同じ職場で複数人、そういった、(発言する者あり)休職者が出てしまう職場もございまして、そういったところには、あらかじめ分かれば、職員を少し予備的に配置するような取組を行っております。ですが、年度途中とかになりますと、なかなかそれができませんので、そういったことにも対応できるように、職員数、少しゆとりを持たせて採用していきたいなというふうに考えております。

また、派遣職員ということではなくて、会計年度任用職員をその補充に充てると。少し 専門性を持った方を入れていくというふうな形のことも、今、検討をしておりまして、い ろいろと手を尽くしてまいりたいと考えております。

○大坂委員 職員の補充に関しては、まさにその、期の途中に発生するというのが大前提だと思いますんで、そういったところで機動的に対応できるような仕組みというのは、絶対に必要になってくると思います。計画的にというところは、なかなか行かないかんで難しいとは思うんですけれども、しっかりと対応していただければと思っております。

最後にこのZ世代のところにちょっと戻るんですけれども、Z世代の方々がどういう職

場を求めるかというところの一つに、ハイブリッドワークですとか週休3日制だとか、フレックスというところが挙げられます。なかなか、その週休3日というのは、すぐに対応することはできないと思うんですけれども、テレワークですとか、そういった多様な働き方というところも、一つ求められてきているところだと思います。

これも、分科会でも少しお話しはしたんですけれども、テレワークをするための端末が少し少ないんじゃないのかというところもあります。(発言する者あり)で、それ以前にやはり、働き方、まあ柔軟な働き方をしていくためには、DXの部門との連携というのも、非常に重要な視点だと思うんですれども、そういった点については、何か考えていることはありますでしょうか。

〇神河人事課長 リモートワークにつきましては、デジタル担当の協力を受けながら、現在、リモートワークの実証実験というものを行っているところでございます。そこで、様々に課題が見つかると思いますので、そういった点をどのように対応していくのか、そういったことをちょっと洗い出して、本格実施に向けていくような形になるのかなというふうに考えています。

〇大坂委員 最後。るる指摘をさせていただきましたけれども、やはり人事課だけじゃなくて、何度も言いますけれども、全庁を挙げて解決しなければいけない課題だと思っています。地域振興部長の言葉を借りますけれども、非常事態という意識をしっかりと持って、これから先、人事行政をやっていっていただかないと、本当に千代田区政を担っていく若手の職員というのが育っていかない状況になってしまいますので、これはもう、手後れになってからでは遅いので、一日も早く対応していただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇神河人事課長 緊急事態宣言というそのご指摘の中には、専門人材の育成という意味も含まれているということでございます。やはり区の中には、やはり法務とか、あと戸籍もそうですし、税務とか、そういった専門的な業務が必要な部署というのがございます。そういったところ、そういった職員の育成も重要性をこれまで以上に捉えて、人事行政、計画的に進めてまいりたいと思います。

- 〇はやお委員 関連。
- 〇岩佐委員長 はい。はやお委員。
- 〇はやお委員 この人事行政について質疑をさせていただきたいと思います。

当初、決算の全体のところでもやりましたように、予算執行残というのが構造的に100億近く、それが全てではないと私も思っています。(発言する者あり)それで、さらに、みらいプロジェクトで投資的経費というものを、実際、本来、ほぼ終わっていなく、来年で終わりですからね、本来の計画では。その中で出てきたときに、あと、投資的経費500億が全く残っているという。つまり、1,200のうち700億ぐらいしか、今、貯金はなくなる、(発言する者あり)という話だったわけです。で、そこに何が一番問題かといったときに、あまりフォーカスを当てて言わなかったのは、この人事なんですよ。人が足りないんじゃないかというところなんですね。

で、そこで、やっぱり話が食い違うといけないんで、まず確認をしたいのは、この人事 行政について、地方公共団体において、この経営の視点、これは欠かせないと思うんです けど、本区はどのように考えているのか、お答えください。 (発言する者あり) 〇神河人事課長 職員数をいたずらに増やしてしまうと、それは人件費が高騰しまして、本来、区民に向けられるべきその行政サービスの原資のほうが圧迫される可能性があるために、職員数を増やすにも、やはりしっかりした精査をして増やしていく必要があるのかなというふうに考えております。

〇はやお委員 まあ、さっさと終わりにしますけれども、ある職員のほうから、はやおさんは、いつもこういう組織論だとか、財政の話をして、選挙のためにならないんじゃないんですかときつい話もされたぐらいに、つまらない話です。だけど大切な話なんです。

で、ここで何が一番やらなくてはいけないかというと、今のところのね、いや、本来であれば全体的なことですから、嫌がるかもしれないけど、やっぱり特別職が答える内容なんですよ。でも、やっぱり答えないというのが今のこの状態ですから。

で、経営資源というのは、結局、私は人だと思っています。組織は人なりと、三井の財閥のときの創始者がそうおっしゃっていました。この、人なんです。で、区政で言えば職員。この貴重な経営資源をどのように生かしていくのかというのが、私は区政経営だと思っているんですよ。人なんですよ。

私は、だから、まず、その区政経営をしていく上で大きく変わらなくちゃ――確認しなくちゃいけないのは、今、るる、私の幹事長が話したように、時代によって変わることと、変わらないことがあるんです。その変わらないことが何なのかということを、私は今までずっと言ってきたのは、職員に求められる素養というのは一体何なんだろうか。それは、区民に分かりやすく説明するそのことの力と、そして、どんどんどんどん業務委託をしていくわけですよ。そうしたときには、その事業者に対して、ゴー・ストップがかけられる、判断して伝えられるその力、この二つが必要なんではないかと言ってきたわけです。

ありがたいことに、環まちの分科会では、その話をした瞬間、すぐ部課長の人たちは、 ああと言ってくれたんで、この辺は浸透しているんだろうというふうに、私は、ありがた いなと思っています。でも、確かに、おっしゃるように、こういう変わらないものという ことで、区民に分かりやすい力というのは、じゃあ新しい新人にどのように与えていくの か、難しいことですよ。

それは何かといったら、一度も海の水の塩をなめていないのにしょっぱいとかなんて言えないから、どこかで経験させなくちゃいけない。そしてまた、ゴー・ストップをかけると簡単に私も言っています。だけど、そのスキルを上げて、その業者に対して、これがゴーだとか、ストップだとかかけられる能力って、大変な能力なんですよ。で、その二つを望んでいるといったときに、どうやって教育を進めていくのか、教育体制をしていくのかといったら、人づくりというのは百年の計だと、私は思っています。そして、私が、今回のところで何かといったら、ずっと言い続けて、選挙のためにならないことをずっと言い続けてきたのは何かといったら、行政サービスの業務量をしっかりと把握して、職員が直接やることと、業務委託、外注にすることというのは、ある程度つかみで分ける必要がありますよね。そういう能力の中に、先ほどの二つが、変わらないことがあるというふうに思ったんですけど、その普遍的なものに関して、どういうふうに今、区としては考えているのか。この区民に分かりやすく説明する、できる力と、そしてゴー・ストップ、技術者に対してかけられる判断能力、このことについてお答えいただきたい。(発言する者あり)〇岩佐委員長 人事課長。(発言する者あり)

- ○神河人事課長 委員長……
- 〇はやお委員 人事課長。
- ○神河人事課長 あ、僕じゃないですね。
- 〇はやお委員 偉くなったなあ。
- ○神河人事課長 委員長、人事課長です。
- 〇岩佐委員長 人事課長。
- 〇神河人事課長 はい。職員がやるべき仕事、それから、職員でなくてもできる仕事の切り分けをするというような形のことでございます。

そちらについては、私どものほうとしましても、やはり、この限りある職員数を有効に活用していくために、必ず、その各所管から人員の要求を受けたときには、その業務が職員でなければできないのか、そういった形の確認はさせていただくような形にしております。そうすることで、そういった、例えば業務委託であるとか、多様なマンパワーを活用できないか、そういった検討は、日頃行っているところでございます。(発言する者あり)のはやお委員 ありがとうございます。(発言する者あり)あまり、これ以上は、またゆっくりやっていきますけれども、ちょっと人事部――人事課長が答えることかなと思っています。

それでね、あともう一つ。こんなところで終わりにするのは、今までなかったんですが、 時間制限はありますので。

一方では、全ての職員が、このような職員であるための手段ということに関して、時代 に応じて変化する。るる先ほども話がありました。で、まず、私、一番思っているのは、 特別区であるというその採用の仕方に大きな問題も、課題もあると思っているんですよ。

まず、ここは確認ですけれども、全体が確認できていないと、もう変わっている――変わっていないと思いますが、例えば保育士や清掃職員等を除き、事務職員や技術職員、あるいは医療職員を採用する場合には、区が直接募集することができないわけです、今のところは。そして特別区人事委員会を経由することによって、本区の採用の手続がつくということなんですけど、もう一度この辺、詳しくご説明いただきたい。

〇神河人事課長 職員採用の手続についてということでございます。特別区では、法律に基づきまして特別区人事委員会というものを、特別区人事・厚生事務組合の中に設置しているところでございます。

職員の採用試験につきましては、一部の職種等を除きまして、特別区人事委員会が特別区全体で行っているということでございます。様々に試験の種類がございますけれども、最も大きなものとしましては、新卒者と年齢31歳までの方を対象としました I 類採用試験というものがございます。こちらは、事務職だけではなく、建築、土木、福祉、それから保健師と、多くの職種がこちらの特別区全体で実施されるということでございます。

こちらの採用試験、例年4月末から5月初め頃に実施されるものでございまして、7月頃、特別区としての最終合格発表がございまして、最終合格者は、その希望する区等で面接を受けて、そこで内定が得られた者が、翌年4月に入所してくるということが流れでございます。

ほかにも、経験者採用、氷河期採用、障害者採用等の試験選考等もございますし、特別 区人事委員会の委任を受けて区側で実施する、保育士等の採用試験もございます。 〇はやお委員 非常に形式的な話なんですけど、平たく言えば、自分たちでの自由採用ができないという状況の中で、ということが分かったと思います。で、先ほどは、大坂委員のほうからも話がありましたように、この五、六年間を比較して、実は4年ぐらい前だったら、地方公務員になるということは勝ち組だったんですよ。それが、今現実、何かといったらば、入ってもやめてしまう。それが社会一般的な流れなんですね。で、スキルを上げて、どんどん転職をしていくという方が多くなってきている。それが地方公務員にはあるのかなと思ってはいたんですけれども、でも、そういう状況もあると。

そして、今、そこのところについて、他区のほうも、こんなのはもう最初から分かっているんですよ、なるのは。生産人口が減ってくるんですから、早めに優秀な人間を取っておかなくちゃいけないのに、その一番大切なときに、そのキャップをかけて、職員を入れなかったのを、5年も6年もやっているんですよ。政策的に大失敗だったんです。だけど、私は、そこは否定するつもりはないです。もういらっしゃらないですから、今は。

で、何かといったら、そういうときに何が一番大切かといったら、やっぱり財源を健全化しようといったところで、彼はやったんだろうと思います。だけども、行政サービスというのは、そういうものではないんです。民間じゃないんです。つまり、子や孫のほうまで、この行政サービスを安定的に、恒常的に提供していくためにはどうかという、それを行政経営をしていかなくちゃいけない。そうしたときに、どういう人事政策を取っていくのか、採用政策を取っていくのか、こういうことが一番大切なことなわけですよ。

今こういう、今の現状を踏まえながらどうやっていくのか、本当は聞きたかったです。 申込状況はどうですか、これで一応やりますけど。当初6年、五、六年前は6倍から7倍 だったものが、今は2倍。当然ですよ。ほかの区の人たちが、特別区でみんな取りますか ら、人をくれ、人をくれと、やってきますよ。そうすりゃ倍率は下がっちゃうんですから。 そうして、場合によっては、大変失礼ですけど、その資質や能力に対していろいろありな がらも、じゃあおまえたち、これだけ、50人欲しいというんだったら、50人といって 渡されて、またそれで苦労するということもあるわけです。直接採用じゃないですから。 そういう状況の中で、特別区人事委員会を経由するという職員採用について、メリット、 デメリットをどう考えていて、課題はどこにあるか考えているのか、お答えください。 〇岩佐委員長 はい。そろそろまとめて、人事行政についても、先ほど聞かれているので、 まとめて答えていただきたいと思います。

〇神河人事課長 特別区人事委員会で行うことのメリット、デメリットということでございます。

メリットとしましては、やはり特別区のスケールメリットを生かした採用が行えるということがあるかと思います。先ほど申し上げたとおり、特別区人事委員会で一括して採用試験を実施するために、 I 類採用試験の事務職だけでも1,200人ほどの採用予定数がございます。こういった、予定数が多いということは受験者心理に、合格できるのではないかというような形の印象も得られますし、A区に、例えば内定が出なかった場合でも、B区のほうで採用ができるというような形のことが、やはり採用の増につながってくるのかなというふうに思います。ほかにも、試験問題の作成であるとか、あと周知に係ることであるとか、やはり事務的に多くメリットもあるのは、あることはございます。

一方、デメリットとしましては、例えば試験制度の一部を変更したりであるとか、そう

いったところも、これは特別区全体の採用に係る話となりますので、特別区人事委員会も 含めた特別区全体での意思決定が必要となります。区で専門的な人材を任期つき職員で採 用したいと思ったときにも、人事委員会の承認を――事前協議が必要だったり、承認を受 ける等の手続が必要であり、時間や手間暇がかかるといったようなことでございます。

ですが、こういった人事制度が使いづらいみたいなところにつきましては、私ども千代 田区のほうでも、特別区人事委員会または特別区の人事課長会のほうで問題提起をしなが ら、今、何か改善ができないか、そういった取組を行っているところでございます。

- 〇はやお委員 委員長、最後。
- 〇岩佐委員長 そろそろまとめて。はい、はやお委員。
- 〇はやお委員<br/>
  最後です。

本当はもっとしっかりやらないといけない内容だと思っています。でも、一応、先ほどの職員定数につきましても、上限が1,320、そして実際、1,120ということで、200ぐらいの差がありますね。このことを踏まえながら、次の最後の質問をさせていただきます。

特別区である千代田区は、職員採用に関しての人事委員会を経るというこの制約があることも、今の説明でよく分かりました。そして、それに加えて、昨今の公務員に対する人気の落ち込みということだと思います。定数条例をキャップかけていたんですけれども、その条例の定数に満たすことがない、今状況なんです。

こういう、この困難な状態が明らかになりました。で、本区は、先ほど、石川前区長の話をするわけではないけれども、強い財政基盤の確立というものを目標にして取り組んできたわけです。でも、私はそこは評価します。一定の成果を得たと思っています。全て否定ばっかりしていたらいけないですからね。

それで、これから目指すことは何かということなんです。私は、強い組織、強固な執行体制、組織は人なり、人づくりだと思うんですね。そこの10年先を見据えてどう区政を運営していくのか。人づくりをどういうふうにしていくのか。その辺のところを、最後、しっかりと答弁していただきたいと思います。

以上です。

- ○岩佐委員長 これは、課長では、ちょっと。
- 〇古田政策経営部長 委員長、政策経営部長。
- 〇岩佐委員長 政策経営部長。
- 〇古田政策経営部長 今、執行体制、組織体制というお話もございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

人事制度、人事行政の現状につきましては、今、るるご議論いただきましてご指摘いただいたところを重く受け止めております。今後、組織体制を考えていくときにも、まさに、組織は人なりということ、それぞれの職員が、説明能力であるとかゴー・ストップ、判断能力、こういったものをしっかり持ちながらというところにつきましては、先ほど人事課長からもございました人材育成基本方針を改定したことで、これをしっかり、着実に職員が身につけていくという方向感は持てているかと思っております。これをしっかり進めていきながら、採用計画もしっかり、採用についてもしっかりと見直しをかけているところでございます。こうした人材面と組織体制というところが、しっかりとリンクするような

形で、執行体制の強化というところも図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い 申し上げます。

〇岩佐委員長 暫時休憩します。

午後3時34分休憩午後3時46分再開

〇岩佐委員長 委員を再開します。

引き続き、政策経営部所管の質疑を受けます。

〇えごし委員 私から、防災士の資格助成についてお伺いをします。決算参考書は248ページ、事務事業概要は220、221ページ、主要施策の成果は121ページです。防災士については、分科会でも小野委員や、また入山委員も言及されていましたけれども、私からも質問をさせていただきます。

防災士の資格の取得についての助成ですけれども、この助成の内容、対象としては、事務事業概要の221ページに、①②③ということで、対象が明記されております。令和4年度の執行率は61.4%ということで、実績としても令和4年に4名、令和3年に2名、令和2年に3名とありますけれども。この人数の方々が、それぞれの面で、①②③の内訳、例えば①が何名など、そういう内訳が分かりましたら、教えていただけますでしょうか。令和3年、2年は②と③だけだと思いますが、教えてください。

〇山下災害対策・危機管理課長 大変申し訳ございません。ちょっと、あ、全体ではないですね。申し訳ございません。令和4年度の内訳といたしましては、①の全部の助成金となっておるんですが、それ以前の助成につきましては、すみません、手持ちの資料がございません。ただ、私の記憶によりますと、(「記憶」と呼ぶ者あり)③は1人だけだったというふうに記憶しております。

以上です。(発言する者あり)

〇えごし委員 ①は令和4年度からは始まったということで、それが4名増えたということで、影響があったのかなというふうにも思いますけれども、それでもやっぱり、主要施策の成果の中でも、申請の件数が少ないことが課題というふうにもありました。

で、この防災士資格の助成は、ちょっと、そもそもの話になるんですが、その防災士の資格の助成を行う理由について、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 地域防災リーダーを育成するためということでございますので、基本的には、最低限、避難所運営協議会ごとに防災士が1人いれば、地域防災力の向上につながるというのが目的でございます。

〇えごし委員 ありがとうございます。事務事業概要の中でも、この取得助成の目的というところは、防災リーダーの育成というところと、また、地域の防災活動に携わっている者を対象に、費用を助成していくというふうに書かれております。

で、私も本当にこの防災士資格の助成の事業というのは、非常に大事な事業だと思っています。地域の防災のためには、本当に一人でも多くの防災知識をしっかりと持ったリーダーを育てていく、また、その方たちが、しっかりとその地域の防災の活動に関与していくと、そういうところもすごい大事だと思っております。ただ、せっかくの制度であっても、やっぱり申請者が少ないというと、なかなか効果がないというのも現状だと思います。申請者が少ない理由として、制度の周知ということもあるかもしれませんけれども、それ

ととともに、この申請の条件が少し厳しいのではないかなというふうにも思っております。例えば、対象の①②③以外の方、例えばそういう組織に所属していない方でも、この防災士の資格助成が受けられるように、申請対象の条件拡大はできないでしょうか。例えば、昨日は、町会の議論もありましたけれども、この、今、避難所の運営協議会や自主防衛組織に入られている方というのも、なかなか多くもないかなというふうにも思っております。もちろん、町会とかそういう防災組織などに、多くの人が入っていただく。防災知識を持った方が、しっかりとそういうところに入っていただくということが目的ということは、もう重々に承知をしております。その上で、同時に、組織に入っていなくても、そういう知識を持った方が地域に多く根差して、いざ災害が起こったときに、そういう地域の方々が相互に支え合うことができるという、そういう体制をつくっていくということも大事だと思います。

そういう観点から、条件についても、対象の①②③の条件もありますけれども、それに、例えば、④の条件として、防災に関するメールやお知らせなどもしっかりと受け取ってもらって、また防災イベントなども参加できるときは、参加していただく。災害が起こったときは、地域避難所で、またその避難所などで手助けをしっかりとしていただくということを条件に加えた上で、助成も、まずは半額とかでもできれば、申請者も増えていくのではないかなというふうに考えております。

防災士として十分な意識と知識と技能を持たれた方が、例えば自分の命も守って、また、 その家族も守って、またその近隣の方も守っていく、いただくということは、先ほど助成 を行う目的としても書いてありましたけれども、地域の防災活動に携わるということにも つながっていくというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 えごし委員のご意見のとおり、災害対策の基本としましては、自助、共助、公助という、その自助と共助の部分を強化するという意味で、やはり 防災士の資格を持っている方を増やすというのは、非常に有効な手段だと考えます。

ただ、その一方で、やはり公金を出すという点がございますので、応募条件の緩和につきましては、やはり検討が必要かなというふうに考えております。現状ですと、やはりよその自治体の動向なども踏まえながら、調査していきたいと考えております。

○えごし委員 なかなか、まだ検討していくところが、また大変だとは思いますけれども、 やっぱり先ほども話しましたとおり、地域の方が相互に支え合う体制、これをしっかりつ くっていかなければ、本当にいざ災害が起こったときに、そういうしっかりと知識を持っ た方が対応していく、また活躍していくということにもつながっていかないというふうに も思いますので、ぜひ、検討のほどよろしくお願いいたします。

〇山下災害対策・危機管理課長 えごし委員のご意見のとおり、やはり自助、共助を強化するという目的での防災士の資格者を増やすという点につきまして、当面は避難所運営協議会とか町会での周知を図っていきたいと思っておりますが、将来的な部分については、調査を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇池田委員 関連。
- 〇岩佐委員長 はい。池田委員。
- ○池田委員 今、防災に関しての質問がありましたので、関連させていただきます。

地域防災について、幾つか伺いたいと思います。令和4年度は、まだコロナも明けていない状態で、事務事業概要を見ますと、避難所訓練もなかなかできていなかったんではないかなと思います。で、そう言いながらも9月から後半は、やっていたと思いますので、引き続き5年度、それと来年度に向けてしっかりと、皆さん、防災力を上げていただきたいと思っております。

そんな中、やはり変わらないのが防災備蓄品だと思います。ずっと補完をしていかなきゃいけないというところではございますけれども、この事務事業概要の中で確認をできるところは、防災備蓄品の中の食料につきまして、少し伺いたいんですけれども。

ミネラルウォーターは、45万3,000本余り入っております。これを1日、1人当たり3リットルで、3日間はしっかりと確保しなきゃいけないというところはご承知かと思いますので、その分のおおよその量は確保できているのかなというところは見受けられるんですけれども、一方で、粉ミルクというの191缶ございますけれども、ここについて、これ、粉ミルクだけでは、どうしても、やはり、なかなか使えないのかなというところがあるんですけれども、携帯用の哺乳瓶というのは、一緒にセットになっているんでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 はい。なってございます。〇歳児の想定人数に合わせた 使い捨て哺乳瓶を用意してございます。

〇池田委員 その数というのが、粉ミルクのこの缶の量と、携帯哺乳瓶の量というのと、 バランスはいかがなんでしょうか。例えば年齢によっても、粉ミルクの量も違うし、その 携帯、使い捨ての哺乳瓶だと思うんですね。で、そこのところ数の確保がしっかりと、各 避難所等でできているのか、お聞かせください。

〇山下災害対策・危機管理課長 使い捨て哺乳瓶の量につきましては、〇歳児の避難人口掛ける1日5個掛ける3日分ということで、合計2,820個が用意されてございます。

あと、粉ミルクにつきましては、1日、赤ちゃん130グラムを消費するということで、 約396人分ということで用意してございます。

○池田委員 そこで――粉ミルクの量は分かりました。以前に、液体ミルクを試行的に保存、備蓄品としてやっていたかと思いますけれども、現状は、いかがなんでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 液体ミルクにつきましては、保存の難しさがございます。 実際、現存の防災倉庫が、高温多湿の環境になりやすいという点がございまして、その点、 また、加えて保存年限の短さという点に課題がございます。などなど、現在販売されてい る商品につきましては、備蓄に適さないと考えております。ので、令和4年度以降は、購 入について保留しておりますが、引き続き商品については、情報収集を行っておりますの で、備蓄に適した商品が販売された場合には、導入していきたいと考えております。

○池田委員 その液体ミルクと同様、この紙おむつについても確認をさせてください。

子ども用の紙おむつも備えているということですけれども、以前は、長期保存の場合は 廃棄している部分もあったと聞きますけれども、現状はいかがなんでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 災害用に備蓄している子ども用おむつにつきましては、使用期限を迎える1年程度前に回収して、入替えを行っております。回収分につきましては、防災訓練であるとか、ベビーキッズの防災講習会などなどで、保護者の方に配布しておりますが、現状、活用し切れてはいない状況でございます。

〇池田委員 現状、活用し切れていないというところで、で、先ほどの液体ミルクと関連をするんですけれども、やはり紙おむつの場合も、今、今回、補正予算でサブスクを、が始まるということがありました。で、やはり、長年、日付がずっと、長期保存をしたものについては、サブスクのほうに使うということは、なかなか難しいのかなというところは分かります。ですから、液体ミルクをしっかりと、今度は常温保存ができるような、品質のいいものというのが、もしあれば、それと一緒に、紙おむつも同じように保存しておいて、サブスクに活用ができないか、そういうような提案をさせていただきたいんですけども、何かそういう工夫をしようというお考えはないでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 おむつのサブスクとの連携につきましては、各保育園等の受入れ先との状況、保管する場所が何といっても必要になりますので、そういった点やニーズを踏まえて、引き続き研究はしていきたいと思いますが、現状、課題となっておることといたしましては、やはり備蓄おむつは、コストはある程度重視しておるという点がございます。

また、備蓄による劣化がございまして、マジックテープがくっつきづらいであるとか、あと、湿気を吸ってしまって、おむつの吸湿性が劣化しているなどなどの問題がございます。それに対しまして、やはり保育園で使うサブスク用のおむつというのは、子どもが快適であるということを第一に考えておると思いますので、その辺りのギャップをどう埋めるかというのが課題となっていると認識しております。

〇池田委員 そのテープですとか、そこが劣化するまで置いておいたやつをサブスクに使うというところまで、私は言っておるんではなくて、液体ミルクがもたないんであれば、そのようなサイクルでローリングストックというイメージで、同じような活用ができないのかということを言っているんですけども、いかがでしょう。

〇山下災害対策・危機管理課長 現在の液体ミルクですと、せいぜい1年半程度の備蓄、 賞味期限となっておりますので、そのサイクルで回すのにつきましては、かなり前もって システマチックにルールをつくってから、そこから開始するということになりますので、 現状すぐというのは、導入はちょっと難しいかなという考えでございます。

○池田委員 先ほど大坂委員からの人材もありますから、なかなかそういう在庫管理というか、そういうところも難しいのかなというところで、今回はこの程度で、ちょっともう一回食料のほうに戻ります。

災害時になりますと、避難生活が長くなって、健康を維持させるためには栄養管理も重要となってくるかと思います。で、そうはいいながらも、ライフラインが止まった場合も想定したりですとか、防災備蓄食品をそのまま食べるのは、大変味気がありません。我慢して食べていると、ストレスを感じるようにもなります。むしろ千代田区では、こんなに備蓄食品がいいものがあるんだというようなものを備えておいてもいいのかなと思います。一度、備蓄食品のイメージをお聞かせください。

〇山下災害対策・危機管理課長 現状の備蓄食料といたしましては、やはりコストの問題であるとか、あと、長もちする、あと安全性等々を重視して考えておりますが、委員のおっしゃるとおり、災害時、気分が落ち込んでいるときにおいしい物を食べることで、気持ちが上向きになるということは十分考えられることだと思いますので、まず、その点につきましては、考え方の一つとして認識していきたいと思います。

そうですね、またローリングストックを一層進めるという考え方につきましては、ローリングストック自体が、基本的には家庭での備蓄品の考えでございますので、行政の備蓄、大量に食料等を備蓄している中で、どのようにその体制を加えていくかというのは、まだ課題となると考えます。

〇池田委員 確かにそうだと思います。家庭での備蓄が大事というのは、まず大前提でありまして、各施設での備蓄品というのは、例えば今ですと、ワカメご飯だったり、ライスクッキーだったりというのが備蓄されているとは思いますけれども、どうしても、それを1食あてがわれて、それを食べてくださいといっても、カロリー不足なのは分かりますよね。それとあと、やっぱり足りないんですよ。

で、そういったところで、いろいろ、あとアレルギーの方もいたりだとか、そういう食事、あくまで備蓄品なので、いろんなものを備えるというのが限度があるとは思いますけれども、そういった中で、特集されている食品というのを、区内の大学では、何年か前から、連携のコンソーシアムというところを協定を結びまして、学校ごとに備蓄もされているかと思います。そういう各大学の中の備蓄状況を確認しますと、それぞれの大学で、やっぱり同じものもありますけれども、様々違う備蓄の仕方があって、例えば先ほども言ったミルクの件だとか、紙おむつも含めて、なかなかトータルで同じようなものがそろっていないというところがありますけれども、その辺りはどのような認識をされておりますか。〇山下災害対策・危機管理課長 各大学等での備蓄につきましては、当課で把握し切れていない部分もございますので、そうですね、各大学のニーズに合ったものを選んでいただいているというふうに考えております。

〇池田委員 ぜひ把握をされてください、一度。というのは、令和4年度の決算ですから、令和4年度、しっかりと大学の連携ということで、これ、分科会でも少し取り上げられていますけれども、しっかりと、各大学のところでは、備蓄品の活用だとか、そういうこともやりながら、改めてその各大学で備蓄されている備蓄品、備蓄食品がどういうものがあるのかというところを検証しながら、とはいいながらも、例えばアレルギーのものがちょっと足りないんだとか、お年寄りが食べやすいような誤嚥性が起きないようなものも、ちゃんと常備しなきゃいけないとかというところ、様々検証しているところがあります。その報告をしっかり受けているのかどうか、いかがでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 大学との連携において、そういった情報共有については、現状、していないのが、しておりません。

〇池田委員 これね、分科会の執行率で半分しか行っていないというところで、いろいろ 課題はあるのかもしれないんですけれども、ぜひ、そこのところは、もっと区内の大学、様々ありまして、一生懸命千代田区のために備蓄も協力もしているし、で、次にもちょっと触れたいんですけども、いろいろ工夫をしているんですね。なので、そこは見落とすことがなく、しっかりと支えていただきたいと思います。

そこは課題に捉えていただきたいんですけども、先ほど課長も言ったように、備蓄品というのは、ふだん食べ慣れているものを備蓄するのが、やっぱりいいんです。非常食とか、防災食というと、どうしてもイメージで悪いんです。それは、やはりストレスを皆さん感じるので、家庭では、それをしっかりと備えるのが大事だと思いますが、今回、防災食をおいしく作れる料理を実践することも重要だということで、様々な視点でのメニューの考

案も大事だと思っておりますが、区の取組をお聞かせください。

〇中根財政課長 今の池田委員が、過去に本会議でたしかご質問を頂いたと思いまして、 今年度の事業といたしまして、健康推進課で災害時の栄養管理ということをテーマに、区 内の三つの大学と連携して、防災メニューグランプリを実施して、この9月にたしか実施 をしていたかと思います。

〇池田委員 はい。そうですね。それが、きっともう終わっているんですよね、メニューグランプリというのが。(発言する者あり)あ、所管がいないのか。

様々、いろいろ特色あることをやっていたかと思います。で、実際に、どれぐらいの応募数があったのか、もし、今分かればお聞かせいただきたいんですけれども。

〇後藤健康推進課長 今、委員ご案内の防災メニューグランプリについてでございます。 災害時においしく、さらに適切な栄養管理を推進するために、今年度実施している事業で ございます。5月から6月までに募集をして、募集件数としては65件、お寄せいただい てございます。そして、一次審査を経て、9月に二次審査を実施して、グランプリと特別 賞を決定してございます。

今後、11月に表彰式と試食会を行う予定でございます。特別賞といたしましては、区長賞、多文化賞、調理しやすいで賞、ローリングストック賞、アイデア賞としておりまして、様々な視点から受賞メニューを決定しているところでございます。

〇池田委員 今ご説明いただきました。中にローリングストック賞というユーモアな賞もあったので、興味深いなと思いますけれども。とはいいながらも、それというのは、日常的に今、こういう何の問題もないところできっと作られたのかなと思うんですけれども。ライフラインが止まることもあります。そういうことを想定しながら、調理をするためには手段が限られているとは思うんですけども、今回そのグランプリをやった中で、どんなような制限があったのかお聞かせください。

〇後藤健康推進課長 ローリングストックは、災害への備えとして有用であると考えてございます。そのため、家庭に常備されていることが多い食品をうまく活用しているメニューを対象としてございます。

今回の受賞作品としましては、乾燥野菜と高野豆腐、干ししいたけ等の長期保存食材を使って、おにぎり、みそ汁、うま煮を作ったもので、栄養バランスがよく、全世代になじみやすいものでございます。そして、委員ご指摘のとおり、災害時、調理のための手段が限られてございます。そのため、メニュー考案の際の条件としましては、食材は、誰でも簡単に購入し備蓄できる常温保存可能な食品を使用し、ライフラインが止まった状態を仮定して、備蓄の飲料水とカセットコンロ1台で調理できるものといたしてございます。

〇池田委員 限られた用具ということは分かるんですけれども、とはいえ、今回、どんな方が応募してきたのかなというところも、私、分からないんですけども。先ほど、65件ということがありました。その中で、例えばプロの料理人なんかが応募すると、当然、おいしいのができるんです。そうではなくて、一般の方からのアイデアがすごく大事なのかなと思うし、災害時を想定しながら、家庭でしっかりと考えながら調理をするというのも大事なのかなと思います。それを、今度グランプリ受賞になったときに、ぜひ、前にも一度提案をしたんですけれども、今もう既に画像なんかが一部アップされていますけれども、試食の体験とかそういうのを、ぜひ職員の皆さん、それも区民の皆さんにも体験して、味

わっていただきたいと思います。例えば10階の食堂を使って、そういうメニューの紹介をしたりしたらどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇後藤健康推進課長 応募につきましては、区内在住の方、在学の方とさせていただいて ございます。そのため、一般区民の方と区内大学の学生さんたちから数多く応募を頂いて いるところでございます。

そして、今後、区民の方への今回のグランプリ特別賞受賞メニューの周知が重要と考えてございますので、区内の協力大学での試食会を実施してまいります。また、区役所10階食堂においてのメニュー化につきましては、事業者に相談して、実現に向けて努力をしてまいりたいと考えてございます。また、調理手順等の動画やレシピ集を作成して、ホームページや区報に掲載するほか、地域防災訓練やくらしの広場等にて周知し、区民の皆さんにご活用いただきたいと考えてございます

- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇岩田委員 関連。
- 〇岩佐委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 関連。私、資料要求をしております。資料は追加資料2、避難所・福祉避難所の備蓄状況(発電機、蓄電池等)のところなんですけども、これとはちょっと違うんですけども、4年ほど前に災害時要配慮者等対策特別委員会というのがありまして、その際に法定非常電源の状況なんていうのを出してもらいました。そのときに、福祉施設は福祉避難所として外部から人を受け入れるほどの許容量がないというようなお話でした。そのときに、各福祉施設では、例えばいきいきプラザー番町では重油が1,950リットル貯蔵されていて、稼働可能時間は8.5時間だとか、岩本町ほほえみプラザは軽油で490リットルの貯蔵があって、7.9時間の稼働なんかがあると。そのときに、今後、調査、ヒアリングを抽出し、必要な備品等を整備、支援していくというお話だったんですけども、一応それがこれに反映されたということで、よろしいんでしょうか。
- 〇山下災害対策・危機管理課長 岩田委員のおっしゃるとおりでございます。
- 〇岩田委員 それで、そのときに、福祉避難所というのは、まだ、その当時ですよ、福祉 避難所というのは、福祉施設などを使って、でもその場、すぐには設置できない、3日ぐ らいかかるというお話だったんですけど、今はもうすぐに、ここの福祉避難所と書いてい るところは、もうそのまま福祉避難所になっていると。3日もかからない。その場ですぐ なるということでよろしいんですよね。
- 〇山内福祉政策担当課長 ただいまの岩田委員のご質問でございますが、福祉避難所につきましては、一旦一般の避難所に行っていただいて、福祉避難所となる福祉施設の状況を確認してからということになりますので、即時開設という形にはなってございません。
- 〇岩田委員 その場合は、何日ぐらいを目安にしているんでしょう。やっぱり3日という感じでよろしいんでしょうかね。
- 〇山内福祉政策担当課長 一応、最大3日程度と考えてございます。確認が早く終われば早く開設できるものと考えてございます。
- 〇岩田委員 で、障害を持っている人は一遍、例えば障害を持っている方とかは、一遍普 通の避難所に行って、それから準備ができればそちらに行くということなんですけども、 電気を必要とする方もいらっしゃるじゃないですか、例えば病気とか、何だ、機械で心臓

を動かさなきゃならないとか。そういう方たちのために、最低72時間とかが必要というようなことになったりすると、そういう設備というのは、やはりこの福祉避難所で何とか 賄えるということでよろしいんでしょうか。

〇山内福祉政策担当課長 一応、福祉避難所のほうにも、こちらのほうに発電機ということで書いてございますが、そういったもののほかに、ほかのところから融通をしたりとかいう形で、なるべく対応のほうはできるようにということで考えてございます。

〇岩田委員 すごい細かいことなんですけども、訓練のときに、以前も言ったんですけど、 区の職員の方がちょっと使い方が分からないような、そんなことがあって、このポータブ ル蓄電池もこれ、あれっ、どうやって使うのかな、みたいなことがあったんですけど、そ ういうことはもう今はなく、ちゃんと使えるようになっているんですよね。なっているん だったら別に結構なんですけども、そこはどうでしょう。

〇山下災害対策・危機管理課長 訓練につきましては、避難所協議会がメインとなって、 区の職員と共に実施しておりますが、避難所運営協議会の人も、あと区の職員、ともに機 器が使えるように訓練はしております。

〇岩田委員 最後で。最後になりますけども、その訓練のときに、プロの方がいらっしゃるじゃないですか。ちょっと名前は正確なのを忘れちゃったんですけども、一番町にある会社の。ありますよね。その方たちが来てくださるのは非常にありがたいんですけども、僕、前の石川区長のときに、そういうちゃんと、何だ、リーダー的なそういう方たちがいないと駄目でしょというふうに言ってから何か導入したみたいなんですけども、それは実際に災害が起きたときにその方たちはいらっしゃらないじゃないですか、当然。なので、区の職員の方、災害対策・危機管理課の方とか、そういう方たちにそういう、何ですかね、機材を使ってやっていただきたいんです。なので、今後そういう方向でお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

〇山下災害対策・危機管理課長 そうですね。避難所の運営につきましては、基本的に避難所運営協議会がメインとなって、災害対策・危機管理課がそれに寄り添うというか、アドバイザー的な役割として担っております。誰もが使えるようにということで、それこそ分かりやすいマニュアルみたいなものを整備して各避難所に置いておりますので、基本的には我々が行かなくとも、避難所運営協議会の方たちで使えるようにというのを目標としてやっております。

○岩佐委員長はいい。防災、そのほかはいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長 はい。

それでは、引き続き、牛尾委員。

〇牛尾委員 私は、大坂さんの人事行政にも関わるんですけれども、ジェンダー平等と区 職員の賃金の問題についてお伺いをしたいと思います。

日本の男女の賃金格差ですけれども、OECDの調査によると、2021年の日本の男女の賃金格差は22.1%ということで、先進国の中でも特に高い水準であることが明らかになっております。国のほうでも、女性活躍推進法の改正によりまして、2022年から、常時雇用する労働者が301人以上の企業については、男女の賃金の差、これを公表することが義務づけられております。厚労省のデータによれば、全労働者平均で男性を1

00とした場合の女性の賃金割合、全労働者平均で69.1%、正規では74.5、非正規で78.5、そういう数字が出ております。

この賃金の公表は当然自治体にも求められております。まず、千代田区の男女の賃金格差と、その格差の公表の状況を教えていただけますか。

〇神河人事課長 牛尾委員からのご質問は、男女の賃金差異の公表のことについてということでございます。現在、こちら、昨年の状況につきまして、区のホームページで公表させていただいているところでございます。先ほどお話がありましたが、こちらの賃金差異でございますけれども、男性職員の賃金を100としたときの女性職員の数値でございますけれども、常勤職員において87.3%、常勤職員以外で85.4%ということでございます。

〇牛尾委員 そういう数字が出ております。全ての職員の平均で83.9というふうにもなっております。この差が生まれている大きな原因を、区はどのように分析をしているのか。そして、このような差が生まれているということについて、区の認識をお聞かせください。

〇神河人事課長 男女間で差異が生じていることの理由ということについて、まずご答弁 申し上げます。

まず、常勤職員についてでございますけれども、給与制度的には男女の区別というものはございません。差異が生じておりますのは、大きく三つ理由が考えられるというふうに考えております。まず一つは、職員の年齢構成の影響があるかなというところでございます。給与水準の高い高齢期の職員においては、男性職員数が女性職員数に比べて多いという現状がございます。2点目、先ほどの年齢構成にも関係しますけれども、管理職、係長職の職層におきまして、男性職員が多いというような形のこともございます。3点目でございますが、手当の関係というものもあるかなというふうに考えております。職員の手当には、扶養手当それから住宅手当というものがございます。こちらが男性職員に支払われていることが多いということでございまして、以上の3点が理由として考えられるところでございます。

あと、すみません、常勤職員以外の職員についての差異ということでございますけれども、こちらでは、常勤職員以外としましては、会計年度任用職員、それから再任用の職員、それから任期つき職員、そういった者を含んでいるところでございます。再任用の職員には管理職もおりますし、任期つき職員も管理職や係長のフルタイムの職員となりますので、そういった者が男性給与を引き上げる要因になっているというふうに考えております。

今後どうしていくべきかというところでございますけれども、よろしいでしょうか。 (「聞いていない」と呼ぶ者あり) あ、聞いていないですか。すみません。

すみません。以上です。 (発言する者あり)

- 〇牛尾委員 それはこれから質問しますので。
- 〇神河人事課長 すみません。(発言する者あり)
- 〇牛尾委員 年齢層、男性のほうが年齢が高い方が多いということは、逆に言うと、女性 の方がそこまで働き続けられていないと。途中で辞めてしまうという方が多いということ だと思いますし、あるいは管理職に男性が多いからという点では、やはり管理職に手を挙 げやすいような職場環境づくり、働き方改革、これが必要だと思いますし、あと、男性職

員には扶養手当、住宅手当がついていると。これも女性の方がやはりそうした手当を受け やすいような働き方にしていく必要があると私は思います。

やはり今の業務の在り方というのを見直して、子育てをしている方も、例えば育休とか 産休を取りやすくするとか、あとは保育園のお迎えなんかで早く帰れる、帰りやすいよう な職場環境にしていくとか、あるいは例えばどうしても役所のほうに子どもを連れてこな ければいけないといった場合、7階にはそういったお部屋があるんですけれども、一般の 職員が働いているところでも、仮に子どもが来ても預けられるようなことをやるとか、そ ういった女性が働きやすい環境の整備というのをやっぱりやっていく必要が私はあると思 いますが、区のご見解をお聞かせください。

〇神河人事課長 女性活躍推進に向けまして、区では特定事業主行動計画というものを策定しております。そういった取組の中で様々に、例えば女性管理職員を増やしていくとか、そういった取組等、様々に行っております。そういった取組の中では、やはり先ほど牛尾委員がおっしゃったように、ワークライフバランスに向けた取組ということもございます。超勤抑制に向けた取組なども進めておりますし、あと育児と介護、すみません、育児と家庭の両立に向けた研修等も実施しているところでございます。また、先ほど、これまでの答弁をさせていただいた中でも、リモートワークの話もありましたけれども、そういった取組についても、恐らくこういった女性が働きやすいというような形のことにつながってくるのかなというふうに考えております。そういった取組を一つ一つ進めながら、少しでも女性職員の方が家庭に遠慮することなく、仕事で活躍いただけるような環境づくりを進めてまいりたいと思います。

〇牛尾委員 そうした環境をつくることが、やはり千代田区で働く魅力も出てくると思いますので、そこにもつながっていくと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

もう一つ、公契約条例第1条では、業務に従事する者の適正な労働環境を確保して、公 共サービス及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的とするというふうな ことがうたわれております。こうした立場なら、当然区の職員は男女の差をなくして、差 異をなくしていくというのは当然なんですけれども、やはり区が業務を委託している例え ば図書館とか特養とか、そうしたところで働く職員についての男女の賃金の差異というの も、これもやっぱり是正していく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、区の 公共サービスで、民間事業者が担う職場の男女の賃金の状況の把握、これはされています か。

〇夏目企画課長 今、牛尾委員が例示されたものが指定管理の施設でしたので、私の、企画課のほうからお答えします。

今の差異の公表という、その要件に該当している事業者であれば適切に対応していると 思いますが、把握はしておりません。

〇牛尾委員 もちろんその指定管理を受けている事業者が301人以上の職員がいるならば、それは公表の義務があるでしょうけれども、それは全体的なもので、やはり千代田区で働いている場所での男女の賃金格差、これは例えば労働環境のモニタリング等で把握もできると思うんですよ。そうしたのも活用して、やはり指定管理とはいえ、図書館、特養ホーム、区の施設と区民から見られますし、そうしたところでの格差をなくしていくということについては努力をしていただきたいと思いますけど、最後、いかがですか。

〇夏目企画課長 法の趣旨から、まず男女の賃金の差異を公表して、女性の活躍を推進する。そういう法の趣旨につきましては、各事業者がやはり法の趣旨にのっとって取組を進めていくということになろうかと思います。この公表自体が、要件に該当すれば公表しなければならないということであれば、労働環境モニタリングの中で取り扱うか、あるいは日常の指定管理者とのコミュニケーションの中できちんと把握していくか、そういったことが必要かと思います。また、この賃金の差異をなくしていくという取組に関しては、法の趣旨を周知徹底をしていくというようなことになろうかと思います。

〇岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、政策経営部所管で。

〇富山委員 区制記念日表彰式についての質問をします。事務事業概要27ページ、決算 参考書240、241ページになります。

事務事業概要には、区制記念日表彰式の目的が、3月15日の区制記念日の区の公式行事として、区政に功労のあった方々を表彰し、労をねぎらうと記載があります。様々な分野において貢献いただいた区民の方への感謝を表すということは、意義あることだと考えております。コロナ禍の中止から、再開して2年目になる昨年度は、230万円の予算を執行しておりますが、改めてその内訳を教えてください。また、その事業は37万9,00円の流用をしていますが、事業の執行率は60%となっていて、250万円余りの執行残があります。この流用のお金はどこからなのか。そして、これほどの執行残があるならば流用は不要だったのではないでしょうか。予算の内訳、流用元、その理由についてお聞かせください。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○石綿総務課長 すみません。(発言する者あり)失礼しました。

昨年度の、ご質問の区制記念日表彰式事業の決算額でございますが、こちらは正確には237万3,032円でございます。内訳は、報償費といたしまして3万円、それから一般需用費といたしまして86万4,940円、それから使用料及び賃借料といたしまして147万8,092円でございます。

併せて流用についてのご質問も頂戴いたしました。こちらの流用につきまして、決算参考書上では、大事業では、これ、区政振興事業に当たるものでございまして、この中にこの区制記念日表彰事業が入ってございます。まさにこの流用、この区制記念日表彰事業に関してでございます。

こちらでございますが、こちらは再開をさせていただいた、令和元年度、2年度が、こちらはコロナによりまして中止を行ってございましたが、令和3年度の開催をさせていただいたときに、高齢の方が大分多く特別功労の代表者の方はいらっしゃったと。こちらの代表者の方々には控室をご用意してございますが、こちらが会場から少し離れていたということもございまして、この会場に近い控室をご用意させていただいた。こういったことによりまして、経費が不足するため、事業間流用ということで対応させていただいたものでございます。

こちら、本来であれば、この令和4年度の当初予算でその分を計上させていただくというのが本来でございましたが、これまでグランドパレス、こちらを会場として利用させていただいたのですが、こちらが廃業されたということで、今現在はホテルエドモントで実施してございますけれども、こちらに変更したことによりまして、ちょっと詳細がなかな

か予測できなかったということと、この式典の開催時期が、毎年3月15日の区制記念日、これが土日に当たってしまう場合は多少ずれることもございますけども、基本的には3月15日という、この年度末の時期に実施してございまして、ちょっとうまくこの予算要求の時期と合わないということが原因だったかなというところでございます。

それから、執行残が若干あったということでございますけれども、これは、区制記念日表彰事業ということではなくて、まさにこの大事業の区政振興事業のところでございまして、この要因は、構成されている事業の中に、新年交歓会、こちらもございます。こちらにつきまして、この開催決定が遅れたということも一つあると。それからもう一つは、ちょうどご記憶もまだ新たかなというところでございますが、今年の初めは区民ホールで実施させていただいたと。こういったことによりまして、経費が予想よりかからなかったと。これが残の主な要因であったかなというところでございます。

この新年交歓会と区制記念日表彰式、この二つの事業の準備を同時進行で進めていたと。 こういったコロナ禍の特殊な事情もございましたので、結果といたしましては、流用しな がらも多くの執行残が生まれてしまったというところでございます。

〇富山委員 ありがとうございます。高齢の方へのアクセシビリティ向上のための流用とのこと、承知しました。その辺りの変更は大変重要なところですので、今後も柔軟に取り組んでほしいと思っております。

ところで、表彰者の方々に贈呈する記念品についてなんですけれども、過去に度々議論になっていて、本年3月にも小林たかや議員からもご提案がございました。説明のあった 予算科目のうち、記念品の購入のために幾らの予算を執行されたのか、また、その記念日 には何を贈呈されたのか、教えてください。

〇石綿総務課長 記念品の購入経費につきましては、先ほどご説明をさせていただいた内 訳の科目のうち、一般需用費、こちらに当たるものでございますが、経費としましては、 繰り返しになりますが、86万4,940円でございます。

贈呈した記念品は、特別功労の方にはクリスタルトロフィー、それから祝い菓子、分野 別功労の方には表彰状と祝い菓子、こちらを贈呈させていただいてございます。

〇富山委員 ありがとうございます。事務事業概要によると、合わせて203名の方が表彰されて、経費から計算しますと1人当たり4,000円程度の贈呈品があったのかなと思います。

過去の議論の中で、トロフィーは実用性や置き場所がないといった点や、以前の江戸切子のグラスが好評だったといった点について指摘がありました。私自身、区民の方からそういった声を聞きます。このような具体的な区民の声は大変貴重であり、度々議論のあった現在の記念品は再考の価値があるかと思います、余地があるかと思います。実用的な記念品として区民の要望があった江戸切子のグラスについて、以前は購入先が必要数をそろえられない旨の答弁をされていたこともありましたが、現状について、いかがでしょうか。また、現在、記念品の検討はされていらっしゃいますでしょうか。

〇石綿総務課長 記念品につきましては、今ご指摘のとおり、他の議員からも過去から様々なご指摘を頂いてございまして、都度検討を重ねているというところでございます。 変遷を重ねてきているところでございますけれども、以前は多数いらっしゃるこの分野別 登録者の方々にも、江戸切子グラスというものを贈呈させていただいたということもござ いまして、納品数に限界が生じていたということもございました。

現在、クリスタルトロフィーの贈呈につきましては、この特別功労の表彰者のみとさせていただいているというところではございますが、この程度の数でも納品が難しいというお話を業者のほうからは受けていたというところでございます。しかしながら、検討を重ねているところではございますが、改めて最近、調査の結果によりますと、この特別功労の表彰者の数程度であれば、納品可能ではないかというようなお話も聞いているというところでございます。今の議員のご意見もご参考にさせていただきまして、江戸切子グラスの復活を含めまして、表彰者の方々に喜んでいただけるような方策というものを検討させていただきたいなというふうに思ってございます。

〇富山委員 ありがとうございます。前向きに検討されているとのこと、うれしく思います。

最後になりますが、このように区が区民を代表して、ささやかながら感謝の気持ちを表すことは大変重要ですので、引き続き検討を重ねていただきますようお願いいたします。 〇石綿総務課長 ただいまのご指摘やご意見をしっかりと受け止めさせていただきまして、特に、ご答弁の中で申し上げましたが、障害を抱えている方々、あるいは高齢の方々へのご配慮というのもしっかり考えながら、記念品も含めてこれからも検討させていただきながら、区民の皆様の声を傾聴する姿勢を持って対応させていただきたいなというふうに思ってございます。よろしくお願いいたします。

〇岩佐委員長 はい。ほかに。政策経営部。(「関連」と呼ぶ者あり)関連。もう入っちゅうんですか。(発言する者あり)ほかに。総括、政策経営部の所管でありますか。

〇田中委員 先ほどの人事行政について、大坂委員、はやお委員、牛尾委員がご質問していただいたことに関連してなんですけれども、今、千代田区で進めているDXが、住民の利便性向上とともに庁内の業務の効率化を目指すものとあるんですが、現在の業務のオーバーフローをDXがどの程度軽減しているのか。もし軽減されているとしたら、どの部署でどの程度されているのかということ。今後軽減される予定のものに関しても、そのことを可視化していただく方法というのは可能なんでしょうか。

〇岩佐委員長 ちょっと休憩します。

午後4時40分休憩午後4時40分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開します。

今の田中委員の質疑については、後ほどまた、DXの総括のところで答弁を頂きたいと思います。

政策経営部所管については、この程度でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長 はい。暫時休憩します。

午後4時41分休憩午後4時56分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開します。

欠席届が出ています。地域保健担当部長、6時半から公務のため欠席でございます。 それでは、全ての所管に関わる総括についての質疑を。 〇林委員 予算の流用についてです。OB、彩の国に住んでいる方とお話しして、最近どうと言われたら、いやあ、流用というのがあるんですよねと言ったら、いやあ、それは大変だということで、問題意識を持って取り上げているんですけれども。

まず、財政課か政策経営部に伺いたいんですけども、流用というのは、いいことなのか、 悪いことなのか。あるべき姿なのか、できるだけないようにするのか。その価値軸をちょっと、見解をお話しください。別に財政だけじゃなくても、区としてね。

〇中根財政課長 流用につきましては、地方自治法なり千代田区の予算事務規則等に定められておりますので、手続を適正に取って実施する限りには、問題ないものだと考えております。ただ、おっしゃっているように、あまりにも件数が多いですとか、手続をきちんと取らないで、いや、それは内部的にはございませんけれども、そういう流用をやるような場合など、芳しくないことも運用を間違えれば生じると思いますので、できるだけ少なくすべきであるとは考えております。

〇林委員 分かりました。できるだけ少なくということで、本会議でも確認しましたけれ ども、改めて、令和3年度、令和4年度で、それぞれ流用の件数及び総額について、まあ、 流用の実績になるのかな、お答えください。

〇中根財政課長 まず令和3年度でございますが、59件で3億4,407万円でございます。令和4年度につきましては39件で1億1,281万5,000円でございます。

〇林委員 冒頭の確認した、これは件数として、あるいは金額として、多いのか少ないのか、地方公共団体として。お答えください。

〇中根財政課長 多いか少ないかでございますが、ちょっと判断基準として、平成22年度で、みらいプロジェクト、じゃないかな。第3次の基本計画が始まったときの22年度の件数と金額を調べてみました。すると、22年度においては48件で1億2,500万円余りでございました。ですので、12年前、13年前と、金額と件数はあまり千代田区においては変わっていない状況でございます。

他区につきましては、ちょっと流用の件数を、他区に限らず、他自治体での現状というのはちょっと調査したことがございませんので、一般的な自治体と比べて多いのか少ないのかというのは、ちょっと分かりかねる状況です。

〇林委員 それと、もう一つが、これも本会議で確認しましたけれども、令和3年度、4年度で、令和3年度は7回もの補正予算、令和4年度は四度の補正予算がありました。それぞれ令和3年度及び令和4年度の要求で、起案ですよね、補正予算が考えられた日及び決裁日、首脳会議というのが普通だと思うんですけど、議案として確定して出すよと決まったのを、それぞれ、1号から7号までそれぞれお答えください。

- 〇中根財政課長 ご質問いただきました3年度は、すみません、9号までございます。
- 〇林委員 9号ね。ごめんね。
- 〇中根財政課長 9号まででよろしい……
- 〇林委員 はい。
- 〇中根財政課長 お答えいたします。政策経営部が要求した、各部に補正予算を要求して くださいと要求を依頼した日付と、首脳会議で決定した日の二つを順番に申し上げてまい ります。

令和3年度は、1号補正は、緊急を要したため、要求依頼というのは実施しておりませ

ん。決定は2月9日でございます。2号補正は第2回定例会で提案したもので、4月1日に要求依頼をいたしまして、5月10日に決定しております。3号補正につきましては、6月23日に要求依頼をいたしまして、8月17日に決定しております。4号補正につきましては、緊急を要したため、要求依頼というのはしておりませんで、9月3日の日に決定いたしております。続きまして、5号補正は、9月の、第4回定例会に向けての補正予算として9月14日に要求依頼をいたしまして、10月22日に決定いたしております。6号、7号、8号につきましては、全てコロナ対応、物価高騰対応等の緊急を要した補正予算でございまして、要求依頼というのはしてございません。それぞれ11月19日、12月17日、1月7日にそれぞれ決定いたしております。9号補正につきましては、11月30日に依頼をいたしまして、1月27日に決定いたしております。

以上、令和3年度の補正予算です。

令和4年度につきましては、1号補正は6月30日に要求依頼をいたしまして、8月22日に決定いたしております。そして2号補正は、緊急を要したため、要求依頼というのをしておりません。9月28日に首脳会議で決定いたしております。3号補正は9月5日に要求依頼いたしまして、10月24日に決定しております。4号補正は11月22日から1月17日で決定いたしております。

以上です。

〇林委員 補正予算も、当初予算で足りなくなった、あるいは需要が起きたときに起案して予算化して出すと。この千代田区役所の今の状況の中で、流用も、足りなくなったから流用をかけるわけですね。補正と予備費の充用と予算の流用の、この考え方の違い。何が補正で、何が予備費の充用で、何が流用になるのか。財政課として、あるいは所管、それぞれ条例部として、考え方に明文化なり、分かりやすく。要は、さっき言った職員のOJTですよね。若い職員の方たちも、あ、この場合は補正予算に上げなくてはいけないんだ。この場合は流用でいいんだ。という判断基準のものというのは、どういうものがあるんですか。

〇中根財政課長 明文化して、もうぴたっとこれは予備費、これは補正、これは流用と、もう画一的にぴたっと当てはまるような明文というのは定めてはございません。ただ、原則的な考え方としまして、当初予算に計上した予算が足りなくなる場合は、原則的には補正予算で対応するというのを原則だと考えております。ただ、どうしても緊急を要する場合ですとか、災害対策等で緊急を要する場合ですとか、あるいは議会のご判断を頂くまでもない義務的な経費に要する経費ですとかというのは、予備費で対応したり、あるいはあまりにも金額として少額であったり、あるいは既にご議決いただいている予算が申請の件数を上回ってしまったために、さらなる予算措置が必要であった場合とかいうような場合については、予算、流用で対応したりというような、その一件一件ごとに内容を聞き取って、いずれで対応すべきかというのを判断しております。

〇林委員 あんまりケース・バイ・ケースとか、頭の中に、自分の頭の中にあるというと、それこそZ世代の職員の方とか、分かりやすいマニュアル化が出ていないと、何を起案して流用にする、何を補正予算に上げる、ここの区別が、課長の頭の中はあるかもしれないけれども、財政課の職員ですとか職場のそれぞれの事業部――あ、条例部というのか。条例部の課それぞれの方が、若い方でも、共通の意思統一がないと、組織体としてあまりい

い発展性がなくなってしまう。これまでは生き字引の方がおられたからいいのかもしれないすけど、これからは少し違うのかなというのがこれまでの議論展開で。

それでは、個別的に聞いていきたいんですけれども、分かりやすい形で、令和4年度並びに令和4年度で、よくある、子ども総務費一般事務費ですとか、障害者福祉一般事務費ですとか、一般事務費ですよね。なかなか予算の審査をしても、よく分からない。中身を詳細に内訳を聞かなくちゃ分からないものがありますので、それぞれ流用した、する前、一般事務費の内訳、そして流用した後の一般事務費、これを、そんなに多くないと思いますので、一般事務費の理由と、当初の、当初はこういう意図だったけれども、流用でこういう形になったというのを、それぞれの起案日、確定日を含めてお答えください。

〇中根財政課長 今ご質問いただいた各事業の詳細については、今、各課長の皆様に来ていただいていますので、答弁をしていただこうと思いますが、全体としましては、4年度におきまして、一般事務費という予算事業で流用したのは5件になります。児童福祉一般事務費、高齢者福祉一般事務費、すみません。抜けましたね、1個。障害者福祉一般事務費、生活衛生一般事務費、地域振興一般事務費、文化スポーツ一般事務費なので、申し訳ございません、6件でございます。

〇岩佐委員長 起案日と確定日。

子育て推進課長。

〇小阿瀬子育て推進課長 それでは、子育て推進課に係ります児童福祉一般事務費の部分でございますが、こちらをご説明させていただきたいと思います。こちらにつきましては、子ども・子育て支援事業計画の中間年に当たりまして、人口動態に大きな変化が見られてきたというところから、実態に即した見直しが必要だというところで、人口推計調査を実施するための経費として、子どもの遊び場事業より一般事務費に70万円流用したというものでございます。

- 〇岩佐委員長 起案日と確定日も必要なんですよね。
- 〇林委員 うん。
- 〇岩佐委員長 起案日と確定日もお願いします。
- 〇小阿瀬子育て推進課長 少々お待ちくださいませ。今ご回答いたします。
- 〇岩佐委員長 じゃあ、出るところからご答弁をお願いします。 障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 障害者福祉一般事務費への流用でございますが、2件ございまして、1件目が障害者福祉センターえみふるの指定管理者へのモニタリングの経費でございます。こちらは、予算計上していなかった関係で、流用して執行したところでございます。起案日が6月21日で、確定日も同日でございます。49万5,000円になります。

もう一件が、障害者福祉のしおりの増刷分として25万円を流用しております。こちらは当初3,000部印刷して、3年度、4年度分を増刷したところですが、転入者や新規手帳の取得者が増えたことがございまして、増刷したものでございます。起案日が9月1日で、決定も同日でございます。

〇岩佐委員長 子ども支援課長。

〇湯浅子ども支援課長 子ども支援課のほうから、保育 I C T の推進の中で、園内業務支援システム、こちらの予算が、当初予定していたよりも多く経費がかかるということが判

明したため、子ども支援課では、児童福祉一般事務費の一般事務費の中で、委託料を22 0万5,000円、保育 I C T 化の推進のほうに流用してございます。確定日につきましては2022年12月1日でございます。財源については、保育施設運営費関連事務委託、委託料から委託料への流用でございます。

〇岩佐委員長 在宅支援課長。

〇菊池在宅支援課長 それでは、在宅支援課の所管事業における流用元事業と流用先事業、流用の理由等についてご説明いたします。流用元の事業でございますが、決算参考書182、183でございます。高齢者福祉費、項番13、よろず総合相談の再事業の高齢者相談・支援システムでございます。こちら、流用元の財源としまして、241万4,000円でございます。このうち22万4,000円につきましては、決算参考書184ページ、高齢者福祉一般事務費の在宅支援課分に充当しております。

これは、令和6年度より本格実施する予定の医療と介護の一体的事業に関する研究を令和3年度末から進めてきたところで、令和4年度当初よりKDBシステムを在宅支援課内でも閲覧できるようにするために、回線使用料として役務費に9万3,000円、機器使用料として13万1,000円の合計22万4,000円を利用しております。

残る219万円についてですが、こちらは決算参考書179ページ、項番2番の再事業、医療ステイ利用支援の委託料に充当しております。こちらは、医療措置が必要な高齢者が何らかの事情により在宅療養が困難になった場合に、連携病院にお預かりする事業でございますが、コロナ禍の第7、8波、第8波を受けまして、利用人数が令和3年度と比較してほぼ倍増という状況でした。このため、令和5年2月を決裁日に、連携病院にお支払いします委託料を増額して対応しました。

以上でございます。

- 〇林委員 起案日と……
- 〇岩佐委員長 確定日もお願いします。
- ○菊池在宅支援課長 起案日は、最初に説明いたしました高齢者福祉費の一般事務費については7月1日です。2番目にご説明いたしました医療ステイ利用支援につきましては、翌年度の2月1日となっております。
- 〇岩佐委員長 子育て推進課長。
- 〇小阿瀬子育て推進課長 先ほどの起案日、そして確定日でございますけれども、起案日のほうが令和4年8月1日でございまして、確定日が令和4年8月2日という状況でございます。
- 〇林委員 出た。終わり。
- 〇岩佐委員長 全部。 課長。

〇髙橋商工観光課長 地域振興一般事務費の流用について申し上げます。この流用が該当いたしますのは、この流用の内容に、この日付につきましては、今現在ちょっと確認をさせていただいて、ちょっと今手元にないため、確認させてください。

それで、この内容なんですけれども、総務省が実施するマイナポイントの関連事務に関しまして、コールセンターを設置したものでございます。当時、ポイントの付与対象が、 令和4年12月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方とされておりました。期 日が迫っていた令和4年11月の時点で、カードの交付申請が急増しておりましたので、 その後のポイントに係る相談件数が急増されたので、令和5年1月からコールセンターを 設置したものでございます。

こちらの金額でございますけれども、474万5,400円の費用がかかりまして、そのうち流用に関しましては、姉妹都市交流の推進のところから、旅費が49万8,000円、それから負担金補助及び交付金が59万円ほどとなってございます。こちらの流用元の事業ですけれども、コロナ禍で交流事業が行われていなかったというところで、執行残になったものを流用したものでございます。

〇岩佐委員長 文化振興課長。

〇加藤文化振興課長 文化振興課のほうでも、ちよだアートスクエア基本構想の策定から、文化スポーツー般事務費のほうに66万円の流用のほうをさせていただいております。決算書につきましては、決算参考書の218、219ページに記載してございます。経緯につきましては、文化芸術プランの推進委員会に関わる経費につきまして、アートスクエアの基本構想の内容について、その推進委員会で意見を聴取するということで、会議数の増ということと、その会議体にアートスクエアの評議委員会の委員の出席を求めることになったというものでございます。それに伴いまして、当初計上した委員の報償費、また議事録の作成費用が不足するということで、流用対応させていただきました。決裁の起案日でございますが、7月20日に起案をしまして、決裁も7月20日となってございます。説明は以上です。

- 〇岩佐委員長 林委員。
- 〇林委員 ありがとうございます。

それでは、一般事務費で、要は、当初予算で見積もった金額よりも多かった分、例えば 増刷とかに当たるのかな。これと、例えば人口推計を急にやろうと、子育ての。あるいは えみふるのモニタリングをやろうとか、新企画になるわけですね、年度途中に。これを補 正ではなく予備費に流用した、この判断基準。若い乙世代の職員の方に分かるような判断 基準をお示しください。新規のものですよ、年度途中で。一般事務費用ですから。

〇小阿瀬子育て推進課長 こちらの人口推計調査につきましては、令和3年度辺りからこれまで増えてまいりました就学前人口、こちらが急に減り始めてきたということがございました。また、保育所にも空きが出始めてきたということもありまして、今後の新しい保育所を整備するに当たって、今の計画どおりに実施していくべきかの判断が必要になったというところでございまして、傾向が一時的なものなのか、今後も続くものなのか、その段階では定かではなかったものですので、その後ろ盾として、そのときに実態に即した人口推計が必要だったという判断の下、行ったものでございます。

- 〇岩佐委員長 子ども部長。
- ○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。

子ども部としましても、流用の起案決裁者として、子ども部長は最終決裁者として見ているところなんですけども、基本的には先ほど来議論がありますとおり、本来的には補正予算で対応するのが筋だと思っています。ただ、当初予算で計上した議決予算の趣旨を損なわないという範囲の中で、規模が増えてしまっただとか、目的は一緒だが手段が若干変わったという場合は、流用することで決裁をするように私としては考えております。

この一般事務費につきましては、当課の事務分掌を行うための資源ですとか、物品を購入、旅費等の経費というものが積まれております。今、担当課長が申し上げたのは、これは正式に人口推計をして、議会にお示しをして、保育園の今後をどうするかといった資料ではなくて、急激に人口が、保育園の空き定員が出だして、人口が減ってきたよというところで、次の子ども・子育て会議にどのような資料でどういう形でお示ししていくかというところの内部資料が必要になってきたと。これはちょっと当初予算では想定できなかったことなので、そういった形で参考資料が必要になったということで、一般事務費の中でこれを執行したと、そういう経緯でございます。

- 〇林委員 保健部は別に何も。
- 〇岩佐委員長 障害者福祉課長。
- 〇清水障害者福祉課長 指定管理者のモニタリングにつきましては、計画的に実施しているところでございますが、大変申し訳ございませんが、令和4年度に実施する予定のところの予算を予算化していなかったというところで、流用したものでございます。
- 〇岩佐委員長 保健福祉部長。
- ○細越保健福祉部長 ちょっと1点補足させていただきます。

このモニタリングにつきましては、実際、事業開始から2年目から3年目に行うということで、今回この4年度は3年目に当たっております。本来は当初、令和3年度に予定しておりましたが、事業者との調整ができなかった関係で、それができなかったと。それであれば当然4年度に予算計上して対応するべきところでございますけども、これは失念したということで、全くこれは私どもの反省しなければいけない点と思っております。

〇岩佐委員長 林委員。

〇林委員 当初予算で詳細な、議会としても、令和4年度の場合には、あけぼの予算という形で、みらいプロジェクトの目標到達に向けての予算ということで、予算の説明書で詳細に確認をしていくと。そして議決をすると。まあ、反対した人もいますけれども、可決されたものなんですけれども、こうやって、失念したみたいな形とか、こういうのというのはどうなんでしょうね。一般事務費に潜るような形よりも、補正予算でやるとか、あるいは流用する場合には、仮に所管の常任委員会に、ちょっと忘れていたんでこれをやりますよという形にしないと、議決と実行する決算が違う。議決は大事ですよと言っていただく部長もあるんだけども、予算の議決の根本のところというのじゃないところで、見えないところで、特に一般事務費で流用されているというのはどうなんでしょう。

先ほどは、いい流用もあるようなことを財政課長がおっしゃられましたけれども、目標実現に向けて、どういう基準で若い職員に、これから大量の若手の職員が中途採用を含めて来ると。千代田区はそうだよねと。財政規律がしっかりしているよねと。予算の議決を経たものを、これを、正当性があるかどうかは別として、一応民主主義で議決したのが正当な予算というのは、地方公共団体の議事機関の役割ですから、これと、見ていて、若い職員の人が、こんなに流用しちゃうんだったら、ここにいてもあんまりよくないのかなと。もっとしっかりした自治体に行こうかなと思われないようにしてもらいたいんですよね。そこには明確な基準と目標値と、しっかりとした、潜り込まないような形の、流用というのは、分からないし、決算のときしか僕らのほうは目に触れないと。区民代表、住民代表のほうも。まして区民なんていうのは全く分からないようなものを多発している現状とい

うのは、どう、これはいい流用なのか悪い流用なのか、一般事務費に関してだけで、まず 改めて、政策経営部になるのかな、全体の。お答えください。

〇中根財政課長 一般事務費につきましては、先ほど子ども部長からもおっしゃっていただきましたとおり、基本的にはその部なり課なりで、予算事業としてまで立てずに、課内の一般的な経費、一般的に事務経費等で使うものなどを、一般事務費としてまとめて予算計上いたしております。ですので、事業に使うもの、事業のために使う経費であれば、基本的には事業出しをして、予算事業化して、そこに計上すべきものと考えております。

今回の内容につきましては、先ほどありましたとおり、予算計上が漏れてしまったもの等、あまりよろしくないもの、事例としてもございますが、その他の事業を実施するに当たって、その他のご議決いただいた予算事業を実施するに当たって、その年度においてどうしても必要であろうと判断したものを一般事務費の中で実施しているということで、その判断基準について、明確にぴたっと当てはめられるものがつくれるかどうかというのは、なかなか難しいところだと考えております。

〇林委員 後でその辺の総括的なことは聞きますけど、あまり頭の中にあるからいいやというのは、やっぱり若い職員も含めて、組織としても健全な姿ではないと思いますね。自分の背中を見りゃ分かるだろうというのは、これはちょっと時代が違って。

次に、確定日なんですね、流用の。改めて、ちょっと先ほども4月1日というのがあったんで、令和3年度及び令和4年度で、予算の流用が4月1日。何を言いたいかというと、3月中に議決をするわけですよね、議会のほうは。令和4年度の当初予算を。で、1か月もたたないうちに流用しているというケースがどれぐらいあるのか。4月1日流用の事業名等を、所管でもいいですし、理由も含めてお答えください。

〇中根財政課長 すみません。案件名につきましては、まず私から、今、資料でご説明いたします。令和4年度につきましては、先ほどの在宅支援課の一般事務費と新型コロナ対策の2件が4月、令和4年度は2件でございます。令和3年度につきましては、旧保健所維持管理と安全生活課の財産管理の2事業が4月1日での流用の実績でございます。

〇林委員 では、今の4事業について、なぜ4月1日に流用したのか。起案日ですね。要は想定しているのが4月1日に流用が確定したわけですから、それより前に、事前に財政課と調整していると思いますので、財政課並びに政策経営部長と、報告事項になるのか協議事項になるのかというのは、分科会でやったら、あんまり違いは実はなかったようなんで、流用しようと課長が決めた日、ここは理由も含めてお答えください。

〇岩佐委員長 答えられますか。いつ流用することを決められたのかということを。 財政課長。

〇中根財政課長 ちょっと一般論的な答弁になって申し訳ございませんが、4月1日付の 流用であれば、基本的にはその前の年度中に、どうして4月1日からお金が必要になるか という状況が生じておるかと思いますので、その生じておる状況をどのような手段で予算 措置を取るかというのを財政課と協議いたしまして、4月1日付で必要な財源を探して流用したという状況でございます。

〇岩佐委員長 林委員。

〇林委員 だから、それは、当初予算の見積りができていなかったという財政課長のお言葉になるんですかね。

〇中根財政課長 できて、当初予算のご提案する案が確定するのが、大体おおむね11月の初旬ぐらいでございますので、そこから4月1日までの予算、その年度の予算を執行するまでの間に生じた、何らかの生じた、どうしても当初予算の計上したものでは足りなくなるような事態が生じた場合は、4月1日付でやる、予算を措置する場合もございますし、先ほど申し上げましたとおり、単純に、どうしてもそれについては失念して、予算計上があるけども、どうしてもやっぱり4月1日からそれを実施しないといけないというような事業に、二つに大別されるかと思います。

〇林委員 要は何を言いたいかというと、一つが当初予算と一緒に出す同時補正というやり方もあるわけですよ。足りないものを、失念していたというのを。で、いつの時点で起案したかというのは極めて大事になって、要は最初から流用すると分かっている当初予算の議案を、僕ら議会が審査しているとしたら、それはちょっとあんまり誠実ではないんじゃなかろうかと。だから、何日に想定したんですかというのは、それは当初予算の発表は2月ぐらいですよね、大体入って。その時期を聞きたいんですよ。当初予算の審査する前にもう流用すると分かっている、調査をしていたんだとしたら、そこは少し、若い職員の方たちも、議案、予算というのは、地方公共団体は執行機関が出して議事機関が議決して初めて成立するもので、議事機関で説明というのは、対千代田の場合は6万8,000人の区民の皆さんにみんなに説明することができないから、区民代表の方に説明して、この数字の当初予算が最初から流用されているというのを、財政課も所管課もみんな分かっているんだとしたら、これはどうなんだろう。課題意識として、別に、そんなものなんですかね、地方公共団体の当初予算というのは。副区長がうなずかれていると、そうなんですかね、よそも。うなずいていない。

〇中根財政課長 同時、確かに予算の、予算が足りない経費について予算措置する手段としては、第1回定例会でも同時補正という手段は確かに取る場合もございます。ただ、補正予算につきましては、新たな予算事業ですとか、区民に新たなものを何か課すですとか、比較的、議会にご議決を、議会の議決が必要であろうと判断するものについては、同時補正という形で、第1回定例会で提案することもございます。今般の内容につきましては、事務的な内容でございまして、もちろん時期的に、ちょっとすみません、同時補正のタイミングでできたかどうかというのは、手元に資料がなくて、答えられなくて、申し訳ないんですけども、基本的には、ご議決を頂くまでに至らない事務的な内容において、4月1日付で流用していると、流用したと考えております。

〇林委員 いやいや、財政課長ね、もうご無理だと思うんで、補正予算よりも当初予算の話なんですよ。要は、4月1日から流用されていると分かっている当初予算を議事機関の議会のほうで予算の審査をしている状況なんですかという単純な話なんですよ。

〇古田政策経営部長 ただいまるるご議論いただいております予算の流用に関してでございます。ちょっと財政課長と一緒で、手元に詳細な資料がないので、一般論的なところになるところはご容赦いただきたいんですけれども、先ほど財政課長が申し上げましたとおり、基本的には、補正予算で不足した財源について補うのが原則でございます。これは、ご議決を賜るということが基本であるという点で、それは同時補正であっても、年度の途中の補正であっても、同じことでございます。事が発生して、その状況を見極めて、タイミングの問題として補正で上げられるかどうか、この場合でいえば、同時補正で上げられ

るかどうかというところをまずは見るということと、あと、先ほどありましたとおり、議 決の趣旨を損なわない範囲においてということで、流用ということも選択肢に入ってくる という中で、事が起こったことが判明したというところのタイミングと、その内容ですね、 議決の趣旨を損なわない範囲のことなのかどうなのかといったところを勘案して、これが、 例えば、3月であれば、議決後かもしれませんし、議決の直前かもしれませんけれども、 その辺りのところは、詳細、ちょっと分かりませんけれども、基本的な考え方としては、 補正予算を原則としつつ、状況に応じて流用をするというところでご理解を頂ければと存 じます。(発言する者あり)

これは、当初予算を軽視するとかということではなくて、事務的な選択の中で、適宜選択をしているというところで、ご理解を賜りたいと存じます。

- 〇岩佐委員長 まあ、結局は……
- ○林委員 だから、言っている、整理……
- 〇岩佐委員長 林委員。
- 〇林委員 委員長に整理していただくのがいいと思うんですけれども、個別に聞いているわけですよ。この事案ですよ。4月1日に流用した当初予算の数字というのは、予算審査の段階で、もう既に流用すると分かっていたのか否かというのが、どうなんですかという単純な問いかけです。
- 〇岩佐委員長 暫時休憩します。

午後5時36分休憩午後5時39分閉会

〇岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

〇原田地域保健担当部長 22年4月1日に確定しております新型コロナウイルス対策、 これは病床確保を4月1日から始めるために使ったものでございます。この当時、オミクロンの流行が急激に増えてまいりまして、急遽、高齢者のための病床確保が必要になりまして、時間的な余裕がないために執行したものでございます。

申し訳ございません。手元に起案と書いておりませんけれども、この4月1日からの確保ということを考えますと、(発言する者あり)あ、4月1日ですね、ということでございます。(発言する者多数あり)

- 〇林委員 だから、起案したのはいつなんですか。それが起案されたのは。
- 〇岩佐委員長 これは、起案をされた、要は、その所管の中でしっかりと起案されたのがいつだったのかという、年度内のどの辺りなのかという、そういうご質疑です。
- 〇林委員 日にちが分かれば一番分かりやすい。(「書類上はそうだけど、書類上はそうだけど、3月後半……」「年度末ぎりぎりでしたから……」と呼ぶ者あり)担当部長。
- 〇原田地域保健担当部長 書類上はこうなっておりますけれども、そういったお話をさせていただいたのは、もう3月の、本当にぎりぎりの時点であったと記憶しております。
- 〇岩佐委員長 もう一件。

在宅支援課長。

〇菊池在宅支援課長 先ほどご説明申し上げました一般事務費への流用についてなんですけども、こちら、医療と介護に関する一体的な事業に関する研究ということで、当初、令

和4年度から調査という項目には載っておりませんでした。ただ、令和6年度当初からこの事業を実施するということが、令和3年度の第4四半期、本当に年が明けて頃から、急に保健福祉部内での議論が高まってきたところから、保健福祉部内での協議を経て、保健福祉部として対応することになり、在宅支援課のほうでは、介護予防事業等を実施しておりますので、このKDBシステムの回線を引いて、中身について検証していこうということで、4月1日に起案させていただいたという経緯でございます。

- 〇林委員 これ、何月頃って。
- 〇岩佐委員長 これは、時期で言うと、何月。四半期、四半期以降の何月ぐらいですかね。 在宅支援課長。
- ○菊池在宅支援課長 協議を始めたのは、令和4年の年が明けてからだというふうに記憶 しております。
- 〇林委員 1月。
- 〇岩佐委員長 1月。
- 〇林委員 第4四半期というので、分かりやすくて、あんまり、もう終わっちゃったことですけども、ここからやっぱり未来に向けて、若い職員の人たちが、予算書って、別に議会に出す、あと、もういかようにも流用できるんだよという受け止めをしてもらいたくないんですよね。納税者からお預かりした税金ですから。

この流用の時期が4月1日というのは、やっぱり議会の予算審査と密接に関わることだから、これ、別にずらせと言っているんじゃないですよ、無理やり。ただ、当初の4月1日から必要性があるんだったら、どこか財政の予算立てのときも柔軟性を持たせて、お得意のですよね、アジャイルというやつですよ、当初予算を変更できる機会を出していくとか、あるいは予算査定のときに、もう少し、執行率ばかり気にしてるとあんまりできないし、あるいは、僕もよく分からなかったんだけど、OBの方が枠予算とかなんとかというんですか、財政課がもう聖域みたいになってしまって、もう、これはこれで確定ですと。あとは、事業部で何とかしてくださいみたいになると、流用ばっかりになってしまうんで、この辺の課題意識というのを少し、後でまたまとめてやりますけれども、どんな感じなのかというのです。

もう一点が、この流用というのを、また財政課長、細かく行きますよ。1回だったらよく分かるんですよ。ああ、足りなかったなと。これ、二度、三度やっている事業というのは、年度内に、どの事業で、それで、財政課長が答えていただいた後、何で3回になったとか、2回になったというのを、所管の方、理由とともに、日付とともに説明していただけると、大変効率的なんですが。

- 〇岩佐委員長 課題意識と流用を二、三回やっているところのご説明。
- 〇林委員 うん。……時間だから……。やばいね。
- 〇岩佐委員長 財政課長。
- 〇中根財政課長 4年度につきましては、二度流用している事業はございません。
- 〇林委員 3年度。
- 〇中根財政課長 あ、すみません、特会で1回ありますね。特会で1事業ございますが。
- ○林委員えっ、二つか。
- 〇中根財政課長 特別会計で1事業ございます。

- 〇林委員 三つじゃないの。
- 〇中根財政課長 はい。1事業ございます。
- 〇林委員 えっ。
- 〇岩佐委員長 特別会計で1事業。
- 〇中根財政課長 保険年金課の滞納整理員の、という事業でございます。
- ○林委員 あれ、発達とかは。障害児とか。
- 〇中根財政課長 あ、ごめんなさい。すみません。児童・家庭支援センターの発達支援が、 予算措置流用を2回しております、はい。でございます。
- 〇岩佐委員長 課題意識についてもご答弁いただけますか。 財政課長。

〇中根財政課長 予算事業のは、庁内でも若干議論になっているところではございますけれども、予算編成の中で、予算枠ということで、各事業部にこの額で一般財源を渡して、この額で予算編成をお願いしますという、比較的、毎年実施するような事業で、年度間の変動が比較的小さい事業につきましては、その枠と、予算枠という形で、各部に金額をお示しして、この中で編成をお願いしますという形を取っております。それ以外の政策的に毎年拡充したり、新たに実施したりする事業については、財政課の査定を、政策経営部の査定を得る予算枠外事業という形で予算編成をしております。この予算枠編成の枠外の事業で――あ、比較的、やっぱり予算の流用の財源となるような執行残が出てくる事業は、枠外事業のほうが多い傾向にございますので、いかに不足する事業とともに、予算の財源となるような事業をいかに減らしていくかというところについても、今後、精度を高めていかなければいけないというふうに考えています。

## 〇岩佐委員長 林委員。

〇林委員 予算、結局のところ、予算査定がどうなんだと。若い職員の方も、財政課も含めて、どれが適切な当初予算に仕上げていくのかって、これからちょうど予算編成の佳境に入っていくわけですから、ここをしっかりと枠だけではなくて、様々な流用等々が起きないような形にしなくてはいけない。これが流用するような職員のところだと、例えば、指定管理者の予算見積りを、じゃあ、見抜けるかというと、分からなくなってしまうわけですよね。ですので、しっかりとしたスキルを持ってもらわなくちゃいけないと。

で、入ってくるのがみらいプロジェクトなんですけども、ここの通し番号37番のところで、要は、二つ大きなものを掲げていたと、これ、目標値で。一つが、千代田区の様々な施策を実行するためには、計画的な人材育成なんだというのが一つ大きな柱。もう一つが財政面ですよね。しっかりとした公平性、公正性、透明性を持つ。財政面のことをしっかり。これは目標で掲げられていたと。どこを目標にするかというと、これはもう永遠に解決しないかもしれないけれども、究極の理想像を地方公共団体の職員として掲げられたのが37番目の計画の実現に向けてというところだと思うんですよ。これを、みらいプロジェクトを、第3次基本構想から始まって二十数年ずっとやってきたと。最後の年が令和4年度に当たるわけです。残念ながら、たくさんの流用もあったし、残念ながら、4月1日流用もあったけれども、到達度というのかな、これは財政課長というよりも、区として、どこまで実現性を、みらいプロジェクトで掲げた理想的な職場環境、職員の方がわくわくする職場ですよね、若手の方が。職員提案制度があって、提案すれば、それを上司の方が、

よし、やってみようと、起案をかけて、事業目的にするとかというところの実現は、どこまでできたのか、できなかったのか、お答えください。

〇古田政策経営部長 今、みらいプロジェクトの37番目の「質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します」というところを例示いただきまして、その中で、今、区の状況がどうであったか。令和4年度がまさにこのみらいプロジェクトの最終年度というところに着眼して、ご質問いただいているところでございます。

ここ、ほかの目標と違うところが、まさに指標が置けていない。数値目標がなかなか置けない種類の目標でございましたので、定性的な記述をして、目標感を出しているという、そういう目標でございます。この中で、効果的で効率的な区政運営という中で、今ご指摘の財政面であるとか、あと、計画的な人材育成というところを掲げているところでございます。

実際にどの程度できたかというところを、今、流用の面でお示しを頂いているんだと思いますけれども、正直申し上げますと、先ほど財政課長のほうで、件数が少ないことにこしたことはないというご答弁も差し上げているかと思います。それはそのとおりなんですけれども、一方で、じゃあ、多いと悪いのかというと、必要性に応じて量が決まってくるという点でいえば、多いから単純に悪いというわけではないというのもご理解いただけていると思います。変化の激しい時代であれば、当然、件数も多くなる。それはまさに令和3年度がそうであったというところで、令和4年度は、そういう意味では、それ以前の平準化された状況に戻っているということでいうと、まさに令和3年度の特殊事情に対して、しっかりと、ある意味、対応できていたというあかしでもあるのかなと思います。

ただ、件数が多くなると、財政規律という面では緩むことがあり得るという点をご懸念されているのだと思いますので、そういう点は、まさにご指摘のとおりなのかなと思いまして、そういう部分が若干散見されたということについては、しっかりと反省をして、今後については、財政規律を守りながら、とはいえ、柔軟な対応もしっかりとできるような財政運営、運用をしていきたいというふうに考えております。それは、まさに先ほど林委員ご指摘いただいたような、例えば、執行残を残すことが悪だということになってしまいますと、予算を、バッファーを持たないぎりぎりのところを予算化するということになれば、逆に、柔軟な対応が取りにくくなる。実際には、足りなくなって、流用が多くなるということにもつながりかねないということもありますので、まさに、バランスが難しい課題なのかなと思いますので、その辺りについては、しっかりとバランス感覚も持ちながら、適宜適切に対応してまいりたいと存じます。

## 〇林委員 最後ね。

それでは、一番究極的なところは、もう計画的な人材育成で、やっぱり若い職員の方が 理想的な職場というのが理想だと思うんですよ。で、最後、みらいプロジェクトのところ で、環境まちづくり部の皆さんには大変お付き合いいただいて、細かくやらせていただき ましたんで、第3次基本構想及びみらいプロジェクトで、分かればですよ、分かれば、こ こに、掲載事業で総額幾らかと、効果は幾らだったんだと、令和4年度が最終年度ですか ら、総額が分かれば総額、分からなければ、この程度でしたと、効果はこうだったと、で きたところ、できないところというのを、総括的にお答えしていただければと思います。 別に各条例部長ごとでもいいんですけれども、そうじゃなければ、全体的な話をしてもら えればと思います。

〇中根財政課長 申し訳ございません。ちょっと総額につきましては、ちょっと調べておりませんので、ちょっと分かりかねるんですけれども、みらいプロジェクト――区の事業全てがみらいプロジェクトにひもづいているということで言えば、予算、一般会計、特別会計を含めた全予算額になろうかと思いますけれども、ちょっとここに掲載――みらいプロジェクトの掲載している事業でも――あ、10年後、姿を実現するための主な取組として、予算事業を書いている場合もございますし、予算事業の中の一部分を書いている部分もございますので、なかなか、みらいプロジェクトの全事業予算というのを積算は難しくて、実際のところ、今のところ、それについてはやっていない状況です。

〇岩佐委員長 企画課長。

〇夏目企画課長 それでは、私のほうから、みらいプロジェクトの評価の面で説明をさせていただきたいと思います。

みらいプロジェクトの最終的な評価ということに関しては、新しい基本構想の策定に向けた検討を開始しました令和3年度以降、令和4年度末にかけて、最終的な評価を行っております。具体的には、令和3年度末に内部評価を実施しまして、令和4年度には基本構想の懇談会というものを設けましたが、そこの懇談会と、そこに参画いただいた学識経験者の協力を得て、外部評価というのを行いました。

ちょっと説明が長くなりますので、端的に言いますが、みらいプロジェクトの指標だけに着目してみますと、令和3年度に行った内部評価の評価結果では、約80の指標のうち、17の指標では目標を達成しているという達成率20%程度です。施策の目標ごとに見ていった場合、施策の目標は37ありますが、これごとに見ていった場合には、一つの施策では、全ての指標において達成をしておりますが、ほかの36の施策については、一部または全部の指標の達成ができていないという、そういう状況になっています。

この指標の達成について、ちょっと時期がコロナの影響を受けている時期があって、指標の、そのとき取得した指標の数値自体がこれらの影響を受けている場合もありますので、途中で達成していたものもありましたが、結果としては、約80のうち17の指標を達成ということです。

令和4年度につきましては、このみらいプロジェクトの振り返りと合わせて、令和5年度の予算編成の中で、新たな基本構想に基づき、将来像に向けた方針というものも定めてきました。ですので、こうしたみらいプロジェクトの振り返りの内容も、令和5年度の予算編成の中に反映を一部させながらやっているところです。ですので、頂きましたご指摘、いろいろみらいプロジェクトの振り返りとか、あるいは数値とか、そういったものもございますけども、令和6年度に向けても、こういった取組の結果を踏まえて、今頂きました決算のご指摘なども踏まえて、きちんと進めていきたいと思います。

- 〇岩佐委員長 えっ。まだ必要。(「終わりということ」と呼ぶ者あり)終わり。
- 〇林委員 全体的には、特に何もなければ。20%。
- 〇岩佐委員長 以上でよろしいですか。

これは、今後、予算のほうにもしっかりと今日のご指摘も踏まえて反映していただける ということで、ちょっと最後に区のほうからしっかりとまとめて今後の予算についてもご 説明、ご答弁いただけますか。(発言する者あり)そうですね。基本構想から次の予算に 向けて、しっかりと。

- 〇林委員 えっ。DXじゃないか。
- ○樋口区長 すみません。ありがとうございます。

様々ご指摘も賜りました。そして、この第4次基本構想は、前期おられた委員の皆様ご存じのとおり、第1回定例会にて全会一致でご議決を賜りました。その際の趣旨は、もう、都度ご報告もさせていただいておりますが、何度も申し上げて申し訳ありませんけれども、社会の変化がコロナ禍を経て本当に激しくなったと。こうした中で、やはり新しい基本構想においては、変化に柔軟に対応しなければならないと。これは、千代田区役所においても同じであります。民間企業においても同じであります。そうした中で、このようなことをご理解いただきまして、ご議決を賜ったと、このように考えております。ただ、一方で、今、政策経営部長が申し上げたとおり、バランスもまた一つ大事だと、そのようにも考えております。

私どもは、基本計画のご指摘も様々、ご懸念も賜りましたけれども、基本構想ではあくまで将来像や理念を示すと。また、それに付随した分野別計画もただすと。そうした中で、予算編成と併せて策定する将来像に向けた方針に基づいた中期的な方向性、取組において、区の進むべき方向、取組をお示ししてまいりたいと。これもまたご説明を重ねてまいりました。

今回の委員会に限らず、様々、分かりにくいというご指摘も頂いております。そうした ご懸念も真摯に受け止めたいと考えております。そうした中で、私どもも同じ立場にある んではなく、継続的な改善を図ってまいりまして、区民の皆様にしっかりと分かりやすく お示ししてまいりたいと、そのように考えております。

- 〇岩佐委員長 はい。総括質疑、このほか、複数部をまたぐ質疑ありますか。
- 〇西岡副委員長 千代田区DX戦略について、全庁的な方向性について、四つだけ端的に聞かせていただきます。

区政の情報化と今行っているDXの推進を支える主要システムの運営というのが、全庁 LANシステムと総合行政システムと総合住民サービスシステムの3層構造を軸として、 区民ニーズに応じる行政手続ですとか、行政内部システム、BPRですよね。で、スマートシティ化を進めていると思うんですけれども、区民へのサービス向上と行政の内部システムを、要は、同時並行で体制を整えていくべきだと思うんですけれども、現状が、要は、同じ、例えば、申請目的であっても、区民と区役所のいわゆる結節点のツールが今とても多過ぎて、中には、ぴったりサービスですとか、区独自のポータルサイトのサービスがあったりとか、要は、点が多過ぎて、今、ばらばらの、線になるまでに時間がすごくかかると思うんですけれども、いつまでをめどに、この直線にさせるまでに、どういうイメージを描いているのか、期間も含めて、一度、ちょっとお答えいただけますか。

〇中根財政課長 すみません。ちょっと、今、答弁の理事者が第4委員会室から移動してきていまして、冒頭の部分が、ちょっとすみません、理事者が聞けていなかったので、大変申し訳ございません。すみません。大変申し訳ございません。もう一度お願いできればと思います。

- 〇西岡副委員長 ええっ。(発言する者あり)
- 〇中根財政課長 大変申し訳ございません。

〇西岡副委員長 もう一度。もう、いいです。要は、ご存じだと思うので、いわゆる、区がやっている3層構造があると思うんですけれども、その3層構造においても、区民へのサービスと行政内部のシステムを同時並行で行わなきゃいけないと言ってる中で、現状だと、同じ申請目的をするにしても、区民と区役所の、いわゆる、ツールが多いんですよ。その結節点が多過ぎて、点が多い。その中で直線にするには、どうやって、どの期間、どういう方向性で全庁的に進めていくのかというのを教えてほしい。一つ目、それが、お願いします。

聞いていましたか。

○加茂情報システム課長 はい。聞いていました。

ただいまのお話でございます。 3層分離をしておりますので、逆に言いますと、各3層 ごとに区民とのタッチポイントというか、結節点が増えているというご指摘だと思います。 今現在、区民ポータルですとか、ぴったりサービス、あと、東京都の共同電子申請という 形で、デジタルの申請だけでも3種類ございます。こういったものは、今、国を挙げて、 システムの基幹系システムの標準化とガバメントクラウドの統一化を行っております。そ ういった世界が実現できた暁には、ガバメントクラウド経由で、全てが一つの窓口として、 区民の方が電子申請を行うという、そういう形になっていくというふうに考えております。 〇西岡副委員長 分かりました。そうなんですよ。なので、ちょっとあまりにも、今、窓 口というか、国のぴったりサービスもあれば、ポータルサイトもあったりとか、様々なツ ールがあり過ぎるので、そこをどうそろえていくのかというのを改めて考えていただきた いとは思うんですけれども、その中で、総合行政システムのリプレース、令和6年度に控 えている中で、職場で取り扱う根拠規定というのを確認しながら整備していくと。いかな きゃいけないと思うんですね。そこをどう整備していくのか。例えば、現状ですと、所属 課単位でのアクセス権の付与の制限が今はないということで、どなたでもアクセスできて しまう、職員が。この状況をどう整えていくのかということもちょっとお答えいただけま すか。

〇加茂情報システム課長 ただいまのご指摘でございます。今回、全庁LANのリプレースを通じて、インターネット空間と直接接続ができるようになりました。これによって、クラウドと外部のシステムとの連携も容易になりました。そうなってきますと、いろんな方が業務に参加をしてきたり、あるいはデータを閲覧するということが起こります。そういった観点から、今年度からですけれども、職員 IDの見直しというのをやっております。これは、各職員の属性あるいは権限ごとに、アクセス権を設定しながら整理をしていかないと、重要なものに誰でもアクセスできるということは、非常に情報セキュリティ上も芳しくない。また、情報漏えい事故を招くということもあり得りますので、現在、今現状、職員のいわゆる属性情報がどういうふうに管理をされているのか、あるいは、システムごと、今ばらばらな状態ですので、それをどう統一していくのか、そういった中で、今年度、来年度をかけて、まずは職員 IDの整理を行って、その後に ID連携基盤という物理的な基盤をつくりながら、全体的な最適化、全庁的なガバナンスを図っていく、そういうことを考えております。

- 〇村木デジタル担当部長 ちょっと補足させていただいてよろしいですか。
- 〇岩佐委員長 はい。デジタル担当部長。

〇村木デジタル担当部長 すみません。ちょっと今の担当課長の答弁を補足させていただきますと、今現在、職員がどの職員もどんな情報にもアクセスできるとか、そういうことはございませんので、ただ、それを手作業で制御しているというところが非常に問題になっていますので、そこのところを、今、担当課長が申し上げたようなシステム的に対応していこうというのが、こちらのほうで努力しているところでございますので、その点はご理解いただきたいと思います。

〇岩佐委員長 西岡委員。

〇西岡副委員長 そうですね。システムの構築をするときに、あと、大事なのがやはり属 人化の防止対策も含めて、ぜひ、今お話を聞いていて、お願いしたいと思いました。

あと、昔なんですけども、法務省と、例えば、裁判所と検察庁などだと、ハードPCをあえて変えて、リスク回避をしていたと思うんですけれども、そういうセキュリティ対策の情報チェック、情報セキュリティ委員会のCISOを、副区長をお招きして、今、どう機能しているのか、そういうところも含めて、どういうふうに機能しているのか、ちょっとこちらで見えにくいので、その辺もお答えいただけますか。(「CIO」と呼ぶ者あり)CISO。

〇加茂情報システム課長 小林副区長には、区のCIO兼CISO――CISOというのはチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサーという形で、二つの役目を担当いただいております。CISOについては、さっき、今、委員のほうからご指摘ありました情報セキュリティ委員会ですね、これを昨年度から立ち上げまして、そちらの委員長をしておる、務めていただいています。情報セキュリティ委員会では、区のいわゆる情報セキュリティポリシーですとか、あと、いわゆるシステムを導入する際の情報セキュリティの考え方、また、どうやって職員一人一人のリテラシーを向上して、モラルを上げていくか、そういったことを議論している場でございます。そういった中で、副区長自身、前職の中で、そういう非常にセキュリティの厳しい会社で経験をされたという中で、アドバイスを頂きながら、我々としても、区の行政としてのセキュリティの在り方、あるいはいろんなガイドラインの在り方を含めて、知恵を頂いているということになります。

〇西岡副委員長 最後にしたいと思いますけれども、ぜひ、副区長には、もちろん民間ご 出身というのもあるんでしょうけれども、我々にも見えやすい形で、それこそ結節点を持っていただければと思いますし、ぜひ、こういうところは見えにくいと思いますので、見える化をしていただけるような形で、議会ともコミュニケーションを取っていただきたいと思います。

それと、最後なんですけれども、全体的なコストイメージをお聞きしたいんですけれども、デジタル化の推進で、令和4年度決算額でも1億4,112万ほどで、情報セキュリティ対策で、令和4年度決算でも1,740万程度で、そのための調査検討の決算額が1億3,300万円ほどということで、これ、本当にごく一部だとは思うんですけれども、全体的なコストイメージも令和7年度までには構築していくということもあるんでしょうけれども、千代田区の人口に応じて、妥当な数字なのかどうかも含めて、最後になりますけれども、方向性を教えてください。

〇加茂情報システム課長 ただいま情報セキュリティ対策の例でお話を頂きましたですけども、千代田区のDXにつきましては、令和3年度から5年、令和7年度までという工程

になっております。この令和3年から令和7年度の間に主要システム、いわゆる情報系をつかさどる全庁LANシステムのリプレース、それと、あと、内部事務をつかさどる総合行政システムのリプレース、それから、三つ目がいわゆる住民サービスと言われている基幹系ですね。こちらは、国が、今、標準化、ガバメントクラウド移行というのをやっていますけど、この三つ。で、それを支えるための情報セキュリティ対策と、それと、あと、DXの推進ですね。このDXの推進は、窓口のスマート化ですとか、職場のいわゆるフリーアドレス化、そういうのをやっています。こういったものを、今、令和3年度から7年度末ですけれども、大体、今の私の想定では、35億から40億前後ということを考えております。

そういった中で、ほかの区と比べて、千代田区の人口レベルから比べて、どうなのかというところの話でございます。情報システム基盤とか内部事務系については、これは特にほかと比較しても、多分、同じような経費になっていると思います。標準化のところは、逆に、千代田区のほうは工夫をしておりますので、こちらは、先日も23区の課長さんたちともいろいろ意見交換をいたしましたですけども、かなり効率的な経費で実現が可能だろうというふうに踏んでおります。

- 〇西岡副委員長 はい、分かりました。
- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇西岡副委員長 はい。
- 〇岩佐委員長 田中委員。
- 〇田中委員 関連です。

人事行政、先ほど話題に出たんですけれども、今の千代田区で進めているDXが住民の利便性向上とともに、庁内の業務の効率化を目指すものとあるんですけれども、現在の業務のオーバーフローをDXがどの程度軽減できるのか、していくのか。それがどの部署でどの程度軽減されるのか。人事行政、どの程度影響があるのかなど、将来的に、数値などで可視化していただくと分かりやすいと思うんですけれども、その可能性も含め、ご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

〇御郷デジタル政策課長 今の業務負担の軽減にDXをどんな形で活用していくのか、どんな形で数字化していくのかというお話でございます。現在、DX、取組をしている中で、各所管課のほうでも、日常の業務をしていただきながら、業務の変革、見直しをしているところでございます。正直言いますと、業務負荷というのは、今は、逆にかかっている状態だと認識しております。そういった中で、DXを推進する所管である我々は、DXの取組について、企画の段階からしっかりと支援していって、各所管課がしっかりとスムーズ、円滑に推進できるような、そういったサポートをしているところでございます。

そういった中で、実際に数値的にどこまで軽減できるかということは、今、持ち合わせておりませんけども、例えば、ペーパーレスの取組に関しましては、コロナ前であります令和2年度ですと、年間800万枚のペーパーの印刷量が、直近の令和4年では600万枚に減るなどしております。その中の取組の具体例といたしましては、各打合せコーナーにモニターを設けまして、極力紙を出さない、出力しないといった取組を全庁的に取り組んでいる、そういった形の効果かなというふうに考えております。

今後、見える化につきましても、現在、現行のDX戦略の見直し――ごめんなさい、振

り返り、進捗状況の振り返りをしているところでありますので、そちらの結果をどういった形で区民の方々に見ていただくのかというのを一つ工夫していきたいなというふうに考えております。

以上です。

- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
  - DXについて……
- 〇村木デジタル担当部長 ちょっと補足させていただいて、よろしいですか。
- 〇岩佐委員長 はい。担当部長。
- 〇村木デジタル担当部長 すみません。ただいまの担当課長の答弁に少し補足させていた だきます。

担当課長のほうからちょっと申し上げましたとおり、DXで効率化とか、どれだけ進んでいるかと言われて、職員の負荷があるいは軽減されているかというお話の中で、現状そういう状態にはないというようなお話をさせていただきました。現状、過渡期ということもございますが、今、区としては、全体の方針として、何度も区長からも申し上げておりますように、従来型のサービス、そちらのほうをご希望する方には、もちろんそちらのほうのサービスも充実させていく。その上で、デジタルのほうも十分に活用していく、そういう方針でやっております。そのため、従来のサービスに加えて、今、デジタルのほうのサービスが乗っているような形になっています。その上で、先ほど西岡委員からもご指摘ございましたが、様々なチャンネルを今つくっているような状態がございます。こういったものを将来的にまとめていきながら、徐々にデジタルシフトしていって、それで、効率化を図っていくというような、そういうふうな状況に今なっているということで、ちょっとご理解を頂きたいなというふうに思います。

また、先ほどちょっとセキュリティのお話がございましたが、システムのほう、今、改変しておりますが、これに伴いまして、さらにセキュリティ対策、これのほうも必要になってきています。そういった負荷も一定程度かかるのかなというふうには思っておりますが、これ、非常に重要なところですので、ここのところは、ちょっと引くところは、妥協することはできない部分でもございますので、そこのところをまたしっかりやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇岩佐委員長 よろしいですか。
- 〇田中委員 はい。
- 〇岩佐委員長 よろしいですか。

春山委員。

〇春山委員 DXの推進について、代表質問でもご質問させていただいたんですけれども、現状、DXの基盤を整えている状態だというふうに認識しています。今後、DXの基盤が整っていった上で、様々なテーマに関して、人流の問題、人口の問題、DXを使ったデータの把握によって根拠が示せる、また、分析によって、その判断が下せるようになっていったほうがよいと思いますが、それについて、どうお考えですか。

例えば、先ほどお話の出た保育園に空きが――保育所に空きが出てきたので、急速に対応する必要ができたというふうなお話もありましたが、住宅地などの都心居住誘導政策に

よって、人口が増えるということが予測できたはずなんですが、それによって、例えば、 学校のスペースが足りないとか、子どもの遊び場が足りないといった後手の施策ではなく、 人口動態予測、滞在夜間も含め、人口増減に対して、また、行うプロジェクトによって、 人の流れがどう変わるか、交通や滞在など、各プロジェクトから対策が取れるのか、取れ ないのか、各セクションで回答を出してもらって、フィードバックしていく仕組みが、こ の本区においても必要ではないでしょうか。つまり、言いたいのは、人の動態で横串を刺 して、各部署間で予測を組みづけることで、サービスに漏れがないということが必要なん ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇御郷デジタル政策課長 今、委員からのご指摘のとおり、人も含めて、限られた行政資源の中で、データに基づく政策立案をしっかりと行いまして、目的の明確化、それから、最適化を図るということは非常に重要と認識しております。そのデータの活用というところでは、集める、それから、それを取りまとめる、それを使うという3段階のデータの活用というものがあると思います。恐らく究極的には集めるというところからしっかりとデータを集約して、それをどう見せていって、政策立案につなげていくかといったところの流れというのが究極的な流れになると思います。ただ、まだそれが技術的にというか、体制的にも含めて、すぐ一足飛びにできるかというと、なかなか難しいところもありますので、今はあるデータをしっかりと使うというところから取り組んでいきたいと思っております。

そういった中で、まずは、あるデータをしっかりと区民、それから、政策にも反映させながら、見える化というところも取組としては第一弾として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〇岩佐委員長 よろしいですか。

春山委員。

〇春山委員 ありがとうございます。昨日、今日の質疑でご質問させていただいている地域コミュニティの問題、産業イノベーション促進する問題等々も、あと、コミュニティスペースや遊び場の問題も複数部にわたって検討していくべきことであり、また、ビッグデータなど、今のデータに基づいた分析、視覚的なデータの共有をしていくことで、効率的な政策立案ができていくと思うので、ぜひ、それにトライしてもらいたいと思います。以上です。

○御郷デジタル政策課長 今後も、しっかりとデータの可視化を含めて、データのEBPMという形での将来的には結びつけも含めて、データのデジタルの技術というのと、DXの取組との親和性も高いということもありますので、当課を含めて、しっかりと全庁を挙げて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〇岩佐委員長 よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 一つ、お伺いします。いろいろ今やり取りがあったんですけれども、区民の 方がデジタル化の恩恵を受けられるように、今後、見直しに向けて検討する予定の次期D X戦略のこの方向性について、お聞かせください。

○御郷デジタル政策課長 現在、現行のDX戦略につきましては、令和4年4月から計画 はスタートしております。ちょうど、先月、9月末がちょうど3年の計画期間の半分を過 ぎたところでございまして、現在、計画の進捗状況を含めて、施策の中身について、振り 返りをしているところでございます。現在、ちょっと見えてきたところを紹介させていた だきますと、職員のアンケートの中では、しっかりと取り組んで、DXが進んでいるとい った形で、満足度が高い傾向があるのかなという一方で、昨年度の、第49回の区民世論 調査の中では、区民の方々の印象と満足度と重要度の相関関係では、満足度――ごめんな さい、重要度につきましては、ほかの子育てとか高齢とか防災とかという施策の中での取 組の中で、行政のデジタル化というものは比較的真ん中辺りに重要視をされている中で、 満足度につきましては、比較的低い状態というのが昨年度の世論調査でございました。そ の満足度の差、職員の中では比較的高い、でも、区民の中では意外と――職員の中では比 較的満足度が高い、一方で、職員――あ、ごめんなさい、区民のほうでは満足度が低いと いった状況のギャップは何かといいますと、その一つの要因といたしましては、やはり区 の取組がしっかりと区民の方々に届いていないのかなということもありますので、しっか りと地域のスマート化も含めて、区民に働きかけというか、区民の地域が主体となるよう な、そういった取組につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○村木デジタル担当部長 補足していいですか。
- 〇岩佐委員長 はい。担当部長。
- 〇村木デジタル担当部長 すみません。補足させていただきます。(発言する者あり) デジタル戦略の今後の方向性につきましては、今、担当課長のほうからお示ししたとおりです。今回、新たに小林副区長をお迎えいたしまして、デジタルのほうを強化しておりますので、我々としても、小林副区長のこの様々な民間企業、あるいはデジタル業界で養ってきたそういう知見、そういったものを最大限活用させていただきながら、今後進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○岩佐委員長 じゃあ、ぜひ、副区長からも一言。
- 〇小林副区長 ありがとうございます。初めての答弁でございまして。(発言する者あり) 今、村木部長からお話しいただいたとおりで、本当に簡潔に私の思いを申し述べるならば、この第4次基本構想、こちらに定めていられるものの中で、ナンバー4ですか、基本構想の実現に向けてというところに書かれております変化の激しい時代への柔軟な対応で、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながらと示されています。新たな技術、これはもう既にChatGPTが出ていまして、職員の皆さんがテストしてくださっていますと。 九段中等教育学校では、文科省の生成AIパイロット校に採択されると。それは千代田区の誇りだと感じております。この取組の姿勢は、どんどん新たな技術を取り入れるというところは推進というか、もう後押ししていきたいと。

もう一つ、民間活力も積極的にですよね。これは、私自身が今年の3月31日まで民間におりまして、行政の人脈よりも民間の人脈のほうがはるかに大きくて、広いので、ここは、ぜひ千代田区政のほうに生かしていければなと、そう考えております。

以上です。

〇岩佐委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。質疑を終了して、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長 はい。以上で、総括質疑を終了します。 暫時休憩します。

午後6時24分休憩午後6時40分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開します。

これより意見発表に入ります。

牛尾委員。

〇牛尾委員 議案第38号、2022年度各会計決算について意見表明を行います。

区独自の次世代育成手当の支給、発達障害等の療育費助成の拡充、ひきこもり対応の相談窓口開設など、評価できる前進面も見られました。

しかし、第一に、2022年度予算では、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量ゼロを目指す 2050ゼロカーボンちよだの実現を掲げましたが、まちづくりにおいて、低炭素化の取 組が進んだとしても、一方で、容積率緩和によって、ビルの高容積率によって、高炭素化 が加速されている現実があります。環境負荷の低減と容積率緩和は相入れません。今年は 記録的な猛暑でした。世界的にも、気候危機問題の解決は緊急課題です。まちづくりの転 換と草の根からの気候変動対策の取組を求めるものです。

第二に、住み続けたいと願う区民の切実な願いに正面から答えようとしていないことです。住まいは人権であり、必要とする全ての区民に支援の手が届くことが不可欠です。借 上型を含む公共住宅の供給とともに、居住安定支援家賃助成などの拡充を重ねて求めます。

第三に、市街地再開発事業や区道の沿道まちづくり等を巡り、住民参加、住民合意を得ることについての不十分さがあることです。社会情勢が不安定なときだけに、大型開発においては、なお一層の住民参加と情報開示が大切になっています。まちづくりに対する住民参加を実効あるものにするために、まちづくりに関わる情報の積極的な提示と地権者や住民の意見がまちづくりに最大限反映される仕組みづくりに力を尽くすことを求めます。

最後に、コロナ禍や物価高の中、国保料や後期高齢者保険料が負担増となったことです。 22年度決算では、17億円余りの予算の使い残しがありました。暮らしや福祉、子育て や事業者への支援の要望などに応えられない財政的な理由はありません。物価の高騰や思 い切った賃上げ政策がないために、実質賃金のマイナスは今後も続きます。区民の願いに 応える施策の抜本的な充実を求め、2022年度各会計の決算の認定に反対いたします。 〇岩佐委員長 ほかに意見発表は。

大坂委員。

〇大坂委員 議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、意見発表を行います。

令和4年度予算は、「希望の明日につなぐあけぼの予算」として、誰一人取り残すことなく、様々な立場の方々に寄り添う形で、様々な施策が展開されました。この予算の執行に当たり、予算の流用で幾つかの問題点が明らかになりました。今後の予算編成において、変化に柔軟に対応しつつも、財政規律を守り、効率的、効果的な行財政運営を行っていかなければならないと考えます。民間開放の在り方については、富士見みらい館での経験を

踏まえ、今後整備される神田錦町三丁目福祉施設を初めてのDBO手法にて整備することの課題が明らかになりました。今後、区民目線に立ち、適正な選定を行うための民間開放の在り方に関するガイドラインを見直し、改定することを求めます。DXについては、区民サービスの向上を重視し、引き続き推進することが重要と考えます。人事行政についても、幾つかの指摘をいたしましたが、組織は人なり、今後10年、20年先を見据えた強固な執行体制の基盤をつくり上げていくことを期待し、本議案に賛成いたします。〇岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 令和4年度各会計決算について、意見発表いたします。

区全体の多くの事業については、職員数が十分でない中で、区民を思い、丁寧に仕事をしていただいていると感じます。一方で、今年度の決算において、課題が明確になりました。2点あります。1点目は、区民に根拠を持って説明できないような契約があることです。特に特命随意契約において、委託目的に合った実施内容になっているのか、書類で明示されておらず、価格の適正性が不透明な執行、予算執行が見られました。2点目は、まちづくりにおいて、区民が置き去りになっている事例があることです。計画の早い段階から情報を公開し、区民の声をよく聞いていれば、納得性が高く、よりスムーズに区民の賛同を得られたのではないでしょうか。行政は区民の代わりに業務を執行しているのであって、主役は区民です。区民から見て分かりやすく、納得性の高い予算組みと事業執行が大切だと考え、令和4年度決算認定に反対いたします。

- 〇岩佐委員長 はい。えごし委員。
- 〇えごし委員 令和4年度会計決算について、賛成の立場から意見発表いたします。

令和4年度は、「希望の明日につなぐあけぼの予算」として、チャンス、チャレンジ、チェンジを強く意識しながら、多様性を認め合い、包摂する社会を目指し、誰一人取り残すことのないよう、様々な立場の方々に寄り添った形で諸施策を展開してきたことは、評価いたします。具体的には、ICT学校教育システムの推進、保育士奨学金返済支援の助成、障害児通所給付事業、子育て応援給付金、出産・子育て支援、新型コロナウイルス対策、認知症支援サービス、商工融資事業、地球温暖化対策の推進、デジタル化の推進に向けた調査、検討などです。このたびの分科会審議、また、総括において質疑しましたが、具体的には申し上げませんが、それぞれ前向きな答弁を頂きました。令和6年度の予算にぜひとも反映させていただくことを要望し、令和4年度各会計決算の認定に賛成いたします。

○岩佐委員長 ほかに。

岩田委員。

〇岩田委員 2022年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について。

神田警察通りの保安業務に1人頭8万円という社会通念上常識的には考えられないほど高額な金額を支払っていることの正当性についての根拠、説明が不足しており、とても納得できるものではない。それだけでなく、本来作成しなければならないような書類も、頭の中に入っているから大丈夫、必要に応じて作成すると、計画や数字を明らかにしない。また、委託契約というブラックボックスのような契約に頼り過ぎ、かえって支出を増やしているように見える。また、再開発の強引で無理やりな進め方にも疑問を感じる。あけぼの予算と言っているが、中身も見えず、衣ばかりで中身の小さいような天ぷら予算ともい

うべき本予算に反対する。(発言する者あり)決算に反対。(発言する者あり)

- 〇岩佐委員長 小野委員。
- 〇小野委員 はい。議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、 で、 賛成の立場で意見発表いたします。

令和4年度決算は、ちよだみらいプロジェクトの総括前に差しかかる節目であり、同時に、新たな時代を見据えた準備の年度でもあり、第4次基本構想の策定も進められました。令和4年度予算は、あけぼの予算の下、チャンス、チャレンジ、チェンジを意識した3点の柱で編成されました。分野別施策として重点事項が挙げられ、こうした取組を推進する予算が組まれ、補正予算は4回、物価高騰など、社会情勢に対応もしていました。定期監査では、全体として、おおむね適正であると認められました。是正、改善の指摘を受ける事例もありますが、現場の努力もあり、改善傾向が確認されています。また、審査の中で、予算の流用、予備費充当は、予算事務規則の範囲内であり、必要であったこと、そして、財政が健全な値であることも確認されました。

変化のスピードや問題が複雑化されやすい混沌とした時代でも最適な即時対応が求められ、社会情勢や国、都の方向性を見つつも、区特有の課題解決など、独自の施策、柔軟さと機動力も必要になってくると考えます。引き続き、職員の確保と育成、区民参画の在り方、そして、理解が進みやすい共有の方法など、区民との共生、区民福祉の増進の充実を求めて、賛成の討論といたします。

〇岩佐委員長 はい。白川委員。

〇白川委員 はい。議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算について、賛成の立場から意見発表いたします。

令和4年度の一般会計決算額について、歳出を見ると、令和3年度に比べて、約28億円の増となり、また予算執行率は85.4%と、1.2ポイント上昇し、区政に対する予算執行でも活気が出てきたように思います。しかしながら、その一方で、不用額は約100億円と、令和3年度より9億円ほど減少しております。依然として、多くの額が執行されていないことが明らかになっております。今、インフレの時代で、お金が目減りしている時代ですから、できるだけその年で執行する、十分に施行することが必要かと思います。

私たちの会派からは、各分科会での調査はもとより、総括質疑において、不登校対策をはじめ、認知症対策、生涯スポーツ、平和使節団、外神田一丁目計画など、区政全般にわたる質疑に対して、いずれも執行機関より前向きな答弁を頂き、今年度の執行、または、来年度当初予算の編成に向けて、期待を持てる結果となりました。特に外神田一丁目計画においては、注目度が非常に高く、世界的観光スポットである秋葉原のさらなる盛り上げに必要かと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいなと思っております。

今後は、インフレ対策など、直接的に区民生活に関与しなければならない政策、あるいはDXなど、内部の変革を伴う政策が求められています。もちろん、私たち、議会にも変化が必要で、個人の主張にこだわり、運営に支障を来すようなことはなるべく避けなければなりません。議会の効率化も同時に必要かと思います。いま一度、区民のために区民のための予算を適宜適正に執行するよう、職員一丸となって取り組んでもらうことを要望し、我々もそれに全力をかけて協力します。議案第38号に賛成いたします。

〇岩佐委員長 はい。春山委員。

〇春山委員 私どもの会派、議案第38号、令和4年度千代田区各会計決算について、賛成をいたします。

令和4年度は、様々な環境変化に対する新たな施策への試みも求められ、ウォーカブルなまちづくりやDXの推進など、将来に向けた新しい取組を模索されたのだと確認いたしました。ただ、各分科会や2日間にわたる総括質疑でも、執行率の低い個別事業についての質疑や意見がありました。トータルで見たときに、執行残額が100億近くと大きなものになります。もしもこれだけの金額があれば、もっと斬新な新しい区民サービスが考えられたのではないでしょうか。契約の結果、差金が生じた、また、努力の結果、低予算で収まった等、個々の事業に様々な理由があるにせよ、例えば、教育費の無償化や次世代のためのまちづくり、ビッグデータを使ったまちづくりなど、もっと先駆的な事業が考えられるのではないでしょうか。同時に、さらなるDXの推進を進めていく上でも、Z世代の職員の働く環境の整備という意味でも、民間にはある伸び代予算というべきDXの推進の予算を他の予算のDXで浮いた節減した分をDX予算に組み込んでよいとすれば、DX担当部署は励みになり、他部署と協調して、横串を貫きながら削減努力し、DXを進められるのではないでしょうか。当然、議会の説明責任をしっかりと果たしていく中で、当初予算を未消化扱いせず、活用できたとして貢献、あるいは成果に盛り込む等の柔軟な考え方が必要になっていくのではないでしょうか。

監査では、財政については健全であること、また、令和6年度に向けて、区民のQOLの向上と区民生活や行政運営に新たな変革をもたらす取組の実現に向けて進められていくことを期待し、議案38号に賛成いたします。

○岩佐委員長 ほかは、意見発表はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長 はい。以上で、意見発表を終了します。 暫時休憩します。

午後6時55分休憩午後6時55分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は24名です。

採決は起立により行います。

議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

〇岩佐委員長 牛尾委員、はまもり委員、小枝委員、岩田委員以外の方が賛成です。よって、本案は賛成多数により認定すべきと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査を終了しました。 休憩いたします。

午後6時56分休憩午後6時57分再開

〇岩佐委員長 委員会を再開します。

終わりに、議長からご挨拶をお願いいたします。

〇秋谷議長 予算・決算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

岩佐委員長、小林副委員長、西岡副委員長、嶋崎副委員長をはじめ、委員の皆さん、熱心なご審議、大変お疲れさまでした。また、理事者の皆様におかれましても、ご協力いただきまして、ありがとうございました。執行機関におかれましては、当予算・決算特別委員会の中で行われた貴重な議論を今後の区政運営へ反映させるよう努めていただくとともに、今後とも真摯に事務執行に当たっていただくようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

- ○岩佐委員長 続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。
- 〇樋口区長 予算・決算特別委員会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上 げます。

委員各位におかれましては、分科会、総括質疑と、長時間にわたり、慎重かつ熱心なご 審議を賜りました。誠にありがとうございました。

9月27日には、議案第37号、令和5年度千代田区一般会計補正予算(第2号)につきまして、賛成全員をもって原案どおり可決を賜り、御礼を申し上げます。そして、ただいま、議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定につきましても、賛成多数をもってご認定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました様々なご意見、ご指摘につきましては、今後、十分に留意いたします。区民の目線に立った区政運営に努力してまいる所存でございます。

委員長の岩佐りょう子議員、副委員長の小林たかや議員、西岡めぐみ議員、嶋崎秀彦議員のご尽力に厚く御礼を申し上げますとともに、委員各位に心より御礼を申し上げまして、 ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○岩佐委員長 最後に、私から一言申し上げます。

長時間にわたって、審査、本当にお疲れさまでございます。限られた日程の中で、本当に、皆様におかれましては、フルタイム、全てご発言していただけなかったこと、本当に 恐縮ですが、ご協力いただき、感謝をいたします。ありがとうございました。

以上で、予算・決算特別委員会を閉会します。お疲れさまです。

午後6時59分閉会